

令和7年度

内部評価及び外部評価実施結果
を踏まえた区の実施について

< テーマ別評価版 >

令和8年2月

新宿区

はじめに

新宿区では、区が実施する施策や事業の適切な評価及び進行管理を行うことにより、効果的・効率的な区政運営につなげるとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的として、「計画」・「実行」・「評価」・「見直し」といったPDCAサイクルに基づく行政評価を実施しています。

行政評価の実施に当たっては、区が実施する内部評価に加え、評価の客観性・透明性を高めるとともに、区民参画の機会を確保するため、学識経験者や区民で構成された新宿区外部評価委員会による評価を行っています。

令和7年度の行政評価では、外部評価委員会からの行政評価制度見直しに向けた提言を踏まえ、外部評価委員会が設定する重点テーマと、テーマに基づき選定する計画事業及び経常事業、並びにテーマ別評価対象以外の計画事業について評価を実施しました。

本冊子は、外部評価の対象になった評価テーマとテーマに基づき選定された計画事業及び経常事業について、令和6年度の区の取組についての評価に加え、これらが令和7年度の取組にどのように反映されているかを踏まえた上で今後の取組方針について示したものです。

効率的で質の高い区政運営を実現していくためには、限られた行政資源を有効に活用し、行政サービスのあり方を見直していくことが必要です。

今後も、行政評価を活用したPDCAサイクルの徹底を図り、事業等の適切な進行管理を行いながら、その結果を実行計画や予算に反映するとともに、各事業の見直しへの的確につなげていくことで、効果的・効率的な区政運営を推進していきます。

令和8年2月

新宿区長 吉住 健一

目 次

1	新宿区の行政評価制度	1
(1)	制度の目的	1
(2)	制度の概要	1
(3)	計画の体系と評価の対象	3
(4)	制度導入からの経過	4
2	令和7年度の行政評価	7
(1)	内部評価実施結果	8
(2)	外部評価実施結果	8
(3)	区の総合判断(テーマ別評価版)	9
(4)	行政評価シートの見方	10
3	テーマ別評価	19
	テーマ別評価一覧表	21
	効果的・効率的な行財政運営	22
	公共施設マネジメントの強化	75
	防災対策の強化	118

1 新宿区の行政評価制度

(1) 制度の目的

新宿区では、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的として、行政評価を実施しています。また、この行政評価を実施することで、具体的には、次の4つの事項を達成することを目指しています。

行政評価を活用した意思決定サイクルの確立
区政運営の意思決定サイクル（PDCA（ ）サイクル）の下に、行政評価制度を組み込み、常に評価結果を施策と事業の見直しに反映していきます。

公共サービスのあり方を見直し・効率的な区政運営の実現
成果に対する評価を通じて、行政としての関与の妥当性を検証し、これからの公共サービスのあり方を見直すとともに、費用対効果に優れた効率的な区政運営を実現します。

説明責任の確保・透明性の向上
誰の目にも分かりやすい評価制度とし、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性を向上させます。

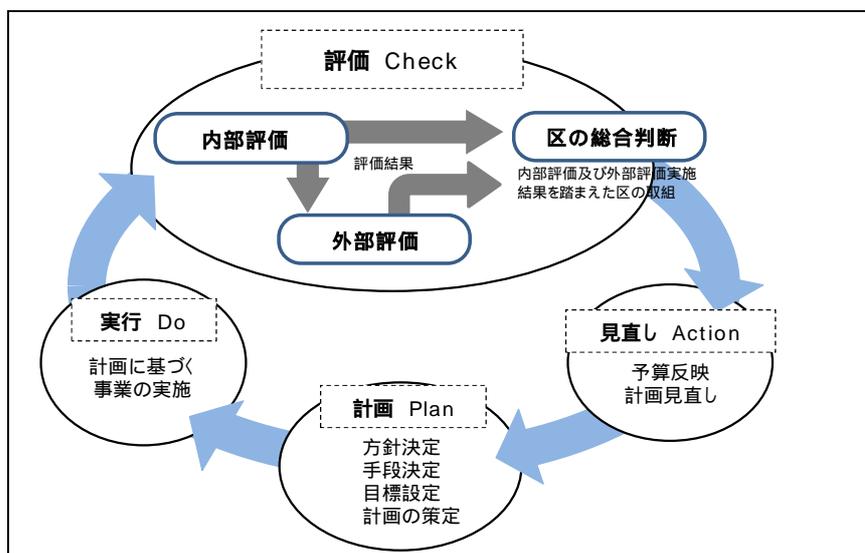
職員の意識改革と政策形成能力の向上
評価の過程を通じて、職員の意識改革と組織としての経営意識を涵養し、職員の意識改革と政策形成能力の向上を図ります。

PDCA：Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（見直し）

(2) 制度の概要

行政評価は、図1のとおり、区政運営の意思決定サイクル（PDCAサイクル）の下に組み込まれています。

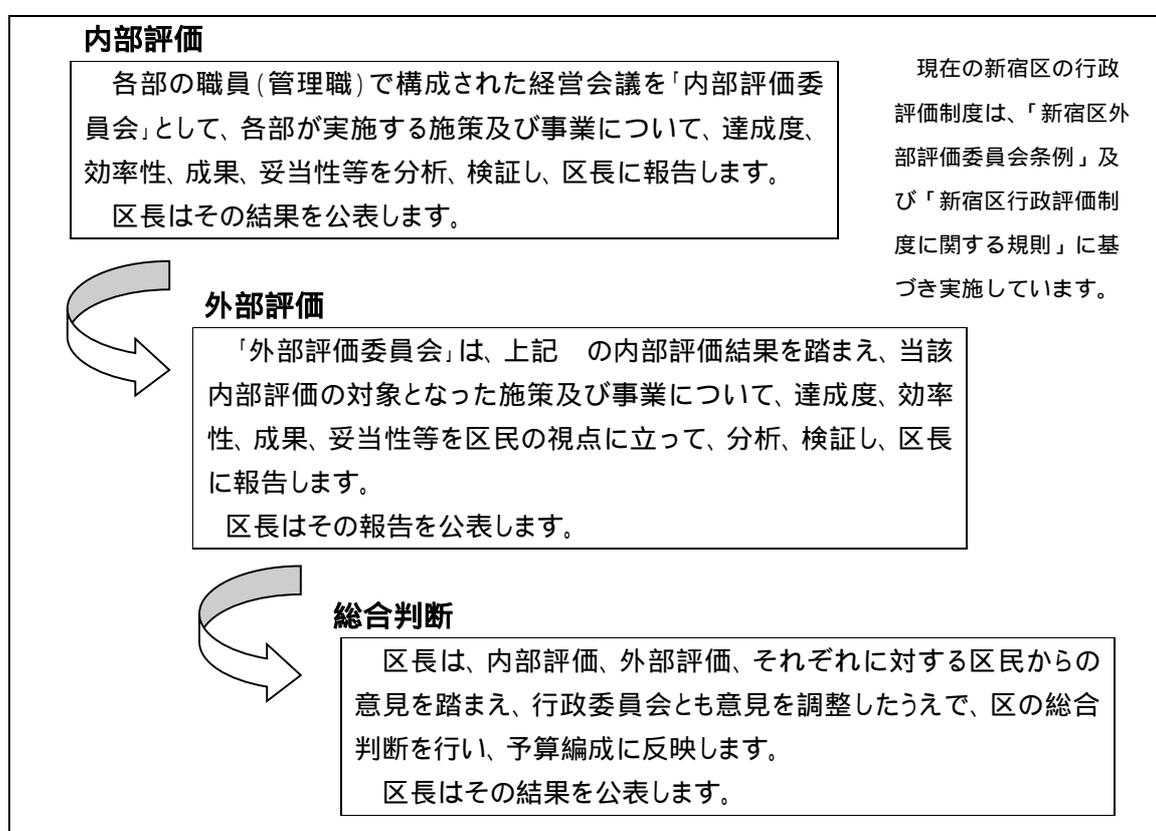
図1：区政運営の意思決定サイクルと行政評価の流れ



区の行政評価には、各部の経営会議を内部評価委員会として、各部が実施する施策及び事業について、達成度、効率性、成果、妥当性等を分析、検証する「内部評価」と、外部評価委員会が内部評価の対象となった施策及び事業について、達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析、検証する「外部評価」があります。また、区長は、内部評価と外部評価の結果を踏まえ、評価対象となった施策及び事業についてその方向性を総合的に判断し、「総合判断」として公表します。

行政評価全体の流れは、図2のとおりです。

図2：行政評価全体の流れ



(3) 計画の体系と評価の対象

区では、基本構想、総合計画、実行計画という計画の体系になっています。

【基本構想】

基本構想は、新宿区のまちづくりを進めるに当たり、基本理念、新宿区のめざすまちの姿()、まちづくりの基本目標及び区政運営の基本姿勢を明らかにするものです。区が策定・推進する全ての計画は、基本構想を踏まえたものとしします。

めざすまちの姿：『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

【総合計画】

総合計画は、基本構想を受けた区の最上位計画であり、基本構想に示す「めざすまちの姿」の実現に向けて、5つの基本政策を柱に施策の方向性を示したものです。計画の期間は10年間です。

【実行計画】

実行計画は、総合計画に示した施策を具体の事業として計画的に実施していくために策定する行財政計画であり、区政運営の具体的指針となるものです。計画期間は、総合計画の10年間で3つの期間に区切り、第一次から第三次までの計画としています。

今年度の内部評価は、外部評価委員会が設定する重点テーマと、テーマに基づき選定する計画事業及び経常事業、並びにテーマ別評価対象以外の計画事業について評価を実施しました。

テーマ別評価

外部評価委員会が設定する重点テーマを対象としています。

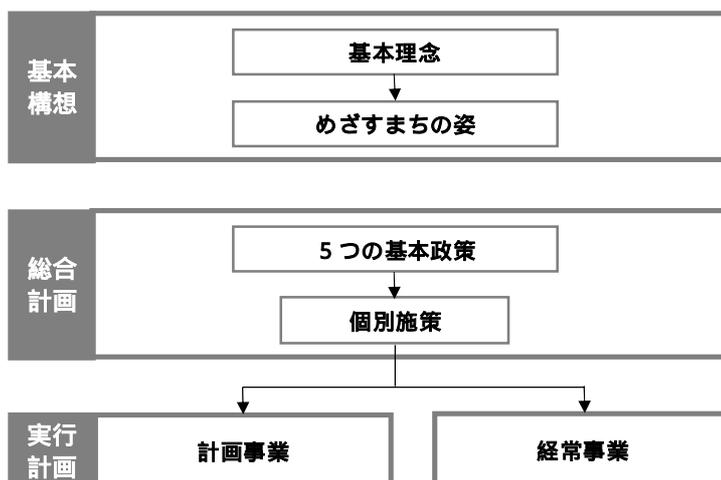
計画事業評価

計画的に推進していく事業として実行計画に位置付けられている計画事業を対象としています。(テーマ別評価の対象となる重点テーマに基づき選定する計画事業を含んでいます)。

経常事業評価

テーマ別評価の対象となる重点テーマに基づき選定する経常事業を対象としています。

図3：計画の構成



(4) 制度導入からの経過

【平成 11 年度】

事務事業評価を試行しました。

【平成 12 年度】

施策評価・事業評価を試行しました。

【平成 13 年度】

施策評価・事業評価を行い、評価結果を新宿区後期基本計画・第三次実施計画の策定に反映させました。

【平成 14 年度】

区民との協働や補助金といった 5 つのテーマ別評価を試み、協働の視点からの事業の見直しや補助金の見直しに評価結果を反映しました。

【平成 15 年度】

財務会計・文書管理等システムの開発にあわせて行政評価システムの開発に取り組んだため、行政評価を中止しました。

【平成 16 年度】

開発中の評価システムを部分的に活用することで、第四次実施計画の策定に評価結果を反映しました。

【平成 17 年度】

本格的に行政評価システムを導入し、行政評価を再始動しました。

【平成 18 年度】

平成 17 年度に実施した施策と事業を対象に評価を行うとともに、第四次実施計画で掲げた 21 の重点項目の視点からも評価を行いました。さらに、平成 15 年度から 3 か年取り組んだ事業別行政コスト計算書の成果を踏まえ、主に施設整備を行った 9 事業について、発生主義の考え方を取り入れ、トータルコストに減価償却費を組み入れて、行政評価を実施しました。

【平成 19 年度】

新宿区基本構想審議会答申における、区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案を受け、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)を設置し、行政評価の客観性・透明性を一層高めました。

【平成 20 年度】

新宿区基本計画と第四次実施計画の最終年度であることから、単年度の振り返りだけでなく、それぞれの計画期間(10 年間・3 年間)の主な取組をまとめて評価をしました。

また、区が単独で補助を実施する事業(以下「補助事業」という。)についても評価を行い、透明性を高めました。

【平成 21 年度】

新宿区基本構想（以下「基本構想」という。）と新宿区総合計画（以下「総合計画」という。）（平成 20～29 年度）の「個別目標」と、新宿区第一次実行計画（以下「第一次実行計画」という。）（平成 20～23 年度）の「計画事業」及び「補助事業」の評価を行いました。

【平成 22 年度】

平成 21 年度と同様に、「個別目標」、「計画事業」及び「補助事業」を評価しました。特に「補助事業」の評価については、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間の総合的に評価した上で、今後の課題や改革方針を整理しました。

【平成 23 年度】

新宿区第二次実行計画（以下「第二次実行計画」という。）（平成 24～27 年度）に評価結果を反映させるため、評価時期を早め、「第一次実行計画期間における評価」と、「第二次実行計画に向けた方向性（見込み）」の項目を追加して、「計画事業」を評価しました。

【平成 24 年度】

第一次実行計画（平成 20～23 年度）の最終年度であることから、「個別目標」を評価するとともに、「計画事業」については、平成 23 年度の評価に加えて、計画期間である 4 年間の総合評価を行いました。また、計画事業とは別に経常的に実施している事業（以下「経常事業」という。）についても評価を行いました。経常事業については、平成 27 年度までの第二次実行計画期間中に、区のほぼ全ての事業を評価しました。

【平成 25 年度】

第二次実行計画（平成 24～27 年度）の初年度の「計画事業」の評価を行うとともに、平成 24 年度に引き続き「経常事業」の評価を行いました。さらに、評価を行った経常事業を対象に「事業別行政コスト計算書」を作成し、現金収支では見えない隠れたコストなどを明らかにしました。

【平成 26 年度】

第二次実行計画（平成 24～27 年度）の二年度目の「計画事業」の評価を行いました。また、平成 25 年度に引き続き「経常事業」の評価を行うとともに、評価を行った経常事業を対象に「事業別行政コスト計算書」を作成しました。

【平成 27 年度】

新宿区第三次実行計画（以下「第三次実行計画」という。）（平成 28・29 年度）に評価結果を反映させるため、「第二次実行計画期間を通じた分析」と、「第三次実行計画に向けた方向性」の項目を追加して、「計画事業」を評価しました。

また、平成 26 年度に引き続き「経常事業」の評価を行うとともに、評価を行った経常事業を対象に「事業別行政コスト計算書」を作成しました。

【平成 28 年度】

第二次実行計画（平成 24～27 年度）の最終年度であることから、平成 27 年度の「計画事業」の評価に加えて、「第二次実行計画期間を通じた分析・評価」の項目を追加して、計画期間である 4 年間の総合評価を行いました。

【平成 29 年度】

第三次実行計画（平成 28・29 年度）の初年度の「計画事業」の評価を行うとともに、新宿区第一次実行計画（平成 30（2018）～令和 2（2020）年度）（以下「第一次実行計画（平成 30（2018）～令和 2（2020）年度）」という。）に評価結果を反映させるため、「新実行計画に向けた方向性」の項目を追加して、「計画事業」を評価しました。

【平成 30 年度】

施策評価を実施し、外部評価委員会により選定された総合計画の「個別施策」の評価及び「個別施策」を構成する「計画事業」の評価と「経常事業」の取組状況の確認を行いました。

また、計画事業評価については、第三次実行計画（平成 28・29 年度）の最終年度の評価であることから、平成 29 年度の「計画事業」の評価に加えて、第三次実行計画期間を通じた評価（総合評価）を行いました。

【令和元年度】

平成 30 年度と同様に施策評価を実施し、外部評価委員会により選定された総合計画の「個別施策」の評価及び「個別施策」を構成する「計画事業」の評価と「経常事業」の取組状況の確認を行いました。

また、第一次実行計画（平成 30（2018）～令和 2（2020）年度）の初年度の「計画事業」の評価を行い、実行計画の見直しにつなげました。

【令和 2 年度】

令和 2 年度の行政評価は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外部評価及び総合判断を中止とし、内部評価のみ実施しました。

内部評価においては、総合計画の個別施策の評価及び第一次実行計画（平成 30（2018）～令和 2（2020）年度）の 2 年度目（令和元年度）の計画事業の評価を行いました。

また、内部評価で整理した課題や行政需要、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえて今後の事業内容を検討し、「新たな日常」を基軸とした第二次実行計画（令和 3（2021）～5（2023）年度）の策定につなげました。

【令和 3 年度】

内部評価では、外部評価委員会で選定した個別施策及び第一次実行計画（平成 30（2018）～令和 2（2020）年度）の最終年度（令和 2 年度）の計画事業について評価を実施しました。また、評価の対象となった個別施策を構成する経常事業について、取組状況の確認を行いました。

外部評価では、施策単位の評価を行い、個別施策及び個別施策を構成する計

画事業について評価を実施するとともに、個別施策を構成する経常事業について、取組状況の確認を行いました。

なお、内部評価・外部評価とも、計画事業評価にあたっては、これまでの計画事業単位での評価から、各計画事業を構成する一つひとつの事業（枝事業）ごとの評価に変更しました。また、令和2年度の評価に加え、令和3年度の事業の進捗管理の強化を行い、これらを踏まえた令和4年度を取組方針やその他の工夫や改善を示すことにより、一連の流れの見える化を図りました。

【令和4年度】

内部評価では、外部評価委員会で選定した個別施策及び第二次実行計画（令和3（2021）～5（2023）年度）の初年度（令和3年度）の計画事業について評価を実施しました。また、評価の対象となった個別施策を構成する経常事業について、取組状況の確認を行いました。

外部評価では、施策単位の評価を行い、個別施策及び個別施策を構成する計画事業について評価を実施するとともに、個別施策を構成する経常事業について、取組状況の確認を行いました。

【令和5年度】

内部評価では、外部評価委員会で選定した個別施策及び第二次実行計画（令和3（2021）～5（2023）年度）の2年目（令和4年度）の計画事業について評価を実施しました。また、評価の対象となった個別施策を構成する経常事業について、取組状況の確認を行いました。

外部評価では、施策単位の評価を行い、個別施策及び個別施策を構成する計画事業について評価を実施するとともに、個別施策を構成する経常事業について、取組状況の確認を行いました。

【令和6年度】

内部評価では、外部評価委員会で選定した個別施策及び第二次実行計画（令和3（2021）～5（2023）年度）の最終年度（令和5年度）の計画事業について評価を実施しました。また、評価の対象となった個別施策を構成する経常事業について、取組状況の確認を行いました。

外部評価では、施策単位の評価を行い、個別施策及び個別施策を構成する計画事業について評価を実施するとともに、個別施策を構成する経常事業について、取組状況の確認を行いました。

2 令和7年度の行政評価

内部評価では、外部評価委員会が設定する3つの重点テーマと第三次実行計画（令和6（2024）～9（2027）年度）の初年度（令和6年度）の計画事業、及びテーマに基づき選定する15の経常事業について評価を行いました。

外部評価では、テーマ別評価を行い、外部評価委員会が設定する重点テーマとテーマに基づき選定する計画事業及び経常事業について評価を行いました。

(1) 内部評価実施結果

3つのテーマと令和6年度に実施した65の計画事業(枝事業を含む事業数89事業)について評価を実施しました。また、評価の対象となったテーマに基づき選定する15の経常事業について評価を行いました。

評価結果は以下のとおりです。

テーマ別評価(3テーマ)

3テーマとも、「おおむね良好」と評価しました。

評価の対象は、次の3テーマです。

効果的・効率的な行財政運営
公共施設マネジメントの強化
防災対策の強化

計画事業評価(65事業・枝事業を含む事業数89事業)

全計画事業(テーマ別評価の対象となった計画事業(6事業・枝事業を含む事業数11事業)を含む)について、評価を行いました。

評価結果は以下のとおりです。

ア	計画以上	3事業
イ	計画どおり	82事業
ウ	計画以下	4事業

経常事業評価(15事業)

テーマ別評価の対象となる経常事業について、評価を行いました。

評価結果は以下のとおりです。

ア	適切	15事業
イ	改善が必要	0事業

(2) 外部評価実施結果

3つのテーマと、テーマに基づき選定する計画事業(6事業(枝事業を含む事業数11事業))及び経常事業(15事業)の評価を行いました。

評価結果は以下のとおりです。

テーマ別評価（3テーマ）

3つのテーマのうち、2つのテーマを「おおむね良好」と評価し、1つのテーマを「やや不十分」と評価しました。

評価の対象は、以下の3テーマです。

効果的・効率的な行財政運営
公共施設マネジメントの強化
防災対策の強化

計画事業評価（6事業・枝事業を含む事業数 11事業）

枝事業を含む 11事業のうち、9事業を「計画どおり」と評価し、2事業を「計画以下」と評価しました。

経常事業評価（15事業）

15の経常事業のうち、14事業を「適切」と評価し、1事業を「改善が必要」と評価しました。

（3）区の総合判断（テーマ別評価版）

テーマ別評価の対象となったテーマ及び事業について、内部評価実施結果、外部評価実施結果、及びそれぞれに対する区民からの意見を踏まえ、総合判断を実施しました。

外部評価意見があったものについては、それぞれの意見に対して内部評価と外部評価を踏まえた区の対応の方向性を示しています。

なお、テーマ別評価の対象となった事業以外の計画事業を含む全体版については、令和8年3月に公表します。

(4) 行政評価シートの見方

テーマ別評価シート

所管部	総務部（危機管理担当部）、福祉部、子ども家庭部（子ども総合センター）、健康部、教育委員会事務局
-----	---

評価対象概要

区の総合計画における当該テーマの位置付け

評価対象テーマ	防災対策の強化
区の施策体系における位置付け	新宿区総合計画（平成30(2018)年～令和9(2027)年）では、個別施策 -1「災害に強い、逃げやすい安全なまちづくり」でハード面の防災対策について、個別施策 -2「災害に強い体制づくり」でソフト面の防災対策について、それぞれの取組を定めている。

対象テーマ設定および対象事業選定の考え方

評価対象選定の考え方	<p>区は、能登半島地震をはじめ、気候変動に伴う大型台風や、局地的集中豪雨などの災害が日本各地で発生しており、東京もいつ大災害が発生するか分からない状況となっていることを受け、以下の取組を重点的に推進することとしている。</p> <p>地域住民や消防、警察、ライフライン事業者等と連携した総合防災訓練を実施すること 地域交流館等の通所系施設の福祉避難所について、施設ごとの課題を踏まえた避難所の役割の明確化や、運営の具体化の検討などを実施し、福祉避難所の運営体制のさらなる強化を図ること マンションの防災対策については、戸別訪問により防災意識の啓発を図るとともに、エレベーター用防災キャビネットの支給や、防災備蓄品購入費助成を新たに開始し、自主防災組織の結成を促進していくこと 災害時における被災者生活再建支援の強化に向け、罹災証明書発行事務や住家被害認定調査をデジタル化するほか、職員に対する実践的な研修を行っていくこと 建築物等の耐震性強化については、木造・非木造・特定緊急輸送道路沿道建築物への耐震改修工事費補助を実施するほか、エレベーターの防災対策改修への助成を実施すること さらに、耐震性が特に十分でないブロック塀等を対象に、専門家のアドバイザー派遣制度を新設するほか、除却工事費に係る助成上限額を40万円から100万円に拡充すること</p> <p>（出典 「令和6年度区政の基本方針説明」の「2 令和6年度の区政運営の基本認識」）</p> <p>本テーマに関わる事業は多岐に渡ることから、令和7年度は、地域との連携が特に必要となる の取組を評価対象とする。</p>
------------	--

評価対象事業	計画事業29	高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実
	経常事業357	女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実
	経常事業358	福祉避難所の充実と体制強化
	経常事業359	災害用備蓄物資の充実
	経常事業372	災害訓練等の実施
	経常事業376	ペット防災対策事業

令和6年度の評価

令和6年度の取組状況に対する評価と、評価の理由や詳細

		良好	おおむね良好	やや不十分	不十分
本テーマに対する 区の実績状況		<p>14年ぶりに実施した総合防災訓練には、637名が参加しました。防災関係機関等の協力を得て、各種防災訓練・体験や連携訓練を合同で実施するなど、地域と一体となり防災力の向上を推進しました。</p> <p>避難所及び福祉避難所の機能維持を図るため、配備済の備蓄物資を計画的に更新するとともに、携帯トイレの追加配備を行いました。</p> <p>福祉避難所に指定されている施設のうち、高齢施設4所及び障害施設3所に対して、施設ごとの特性に応じた「福祉避難所開設キット」を作成することで、福祉避難所の運営体制強化を図りました。</p> <p>災害時要配慮者の安全確保に向けて、1,733名の新規作成対象者に対して要配慮者災害用セルフプランの作成を勧奨するとともに、介護事業者や関係団体等に向けて様々な機会をとらえて普及啓発を推進しました。</p> <p>以上のことから、「防災対策の強化」に対する区の実績状況について、おおむね良好と評価します。</p>			
	課題 ・ 取組方針	課題		令和7年度の実績方針	
このテーマにおける これまでの取組を踏まえた、今後の課題 と取組方針	総合防災訓練について、より多くの区民参加を促すための工夫が必要です。	様々な地域からの参加がしやすいような会場選定に努めるとともに、VR防災体験車や消防車等の大型車を会場に誘致するなど、区民の関心を集めるための取組を実施します。			
	避難所防災訓練については、訓練を形骸化させないための取組が求められています。	地域の実情に応じた実効性の高い訓練を行うとともに、避難所開設キットを活用した訓練の実施に向けた働きかけを行います。			
	学校や地域における防災教育の担い手不足を未然に防ぐ必要があります。	小中学校の児童・生徒と連携した避難所防災訓練を実施します。			
	避難所及び福祉避難所等における備蓄物資については、避難所の機能維持のため計画的な更新が必要です。 あわせて、国等の基準や昨今の災害事例、施設状況等を踏まえての臨機応変な対応も求められます。	避難所及び福祉避難所等に配備している備蓄物資を計画的に更新するとともに、必要に応じて追加配備を行います。			
	災害時に要配慮者を収容する福祉避難所として指定される施設については、施設種別や所在地域、施設管理者の習熟度等の特性の違いにより、それぞれ円滑な避難所運営にあたっての課題を抱えています。	施設の特性や課題を踏まえた訓練の実施や「福祉避難所開設キット」の作成など、福祉避難所の運営体制の強化に向けた支援の対象施設を増やしていくことで、災害時における要配慮者支援体制の充実を図ります。			

外部評価	外部評価意見と区への対応			
	良好	おおむね良好	やや不十分	不十分
評価	総合防災訓練では防災対策を評価する。 「令和7年度外部評価実施結果報告書」における評価を記載 更新など、区「ね良好」と評			
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見		区への対応	
その他意見・感想	総合防災訓練は定期的を実施し、実施しない年度でも図上訓練などを継続実施することで、発災時に 「令和7年度外部評価実施結果報告書」における外部評価意見を記載 ながら民間企業等との連携を強化することで、区の防災対策の取組をさらに前へ進めてほしい。		今後も区民と地域の防災力向上を推進するため、また、関係機関との連携を図るため、代替的な取組方法も含め、総合防災訓練を継続して実施していきま 「令和7年度外部評価実施結果報告書」における外部評価意見を記載 内部評価と外部評価を踏まえた区への対応を記載 「東京都帰宅困難者オペレーションシステム（通称キタコンDX）」等のICTを活用した訓練等を実施するなど、民間企業等と連携した防災対策に取り組んでいきます。	

次年度の取組方針（区の総合判断）	令和8年度の取組方針（区の総合判断）	
	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
課題・取組方針	総合防災訓練は、発災時における初動対応の円滑化が図られることから、今後も定期的な実施が求められます。また、訓練の開催に際しては、区民の参加促進を図る必要があります。 避難所防災訓練は、訓練を形骸化させないため実効性の高い取組が求められています。また、学校や地域における防災教育の担い手不足を未然に防ぐため、小中学校の児童・生徒の訓練参加を促進する必要があります。	区民と地域の防災力向上を推進するため、また、関係機関との連携を図るため、総合防災訓練を定期的実施していくとともに、区民が参加しやすい体験型等の効果的な訓練内容を検討していきます。 各避難所の防災訓練については、避難所開設キットを用いた実践的な開設訓練を実施していきます。また、小学校の児童の訓練参加を促進するため、学校関係者と調整を図り、保護者向けの周知用チラシを配布するなどの取組を検討していきます。さらに、中学校・高校の生徒と連携した避難所防災訓練を実施します。
	気候変動や人口動態の変化のほか、発災時間帯や区内の多様な地域特性に柔軟に対応できる備蓄体制の構築が求められています。 大規模災害時の被害を最小限に抑えるためには、各家庭における日頃からの備えが重要であり、区民に対して広く普及啓発を行う必要があります。	発災時間帯に応じた適切な物資の備蓄を推進するとともに、各避難所ごとの特性を踏まえた情報収集を行い、その結果に基づき、必要に応じて備蓄物資の内容や数量の見直しを実施していきます。 在宅避難体制の強化を図るため、避難所防災訓練や防災講話等の様々な機会を捉えて、日頃からの備えや行動方針について情報提供や啓発を行っています。

行政評価を踏まえた課題と令和8年度の取組方針

計画事業評価シート

所管部	みどり土木部
所管課	道路課

基本政策	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化		
個別施策	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	災害に強い都市基盤の整備
計画事業	26	-	まちをつなぐ橋の整備
関係法令	道路法		
関係計画等	新宿区公共施設等総合管理計画、新宿区橋りょう長寿命化修繕計画		

令和7年度当初時点の計画内容	26	計画事業名	まちをつなぐ橋の整備		所管部	みどり土木部	継続
		事業概要	「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修・補強工事を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行います。				
		指標	年度別計画				
		令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
		「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画（令和5年度改定）」に基づく補修工事が完了した橋りょうの数 【10橋】	榎橋 ○補修工事				
			長町橋1号 ○補修工事				
			羽衣橋 ○協議・調整	羽衣橋 ○補修工事			
			田島橋 ○協議・調整	田島橋 ○補修工事			
			上落合八幡歩道橋 ○協議・調整	上落合八幡歩道橋 ○補修工事			
			新開橋 ○補修設計（詳細）	新開橋 ○協議・調整	新開橋 ○補修工事		
	万亀橋 ○補修設計（詳細）		万亀橋 ○協議・調整	万亀橋 ○補修工事			
			三島橋 ○補修設計（詳細）	三島橋 ○協議・調整	三島橋 ○補修工事	三島橋 ○補修工事	
			仲之橋 ○補修設計（詳細）	仲之橋 ○協議・調整	仲之橋 ○補修工事	仲之橋 ○補修工事	
			豊橋 ○補修設計（詳細）	豊橋 ○協議・調整	豊橋 ○補修工事	豊橋 ○補修工事	
			曙橋 ○補修設計（詳細）	曙橋 ○協議・調整	曙橋 ○協議・調整		
			長町橋2号 ○補修設計（詳細）	長町橋2号 ○協議・調整	長町橋2号 ○協議・調整		
			西ノ橋 ○補修設計（詳細）	西ノ橋 ○協議・調整	西ノ橋 ○協議・調整		
				相生橋 ○補修設計（詳細）	相生橋 ○補修設計（詳細）		
				小桜橋 ○補修設計（詳細）	小桜橋 ○補修設計（詳細）		
				栄橋 ○補修設計（詳細）	栄橋 ○補修設計（詳細）		
			定期点検 58橋				
	事業費計（千円）	事業費（千円）					
	296,195	47,358	184,284	64,553			

新宿区第三次実行計画(令和6~9年度)における、令和7年度当初時点での計画内容を掲載しています。
下線のない部分は、令和6年度当初時点の計画内容です。
下線部分は令和6年度中に計画の変更を行った内容です。

下線部は令和6年度に計画の変更を行った内容を示しています。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	計画以上	計画どおり	計画以下	事業全体の評価
令和6年度当初時点	主な課題 橋りょうは定期的に点検を行い、老朽化対策等適切な補修・補強を行う必要があり、常に健全な状態を維持する対応が求められます。		令和6年度の取組方針 「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型管理の観点から計画的かつ効率的な維持管理に取り組んでいきます。	令和6年度当初の課題と取組方針
	実績 「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく事業の実施 (1)榎橋・長町橋1号：補修工事完了（令和7年3月） (2)羽衣橋・田島橋・上落合八幡歩道橋：補修工事に向けた河川管理者との協議・調整 (3)新開橋・万亀橋：補修に向けた詳細設計完了（令和7年3月）			令和6年度の事業実績
令和6年度末時点	評価 「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき事業を着実に進め、当初予定した目標を達成できたことから、計画どおりと評価します。			評価の理由や詳細
	主な課題 橋りょうは定期的に点検を行い、老朽化対策等適切な補修・補強を行う必要があり、常に健全な状態を維持する対応が求められます。		令和7年度の取組方針 「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型管理の観点から計画的かつ効率的な維持管理に取り組んでいきます。	令和6年度末時点における課題と令和7年度の取組方針
	令和7年度の取組内容 「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく事業の実施 (1)羽衣橋・田島橋・上落合八幡歩道橋：補修工事を実施【令和8年3月完了】 (2)新開橋・万亀橋：補修工事に向けた河川管理者との協議・調整 (3)三島橋・仲之橋・豊橋：補修に向けた詳細設計を実施【令和8年3月完了】			令和6年度末時点で令和7年度に予定している具体的な取組内容

【】内は実施回数・実施時期等の当初予定・目標を記載

指標

1	指標名	「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画(令和5年度改定)」に基づく補修橋りょう数				事業成果を計る指標
	定義	「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画(令和5年度改定)」に基づく補修工事が完了した橋りょうの数 [累積]				
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	目標値	2橋	5橋	7橋	10橋	
	実績値	2橋				
達成度	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%		

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計	第三次実行計画期間における当該事業に要する経費
予算現額	32,893 千円				32,893 千円	
事業経費	31,926 千円				31,926 千円	
一般財源	5,605 千円				5,605 千円	
特定財源	26,321 千円				26,321 千円	
執行率	97.1 %				97.1 %	
備考	【特定財源】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施受託事業収入					

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計	地方公会計制度に基づき算出したコスト 人口は翌年度4月1日時点のもの
行政コスト	57,368 千円				57,368 千円	
新宿区の人口	352,395 人				352,395 人	
区民一人当たりのコスト	162.8 円				162.8 円	

外部評価意見と区への対応

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
	<p>「新宿区橋りょう」ありと評価する</p> <p>「令和7年度外部評価実施結果報告書」における評価を記載</p> <p>いたことから、「計画ど</p>		
その他意見・感想	外部評価意見		区への対応
	<p>所 につ が分 努め</p> <p>「令和7年度外部評価実施結果報告書」における外部評価意見を記載</p> <p>「新 去も なつ への十分な説明を欠かすことなく、慎重に行ってもらいたい。</p>		<p>引き 計画の</p> <p>橋の 行機能 検証を 慎重に取り組んでいきます。</p> <p>内部評価と外部評価を踏まえた区への対応を記載</p>

令和7年度の状況（事業全体）

令和7年度当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針	令和7年度当初の課題と取組方針
	橋りょうは定期的に点検を行い、老朽化対策等適切な補修・補強を行う必要があり、常に健全な状態を維持する対応が求められます。	「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型管理の観点から計画的かつ効率的な維持管理に取り組んでいきます。	
令和7年度9月末時点	実績		令和7年9月末時点の事業実績
	<p>「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき事業の実施</p> <p>(1)羽衣橋：補修工事を実施[令和8年2月完了]</p> <p>田島橋・上落合八幡歩道橋：補修工事を実施[令和8年3月完了]</p> <p>(2)新開橋・万亀橋：補修工事に向けた河川管理者との協議・調整</p> <p>(3)三島橋・仲之橋・豊橋：補修に向けた詳細設計を実施[令和8年2月完了]</p>		
令和8年度予算編成時点	主な課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）	行政評価及び令和7年度進捗を踏まえた課題と令和8年度の取組方針
	橋りょうは定期的に点検を行い、老朽化対策等適切な補修・補強を行う必要があり、常に健全な状態を維持する対応が求められます。	「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型管理の観点から計画的かつ効率的な維持管理に取り組んでいきます。また、5年に一度の橋りょうの定期点検を実施します。	

経常事業評価シート

所管部	福祉部
所管課	地域福祉課

基本政策	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	2 災害に強い体制づくり
経常事業	358 福祉避難所の充実と体制強化
関係法令	
関係計画等	新宿区地域防災計画、新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、新宿区障害者計画・第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画

事業概要	<p>災害時の要配慮者の在宅又は避難所生活における必要な事項等を記載する、要配慮者災害用セルフプランの作成勧奨を実施し、広く普及啓発を行います。また、「新宿区二次避難所（福祉避難所）運営マニュアル」に基づいた二次避難所（福祉避難所）の開設・運営訓練を実施します。さらに二次避難所（福祉避難所）の備蓄物資を計画的に更新し、災害時応急体制の強化を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者災害用セルフプランの郵送による作成勧奨 災害時要援護者名簿及び避難行動要支援者名簿の登録者に対してセルフプランを郵送します。 2 避難所開設・運営訓練の実施 訓練等を実施し、区職員及び施設職員、関係機関、地域の協力を得ながら、福祉避難所の円滑な開設運営に備えます。 3 福祉避難所への備蓄物資の配備 福祉避難所の協定を締結している事業所に対して備蓄物資を配備します。また、配備済の備蓄物資の計画的な更新を行います。
------	--

事業の目的、取組内容

令和6年度の評価（事業全体）

評価	適切	改善が必要
----	----	-------

事業全体の評価

令和6年度の評価（取組別）

取組 1	要配慮者災害用セルフプランの郵送による作成勸奨	
令和6年度当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	要配慮者の安全確保に向けて、セルフプランの普及啓発を更に進める必要があります。	セルフプランの新規作成対象者（約2,000人）を把握し、該当者へ様式を送付して作成を促していきます。 （対象者）要介護度3以上、身体障害者手帳2級以上、愛の手帳2度以上、支援の必要な申請者 介護事業者、関係団体等へのセルフプラン周知による作成支援依頼をしています。
令和6年度末時点	実績	
	セルフプラン作成の勸奨通知の送付 ・新規対象者へのセルフプラン送付（令和7年1月20日発送 1,733名） セルフプランの普及啓発 ・セルフプラン作成会（令和6年8月1日（あゆみの家）、8月26日（NPO法人西新宿共同作業所ラバンス）） ・ふれあいトーク宅配便（令和6年9月14日 マンション管理組合（牛込ハイム）） ・健康部・福祉部共催の令和6年度在宅医療と介護の交流会（令和6年9月25日） ・令和6年度新宿区総合防災訓練（令和6年11月9日） ・ケアマネジャーネットワーク新宿第4回定例会（令和6年12月19日） ・精神保健福祉連絡協議会（令和7年1月16日） ・民生委員宿泊研修（令和7年1月29日） ・視覚障害者交流コーナー講座（令和7年2月1日） ・聴覚障害者交流コーナー講座（令和7年2月15日） ・上落合地域交流館利用者懇談会（令和7年3月3日）	
	評価	
	セルフプランについて、介護事業者や関係団体等に対して周知活動を行うとともに、新規対象者全員へ作成勸奨通知を送付しました。	
令和6年度末時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	要配慮者の安全確保に向けて、セルフプランの普及啓発を更に進める必要があります。	セルフプランの新規作成対象者（約2,000人）を把握し、該当者へ様式を送付して作成を促していきます。 （対象者）要介護度3以上、身体障害者手帳2級以上、愛の手帳2度以上、支援の必要な申請者 介護事業者、関係団体等へのセルフプラン周知による作成支援依頼をしています。 更なる普及策や実効性の向上を検討していきます。

取組別の評価
全ての取組をまとめて記載している場合はこの行がありません。

令和6年度当初の課題と取組方針

令和6年度の事業実績

評価の理由や詳細

令和6年度末時点における課題と令和7年度の取組方針

取組 2	福祉避難所の体制強化（避難所開設・運営訓練の実施、福祉避難所への備蓄物資の配備）	
令和6年度当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	災害時の福祉避難所の機能維持を図る必要があります。	新規に福祉避難所に指定する施設に備蓄物資を配備するとともに、配備済の備蓄物資（水・お粥）の計画的な更新を行います。 福祉避難所の円滑な開設・運営ができるように訓練を実施します。
令和6年度末時点	実績	
	備蓄物資の更新 配備済の備蓄物資（水・お粥）の更新（4所）	
	評価	

事業経費（令和6年度）

予算現額	7,936 千円
事業経費	6,677 千円
一般財源	6,677 千円
特定財源	0 千円
執行率	84.1 %

事業全体の経費

備考	
----	--

外部評価意見と区の対応

評価	適切	改善が必要
	要配慮者災害・啓発活動 また、福祉遊園地、体制強化	
「令和7年度外部評価実施結果報告書」における評価を記載		
関係団体等への周知・啓発活動の実施など		
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見	区の対応
	要配慮者への支援において、民生・児童委員や事業者、この点を踏まえて「令和7年度外部評価実施結果報告書」における外部評価意見を記載	内部評価と外部評価を踏まえた区の対応を記載
その他意見・感想	災害時の避難等に関する情報、小中学校の防災時の行動目標を踏まえて、外出中に参照する情報の内容整備を検討してほしい。	作成を検討し、関係団体等への周知・啓発活動の実施など、実効性の向上を検討していきます。

令和7年度の状況（取組別）

取組1	要配慮者災害用セルフプランの郵送による作成動奨	
令和7年度当初	課題	令和7年度の取組方針
	要配慮者の安全確保に向けて、セルフプランの普及啓発を更に進める必要があります。	セルフプランの新規作成対象者（約2,000人）を把握し、該当者へ様式を送付して作成を促していきます。 （対象者）要介護度3以上、身体障害者手帳2級以上、愛の手帳2度以上、支援の必要な申請者 介護事業者、関係団体等へのセルフプラン周知による作成支援依頼をしています。 更なる普及策や実効性の向上を検討していきます。
令和7年度9月末	実績	
	セルフプラン作成の動奨通知の送付 ・新規対象者へのセルフプラン送付（令和7年7月31日発送 843名） セルフプランの普及啓発及び福祉避難所に関する意見交換の実施 ・新宿区精神障害者家族会（令和7年7月12日）	
令和8年度予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	要配慮者の安全確保に向けて、セルフプランの普及啓発を更に進める必要があります。 災害時の避難等に不安を抱える方々への支援の実効性を強化する必要があります。	セルフプランの新規作成対象者（約2,000人）を把握し、該当者へ様式を送付して作成を促していきます。 （対象者）要介護度3以上、身体障害者手帳2級以上、愛の手帳2度以上、支援の必要な申請者 セルフプランやあんしん手帳の作成を通じて、要配慮者の自助や共助の取組を進めます。 これまでの取組に加えて、「個別避難計画」を作成し、要配慮者支援の実効性を高めます。
取組2	福祉避難所の体制強化（避難所開設・運営訓練の実施、福祉避難所への備蓄物資の配備）	
令和7年度当初	課題	令和7年度の取組方針
	災害時の福祉避難所の機能維持を図る必要があります。	新規に福祉避難所に指定する施設に備蓄物資を配備するとともに、配備済の備蓄物資（水・お粥）の計画的な更新を行います。 福祉避難所の円滑な開設・運営ができるように訓練を実施します。
令和7年度9月末	実績	
	配備済の備蓄物資（水・お粥）の更新に向けた事業者調整 小型の非常用電源等の整備を検討（地域交流館や障害者福祉施設等の福祉避難所47所）	

令和7年度当初の課題と取組方針

令和7年9月末時点の事業実績

行政評価及び令和7年度進捗を踏まえた課題と令和8年度の取組方針

テーマ別評価

テーマ別評価一覧表

評価対象テーマ（計画事業・経常事業）			内部評価	外部評価	ページ
1 効果的・効率的な行財政運営			おおむね良好	やや不十分	22
計画事業58	公民連携（民間活用）の推進		計画どおり	計画どおり	26
計画事業59	効果的・効率的な業務の推進	業務改善・業務の見直しの推進	計画どおり	計画以下	32
		滞納整理業務の一元化	計画どおり	計画どおり	37
計画事業60	基幹業務システム基盤の整備		計画どおり	計画どおり	42
経常事業623	行政評価制度の推進		適切	適切	46
経常事業624	広聴活動		適切	適切	51
経常事業634	電子区役所の推進		適切	適切	55
経常事業647	区税収納率の向上		適切	適切	58
経常事業648	課税事務の効率的な運営		適切	適切	62
計画事業63	多様な決済手段を活用した電子納付の推進	評価対象ではないが、経常事業647の関連事業として、内容を確認する。	計画どおり		65
計画事業64	行政手続のオンライン化等の推進	評価対象ではないが、経常事業634の関連事業として、内容を確認する。	計画どおり		68
計画事業65	自治体DXを推進する人材の育成	評価対象ではないが、計画事業59の関連事業として、内容を確認する。	計画以下		71
2 公共施設マネジメントの強化			おおむね良好	おおむね良好	75
計画事業61	区有施設等の長寿命化	中長期修繕計画に基づく施設の維持保全	計画どおり	計画どおり	79
		[再掲]計画事業26 まちをつなぐ橋の整備	計画どおり	計画どおり	83
		[再掲]計画事業42 公園施設の計画的更新	計画どおり	計画どおり	86
計画事業62	区有施設のマネジメント	牛込保健センター等複合施設の建替え	計画以下	計画以下	89
		旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用	計画どおり	計画どおり	93
		[再掲]計画事業46 区有施設の照明設備LED化	計画どおり	計画どおり	97
経常事業658	区立住宅の維持保全		適切	適切	101
経常事業659	道路の維持保全		適切	適切	105
経常事業662	本庁舎整備検討調査		適切	適切	108
経常事業665	区公共施設の計画保全		適切	適切	111
経常事業666	土木アセットマネジメントシステムの運用		適切	適切	114
3 防災対策の強化			おおむね良好	おおむね良好	118
計画事業29	高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実		計画どおり	計画どおり	123
経常事業357	女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実		適切	適切	128
経常事業358	福祉避難所の充実と体制強化		適切	適切	131
経常事業359	災害用備蓄物資の充実		適切	適切	136
経常事業372	災害訓練等の実施		適切	改善が必要	140
経常事業376	ペット防災対策事業		適切	適切	146

テーマ別評価シート

所管部	総合政策部、総務部、地域振興部、福祉部、子ども家庭部、健康部、みどり土木部、会計室
-----	---

評価対象概要

評価対象テーマ	効果的・効率的な行財政運営	
区の施策体系における位置付け	新宿区総合計画（平成30(2018)年～令和9(2027)年）では、個別施策 -1「効果的・効率的な行財政運営」において、本テーマに係るそれぞれの取組を定めている。	
評価対象選定の考え方	<p>平成30年度より実施している総合計画の個別施策の評価において、個別施策 -1「効果的・効率的な行財政運営」の評価は未実施であるため、評価対象テーマとして設定する。</p> <p>個別施策 -1「効果的・効率的な行財政運営」を構成する事業のうち、計画事業については、個別施策の課題対応において中心的役割を果たしていることから、すべて評価対象とする。 経常事業については、計画事業と密接に関係する事業等を評価対象とし、その他の定常的事業は原則として評価対象外とする。</p>	
評価対象事業	計画事業58	公民連携（民間活用）の推進
	計画事業59	効果的・効率的な業務の推進（業務改善・業務の見直しの推進）
	計画事業59	効果的・効率的な業務の推進（滞納整理業務の一元化）
	計画事業60	基幹業務システム基盤の整備
	経常事業623	行政評価制度の推進
	経常事業624	広聴活動
	経常事業634	電子区役所の推進
	経常事業647	区税収納率の向上
	経常事業648	課税事務の効率的な運営
	（以下の3事業は評価対象ではないが、関連事業として内容を確認する。）	
	計画事業63	多様な決済手段を活用した電子納付の推進 （経常事業647「区税収納率の向上」の関連事業）
計画事業64	行政手続のオンライン化等の推進 （経常事業634「電子区役所の推進」の関連事業）	
計画事業65	自治体DXを推進する人材の育成 （計画事業59「業務改善・業務の見直しの推進」の関連事業）	

令和6年度の評価

内部評価

	良好	おおむね良好	やや不十分	不十分
本テーマに対する区 の取組状況	<p>民間提案制度を適切に運用することで、質の高い行政サービスの提供につなげることができました。RPAやAI-OCRの活用などの業務改善を進め、区民サービス向上や経費削減につなげることができました。効果的・効率的な滞納整理業務の実施に向けた、準備等の各取組を予定どおり着実にを行いました。住民記録・税・国民年金業務の標準準拠システム等への移行について、予定どおり完了することができました。区民意識調査や区政モニター等による広聴活動について、適切に実施することができました。行政評価制度について、内部評価及び外部評価を適切に実施するとともに、外部評価委員会からの提言を踏まえ、新たな手法の試行に向けた準備を整えました。</p> <p>以上のことから、「効果的・効率的な行財政運営」に対する区の取組状況について、おおむね良好と評価します。</p>			
課題 取組方針	課題		令和7年度の取組方針	
	質の高い行政サービスを提供していくため、民間活力の活用を更に進めていく必要があります。		民間提案制度などを活用し、民間との連携を推進していきます。	
	区民サービスの向上のため、窓口サービス・業務の見直しが必要です。		業務手順の見直しや執行体制の見直し、RPAや文章生成AI等のICTの利活用などに取り組みます。	
	特別区民税等と国民健康保険料の収入の確保を図るため、収入率の一層の向上が必要です。		特別区民税等と国民健康保険料の滞納整理業務を一元的に所管して、業務の効率化を図ります。	
	区政課題への対応のため、区民の意向・要望や生活意識等を把握する必要があります。		区民意識調査や区政モニターアンケート等を実施し、区政運営に反映していきます。また、回収率向上に向けた取組を進めます。	
区の施策や事業の適切な進行管理、PDCAサイクルのより一層の徹底を図る必要があります。		内部評価及び外部評価を通じて施策の進捗状況や事業の成果・実績を検証し、第三次実行計画や予算編成へ反映します。 新たな手法による試行を適切に実施し、本格実施に向けた準備を行います。		

外部評価意見と区への対応

外部評価

	良好	おおむね良好	やや不十分	不十分
評価	<p>個別の項目や事業においては計画どおり進められておりその点は評価できる。ただ、そもそもの計画自体が、日進月歩のデジタル化の進展の中ではスピード感に欠けており、その点、不十分に感じる。全面的なDX化は庁舎移転までに実施すれば良いと考える職員もいるかもしれないが、それだと明らかに遅い。現地視察で見た中野区でも、庁舎移転前から庁舎移転後のことを念頭にDX化を進めてきたとのことであった。ましてや、庁舎移転がずっと後になる新宿区においては、移転時期に関係なく、先進的な取組をどんどん取り入れるべきである。以上のことから、「やや不十分」であると評価する。</p>			

	外部評価意見	区の対応
今後の取組の方向性に対する意見	<p>全庁的にOODA（ ）の考え方を取り入れ、部署の垣根を越えて情報共有や水平展開を進めるとともに、区民に対しては分かりやすい情報開示を行ってほしい。</p> <p>OODA(ウーダ) ループ...Observe (観察)・Orient (状況判断)・Decide (意思決定)・Act (行動) を繰り返す意思決定の考え方のこと。</p>	<p>迅速な意思決定を支えるOODAの考え方は、DXの取組のみならず、全庁横断的に実施する施策や事業において重要と認識しています。状況変化に柔軟に対応しながら、スピード感を持って取組を進めるとともに、区民への分かりやすい情報開示と透明性の高い行政運営を目指します。</p>
	<p>人材獲得競争が激化する昨今においては、区も民間と同様に経営的な視点で取り組む必要があり、そのためには民間の知恵を積極的に活かす姿勢が求められる。民間提案制度においては、採用された提案に限らず、採用に至らなかった提案からも業務改善や区政課題解決のヒントが得られる可能性があるため、そうした点にも目を向けて取り組んでもらいたい。</p>	<p>民間提案制度における事業提案に限らず、公民連携の相談窓口での民間事業者等からの相談対応や、民間事業者等を対象としたイベントなど様々な機会を捉えて民間のノウハウを積極的に活かしていきます。</p>
	<p>「新宿区情報化戦略計画」は平成30年に策定、令和3年に改訂されたものであるが、IT施策の計画や方針策定においては社会の変化に即した計画期間の設定が必要である。また、計画の記述は一般的で努力目標的な内容にとどまっており、具体的な進捗が不明瞭である。</p> <p>ITは行政運営の中心に位置づけるべきであり、区長自らが積極的に学びリーダーシップをとる形で、全庁的なIT化を牽引する姿勢が必要である。情報システム部門やシステム事業者任せの形ではITガバナンスが不十分であり、各行政委員会を含めた庁内のITマネジメント体制の構築が必要ではないか。また、IT人材の育成や業務効率化のためには、AIに関する民間資格など、ITスキルに関する民間資格取得を積極的に進めようか。</p>	<p>当区は、これまで強固な情報セキュリティを確保するため、仮想化によるPC利用環境の構築やプライベートクラウドの導入など、安全なシステム環境の整備を着実に進めてきました。</p> <p>一方、各現場では職員のボトムアップによって情報システムを活用した行政サービス向上や業務効率化に取り組んできましたが、近年の職員の業務負担の増加等により、経常業務を行いながら現場主導でBPRなどの取組を進めることが困難な状況となっています。</p> <p>そのため、令和7年度からは、区長のリーダーシップの下、DX推進体制の強化を図るため、「情報戦略課」を新設し、これまで培った職員の技術力を基盤に、同課が区の司令塔となって全庁的なDXを牽引しており、DX人材の育成、行政手続のオンライン化による行政サービスの向上や、新たなシステム導入などを推進し、着実な成果を上げています。</p> <p>令和8年度以降も、DX推進を区政運営における重点施策に位置づけ、次期の基本構想・総合計画の策定にあたっては、DX推進計画を一体的に策定するとともに、実行計画に具体的な取組を位置づけて推進し、さらなる行政サービスの向上・業務の効率化を実現していきます。また、あわせてDX推進計画の内容や進捗状況についても区民に分かりやすく情報発信していきます。</p> <p>今後も、区長の強力なリーダーシップの下、全庁的なDXを加速させ、継続的な人材育成とともに民間知見も活用しながら、行政手続のオンライン化をはじめ、区民が効果を実感できる取組をスピード感をもって実行していきます。</p> <p>資格取得の推進については、職員資格取得等応援助成により、ITパスポートや基本情報技術者などの取得を支援しており、本制度を有効に活用しながら、職員のIT能力の育成を支援していきます。</p>

その他意見・感想	他自治体や民間の取組を参考にしつつ、職員や区民の声を反映した業務改善に期待する。	他自治体や民間事業者の取組の研究に加え、区民ニーズを的確に捉えるとともに、職員の業務内容を分析し効率化を図るなど、区民サービスの向上につながる業務改善を推進していきます。
	ITの現状に関する評価については、外部の区民委員だけで判断するには限界があり、短時間での評価は困難である。専門的な視点を取り入れるためにも、第三者のIT専門家による外部評価を積極的に実施し、その結果を報告書として開示・活用する形が望ましい。	システム標準化にともなう新たなクラウド活用や国のガイドライン改訂を受け、新たに外部監査により情報セキュリティ対策を再点検していきます。

令和8年度の取組方針（区の総合判断）

課題 取組方針	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
		<p>公民連携の取組を通じて区の課題解決等につなげるため、民間事業者等に対する制度の認知度向上が必要です。</p> <p>公民連携の取組の効果について、区民にわかりやすく情報発信する必要があります。</p>
	<p>区民サービスの向上のため、さらなる窓口サービス・業務の見直しが必要です。また、業務改善実施後の効果を周知し、今後の業務改善につなげていく必要があります。</p>	<p>RPAやAI等のICTの利活用などに取り組むとともに、業務改善事例や効果の周知による啓発、IT人材の確保や育成、業務改善の実施支援などを通じて、全庁的な業務改善・業務の見直しを一層推進していきます。</p>
	<p>財政基盤の強化に向けて、区税と国民健康保険料の収入率の一層の向上が必要です。</p> <p>介護保険料、後期高齢者医療保険料についても、滞納整理業務を効果的・効率的に行う必要があります。</p>	<p>区税と国民健康保険料の一元的な滞納整理に取り組むとともに、介護保険料、後期高齢者医療保険料についても滞納整理業務部門間で情報共有・連携等を実施し、一層の歳入確保に取り組んでいきます。</p>
	<p>区民の意向・要望や生活意識等を把握するため、区民意識調査の回収率向上に取り組むとともに、調査結果等を区民に分かりやすく開示する必要があります。</p>	<p>区民意識調査の回収率向上に向けて、回答者が円滑に回答できる工夫を行うとともに、調査結果等のわかりやすい情報提供のあり方について研究していきます。</p>
	<p>行政評価について、令和7年度の新手法の試行実施を通して明らかになった課題に対応し、PDCAサイクルのより一層の徹底を図る必要があります。</p>	<p>試行実施で明らかになった課題を踏まえ改善した新たな手法に基づき行政評価を実施し、評価結果を第三次実行計画や予算編成へ反映します。</p>

次年度の取組方針
(区の総合判断)

計画事業評価シート

所管部	総合政策部
所管課	行政管理課

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	1	効果的・効率的な行財政運営
計画事業	58	公民連携（民間活用）の推進
関係法令	-	
関係計画等	-	

令和7年度当初時点の計画内容

58	計画事業名	公民連携（民間活用）の推進			所管部	総合政策部	拡充
事業概要	<p>民間の柔軟な発想や専門性を活かし、質の高い行政サービスを提供するため、民間提案制度を活用し、提案の事業化や実証実験の実施をすることで、様々な分野にまたがる民間との連携を推進していきます。</p> <p>また、民間事業者等を対象に既存のプラットフォームや関係団体へのアウトリーチ型の制度周知・情報発信を行い、公民のパートナーシップを深めていきます。</p> <p>さらに、複業人材の活用やネーミングライツなど様々な公民連携の手法を推進することで、行政サービスへの民間活力の効果的な導入を図ります。</p>						
指標	年度別計画						
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度			
民間提案制度による採用事業の事業評価結果 【75%】	民間提案制度の実施	[継続]	[継続]	[継続]			
職員向けアンケート結果 (公民連携の意義・民間提案制度の目的等の理解度) 【70%】	実証実験の募集	[継続]	[継続]	[継続]			
	実証実験の実施及び効果検証	[継続]	[継続]	[継続]			
	制度の普及啓発	[継続]	[継続]	[継続]			
	様々な手法による公民連携の推進	[継続]	[継続]	[継続]			
事業費計（千円）	事業費（千円）						
15,634	1,428	3,402	5,402	5,402			

下線部は令和6年度に計画の変更を行った内容を示しています。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
令和6年度 当初時点	主な課題		令和6年度の取組方針
	<p>民間提案制度を運用していく中で民間事業者等の意見を聞きながら、改善点を制度に反映し、より提案しやすい制度となるよう取り組む必要があります。</p> <p>民間提案制度を適切に運用するため、研修等を実施し、職員の制度理解を促進していくとともに、民間事業者等を対象とした説明会や様々な媒体の活用等を通じて、制度の周知や、区の課題認識の共有をしていく必要があります。</p> <p>民間提案制度による採用事業については、効果的に実施するため実施事業者の選定や仕様等の検討、事業の執行体制の確保等を行うとともに、事業実施にあたっては適正な事業管理・評価を行い、事業の改善、見直し等につなげる必要があります。</p> <p>スタートアップ企業などによる実績がない事業提案についても質の高い行政サービスの提供につながるが見込まれるものについては、効果検証の上、事業実施につなげる必要があります。</p>		<p>民間提案制度を適切に運用するため、研修等を実施し、職員の制度理解を促進するとともに、民間事業者等を対象とした説明会や区ホームページ、メールマガジンのほか、プラットフォームなどの様々な媒体により制度を周知し、区の課題認識を共有しながら公民のパートナーシップを深めていきます。</p> <p>民間提案制度による採用事業について、事業評価を実施し、必要に応じて事業の改善、見直し等に取り組みます。</p> <p>民間提案制度による事業提案に向けた実証実験の募集を行い、質の高い行政サービスの提供につながるが見込まれる企画提案の実証実験の場の提供・資金の支援・事業周知による支援などを行います。</p>
令和6年度 末時点	実績		
	<p>(1) 公民連携の相談窓口 公民連携に関する民間事業者等からの相談対応...相談件数47件（令和6年4月～令和7年3月末）</p> <p>(2) 民間提案制度の実施 事前協議 民間事業者等からの事前協議の対応...事前協議件数25件（令和6年4月～令和7年3月末） 事業提案 受付期間 令和6年4月25日～6月14日 事業提案件数 13件（うち実証実験併願9件） 採否の結果 採用1件（実証実験コース）、保留1件、不採用11件 事業評価の実施 提案制度による実施事業について、事業評価を実施（3件）</p> <p>(3) 事業提案の促進に向けたイベントの実施 民間事業者等に対する制度セミナーイベント（令和6年4月26日実施） 自治体コネクを活用した制度の概要説明及び事業概要の周知 参加人数 83名 スタートアップ等に対する制度セミナーイベント（令和6年5月14日実施） TOKYO UPGRADE SQUAREを活用した制度の概要説明及び事業概要の周知 参加人数 38名 スタートアップとの交流イベント（令和6年5月21日実施） TOKYO UPGRADE SQUARE内でスタートアップと交流をするイベント（行政職員来館DAY）を実施 交流実績 10社</p> <p>(4) 職員向け研修の実施 公民連携研修を動画研修形式により実施（令和7年3月） 参加人数（アンケート回答者数）51名</p>		

評価	
<p>職員の制度理解の促進や民間事業者等を対象とした制度周知については、職員向け研修や民間事業者向けの事業提案の促進に向けたイベントを計画どおり実施することができました。特に職員向け研修については、指標として設定していた「職員向けアンケート結果（公民連携の意義・民間提案制度の目的等の理解度）」が目標値（70％）を上回る数値（83％）となりました。</p> <p>民間提案制度による採用事業の事業評価を3件実施し、事業の改善、見直し等に取り組みました。指標として設定していた、「民間提案制度による採用事業の事業評価（事後評価）において、B評価（妥当である）以上の評価を得た事業の割合」が目標値（60％）を上回る数値（100％）となりました。</p> <p>民間提案制度による事業提案に向けた実証実験の募集については、1件の事業提案を実証実験コースで採用し、令和7年度の実証実験実施に向けた準備を行うことができました。</p> <p>以上のことから、計画どおりと評価します。</p>	
主な課題	令和7年度の取組方針
<p>民間提案制度を適切に運用するため、研修等を実施し、職員の制度理解を促進していくとともに、民間事業者等を対象とした説明会や様々な媒体の活用等を通じて、制度の周知や、区の課題認識の共有をしていく必要があります。</p> <p>民間提案制度による採用事業については、適正な事業管理・評価を行い、事業の改善、見直し等につなげる必要があります。</p> <p>実績がない事業提案についても質の高い行政サービスの提供につながるが見込まれるものについては、効果検証の上、事業実施につなげる必要があります。</p> <p>行政サービスへの民間活力の効果的な導入を図る必要があります。</p>	<p>民間提案制度を適切に運用するため、研修等を実施し、職員の制度理解を促進するとともに、民間事業者等を対象とした説明会や区ホームページ、メールマガジンのほか、プラットフォームなどの様々な媒体により制度を周知し、区の課題認識を共有しながら公民のパートナーシップを深めていきます。</p> <p>民間提案制度による採用事業について、事業評価を実施し、必要に応じて事業の改善、見直し等に取り組みます。</p> <p>民間提案制度による事業提案に向けた実証実験の募集を行い、質の高い行政サービスの提供につながるが見込まれる企画提案の実証実験の場の提供・資金の補助・事業周知による支援などを行います。</p> <p>さらなる民間のノウハウ活用のため、年度別計画を拡充し、複業人材の活用やネーミングライツの導入など、様々な手法による公民連携を推進します。</p>
令和7年度の取組内容	
<p>(1) 公民連携の相談窓口 公民連携に関する民間事業者等からの相談対応</p> <p>(2) 民間提案制度の実施 事前協議 民間事業者等からの事前協議の対応 事業提案 受付期間【令和7年4月7日～6月13日】 事業評価の実施 提案制度による実施事業について、事業評価を実施（4件）</p> <p>(3) 事業提案の促進に向けたイベントの実施 スタートアップ等に対する制度セミナーイベント TOKYO UPGRADE SQUAREを活用した制度の概要説明及び事業概要の周知【令和7年4月23日】 スタートアップとの交流イベント TOKYO UPGRADE SQUARE内でスタートアップと交流をするイベント（行政職員来館DAY）を実施【令和7年4月22日】</p> <p>(4) 職員向け研修の実施 公民連携研修を実施【令和7年11月】</p> <p>(5) 実証実験の実施 令和6年度に実証実験コースで採用した事業提案について実証実験を実施</p> <p>(6) 複業人材の活用 複業人材アドバイザー（デザイン・情報発信分野の専門家2名）によるデザイン研修の実施【令和7年8月】及び伴走支援の実施</p> <p>(7) 提案募集型ネーミングライツの実施 提案募集型ネーミングライツによる事業提案を募集 受付期間【令和7年4月7日～7月31日】</p>	

指標

1	指標名	民間提案制度による採用事業の事業評価結果			
	定義	民間提案制度による採用事業の事業評価（事後評価）において、B評価（妥当である）以上の評価を得た事業の割合			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	60%	65%	70%	75%
	実績値	100%			
達成度	166.7%				
2	指標名	職員向けアンケート結果（公民連携の意義・民間提案制度の目的等の理解度）			
	定義	職員向け研修終了後のアンケートにおいて、「公民連携の意義や民間提案制度の目的等を理解した」と回答した職員の割合			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	70%	70%	70%	70%
	実績値	83%			
達成度	118.0%				

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	647 千円				647 千円
事業経費	647 千円				647 千円
一般財源	647 千円				647 千円
特定財源	0 千円				0 千円
執行率	100.0 %				100.0 %
備考					

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	17,152 千円				17,152 千円
新宿区の人口	352,395 人				352,395 人
区民一人当たりのコスト	48.7 円				48.7 円

外部評価意見と区の対応

	計画以上	計画どおり	計画以下
評価	<p>本事業は、民間の柔軟な発想や専門性を活かし、行政サービスの質の向上を図ることを目的として、民間提案制度の活用や実証実験の実施、制度周知のためのイベント開催などを通じて、公民連携の推進を図っている。</p> <p>令和6年度においては、職員向け研修や民間事業者向けのセミナー等を計画どおり実施し、本事業の達成度を測る2つの指標についても令和6年度はいずれも目標を達成している。行政サービスの質向上、税外収入の多様化、区のサービス充実や魅力上昇につながる事業と評価できることから、「計画どおり」と評価する。</p>		

	外部評価意見	区への対応
今後の取組の方向性に対する意見	<p>民間提案制度について、新宿区の規模から考えると、提案応募件数と採用件数ともに少ないと感じる。</p> <p>制度のプロセスが複雑に見えるため、応募者にとって分かりやすく、参加しやすいものとなるような工夫を行ってほしい。また、提案制度におけるインセンティブなどを明確に示すことで、事業者側のモチベーション喚起を図ることも重要である。</p> <p>あわせて周知に関しては、セミナー等の開催を一過性のものにとどめず、オンデマンド配信などにより継続的に繰り返し視聴可能な形としてはどうか。</p>	<p>区の課題解決等につながる事業提案をより多くいただけるよう、様々な媒体を活用し、制度の周知を図ります。</p> <p>また、民間提案制度のフローや提案採用時のインセンティブがよりわかりやすくなるよう募集要領等の見直しを検討します。</p> <p>さらに、アーカイブ配信を実施しているセミナー等については、区ホームページにURLを掲載するなど継続的な情報発信を図ります。</p>
	<p>他自治体の先進事例を積極的に収集・分析し、制度の改善に活かすとともに、過去の採用事業の成果や課題についても継続的なモニタリングを行ってほしい。</p>	<p>自治体職員向けのセミナー等に参加するなど、他自治体の先進事例の収集・分析に努めます。</p> <p>採用事業については、事業評価を実施し、区民サービスの向上、効果的・効率的な業務の推進、区財政の負担軽減の視点から、より効果的な事業実施に向けた業務の見直しを行います。</p>
	<p>本事業の推進に当たっては、ふるさと納税制度による減収分を取り戻すという視点も持って進めてほしい。また、単に事業選定を目的とするのではなく、採用された事業が区民の生活にどのような変化や価値をもたらすか、区民への貢献を意識しながら取り組んでほしい。</p>	<p>引き続き、デジタルサイネージ等への広告掲載や庁舎への広告掲載などを民間提案制度の課題テーマに設定し、税外収入の確保を図ります。</p> <p>また採用事業の事業評価については、事業の手法や事業内容に応じて、利用者アンケート等により事業の効果検証を行います。</p>
その他意見・感想	<p>ネーミングライツ事業については、事業実施の意義や効果を検証しながら進めてほしい。</p>	<p>「新宿区ネーミングライツに関するガイドライン」に基づく事業評価により、事業が適切に行われているか確認するとともに、必要に応じて改善、見直し等を事業者に求めていきます。</p>

令和7年度の状況（事業全体）

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度当初時点	<p>民間提案制度を適切に運用するため、研修等を実施し、職員の制度理解を促進していくとともに、民間事業者等を対象とした説明会や様々な媒体の活用等を通じて、制度の周知や、区の課題認識の共有をしていく必要があります。</p> <p>民間提案制度による採用事業については、適正な事業管理・評価を行い、事業の改善、見直し等につなげる必要があります。</p> <p>実績がない事業提案についても質の高い行政サービスの提供につながるが見込まれるものについては、効果検証の上、事業実施につなげる必要があります。</p> <p>行政サービスへの民間活力の効果的な導入を図る必要があります。</p>	<p>民間提案制度を適切に運用するため、研修等を実施し、職員の制度理解を促進するとともに、民間事業者等を対象とした説明会や区ホームページ、メールマガジンのほか、プラットフォームなどの様々な媒体により制度を周知し、区の課題認識を共有しながら公民のパートナーシップを深めていきます。</p> <p>民間提案制度による採用事業について、事業評価を実施し、必要に応じて事業の改善、見直し等に取り組みます。</p> <p>民間提案制度による事業提案に向けた実証実験の募集を行い、質の高い行政サービスの提供につながるが見込まれる企画提案の実証実験の場の提供・資金の補助・事業周知による支援などを行います。</p> <p>さらなる民間のノウハウ活用のため、年度別計画を拡充し、複業人材の活用やネーミングライツの導入など、様々な手法による公民連携を推進します。</p>

当年度の状況 / 取組方針 / 区の総合判断

		実績	
令和7年度 9月末時点	(1) 公民連携の相談窓口 公民連携に関する民間事業者等からの相談対応相談件数48件（令和7年4月～令和7年9月末）		
	(2) 民間提案制度の実施 事前協議 民間事業者等からの事前協議の対応...事前協議件数30件（令和7年4月～令和7年9月末） 事業提案 受付期間（令和7年4月7日～6月13日） 事業提案件数 13件（うち実証実験併願9件） 採否の結果 採用3件（事業提案コース2件、実証実験コース1件）、不採用10件 事業評価の実施 提案制度による実施事業について、事業評価を実施（4件）		
	(3) 事業提案の促進に向けたイベントの実施 TOKYO UPGRADE SQUAREを活用したイベント ウェビナー形式による制度の概要説明及び事業概要の周知（令和7年4月23日） 参加実績：34名参加 TOKYO UPGRADE SQUARE内でスタートアップと交流をするイベント（行政職員来館DAY）を実施（令和7年4月22日） 交流実績：7社 Facebook Liveイベントによる制度の概要説明及び事業概要の周知（令和7年6月5日） 参加実績：27名		
	(4) 職員向け研修の実施 公民連携研修の実施に向けた準備[令和7年12月予定]		
	(5) 実証実験の実施 令和6年度に実証実験コースで採用した事業提案について実証実験を実施		
	(6) 複業人材の活用 複業人材アドバイザー（デザイン・情報発信分野の専門家2名）によるデザイン研修の実施（令和7年8月）及び伴走支援の実施		
	(7) 提案募集型ネーミングライツの実施 提案募集型ネーミングライツによる事業提案を募集 受付期間：令和7年4月7日～7月31日 提案件数：0件		
令和8年度 予算編成時点	主な課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）	
	民間提案制度により区の課題解決等につながる事業提案をより多くいただけるようにするために、職員の制度理解や民間事業者等に対する制度の認知度向上が課題となっています。	研修等を実施し、職員の制度理解を促進するとともに、民間事業者等を対象とした説明会や区ホームページ、メールマガジンのほか、プラットフォームなどの様々な媒体により制度を周知し、区の課題認識を共有しながら公民のパートナーシップを深めていきます。	公民連携の取組について、効果測定を行うとともに区民への「見える化」を行うことが課題となっています。

計画事業評価シート

所管部	総合政策部、地域振興部
所管課	行政管理課、情報戦略課、地域コミュニティ課、戸籍住民課

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	1	効果的・効率的な行財政運営
計画事業	59	効果的・効率的な業務の推進 (業務改善・業務の見直しの推進)
関係法令	-	
関係計画等	自治体DX推進計画(国)、新宿区情報化戦略計画等	

令和7年度当初時点の計画内容

59	計画事業名	効果的・効率的な業務の推進	総事業費	325,809		
	事業概要	社会経済状況の動向や行政需要の多様化・複雑化に的確に対応するため、効果的・効率的な業務の推進に向けて、業務手順や執行体制の見直し、RPA ¹ 、文章生成AI ² 等のICTの活用など、窓口サービス・業務の見直しに取り組んでいます。				
59①	枝事業名	業務改善・業務の見直しの推進	所管部	総合政策部 地域振興部	拡充	
	事業概要	区民サービスの向上や働き方改革への対応につなげるため、効果的・効率的な業務の推進に向けて、業務手順や執行体制の見直し、RPA、文章生成AI等のICTの活用など、窓口サービス・業務の見直しに取り組んでいます。				
	指標	年度別計画				
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	窓口サービス、業務の見直し、RPA等のICTの利活用の推進 推進【推進】	窓口サービス、業務の見直し、RPA等のICTの利活用の推進	[継続]	[継続]	[継続]	
	「書かない窓口」 ³ の実現に向けた窓口受付支援システムの導入 検討【導入】	「書かない窓口」の実現に向けた検討	「書かない窓口」の実現に向けた検討 窓口受付支援システムの試行導入	「書かない窓口」の実現に向けた窓口受付支援システム導入準備	「書かない窓口」の実現に向けた窓口受付支援システム導入	
	事業費計(千円)	事業費(千円)				
	173,498	33,925	47,807	47,038	44,728	
<p>1 「RPA」とは、Robotic Process Automation の略で、パソコン上で処理する一連の定型的な作業を、自動化するツールのことです。</p> <p>2 「文章生成AI」とは、データのパターンや関係を学習し、文章を生成することができる人工知能のことです。</p> <p>3 「書かない窓口」とは、窓口受付における支援システムの導入などにより、来庁者の申請書記入などの手続きの負担軽減を図るサービスのことで、</p>						

下線部は令和6年度に計画の変更を行った内容を示しています。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
令和6年度 当初時点	<p>主な課題</p> <p>検討した業務改善案に基づき、処理の自動化やAI-OCRの活用、電子申請の準備・導入などの業務改善に取り組むとともに、改善が完了した業務の効果を測定及び検証し、業務の効率化や職員の負担軽減、経費の削減等につなげる必要があります。</p> <p>業務改善事例の共有化や全庁で利活用可能なICTツールの導入などにより、全庁的な業務改善を促進する必要があります。</p> <p>窓口における申請手続について、申請書作成の負担軽減や業務の効率化、省力化等を図るためICTの利活用を進める必要があります。</p>		<p>令和6年度の取組方針</p> <p>区民サービスの向上や職員負担の軽減を図るため、業務手順や執行体制の見直し、RPA、文章生成AI等のICTの利活用等による業務改善の検討及び実施を行います。</p> <p>窓口における申請書作成の負担軽減や待ち時間の短縮などを図るため、「書かない窓口」の実現に向けた検討を行います。</p>
令和6年度 末時点	<p>実績</p> <p>(1)業務改善・業務の見直しの推進</p> <p>検討した業務改善案に基づく取組の実施 7業務（累計20業務） 業務手順の見直しやRPAやAI-OCR等のICTの利活用などによる業務改善に向けた取組の実施 対象業務：「乳幼児健診業務」、「保育園の入園・認定等に関する業務」、「保護者向け保育料助成事務」、「麻薬小売業者の届出（年間届）処理」、「効果的な徴収事務体制」、「課税及び収納に関する業務」、「生活保護に関する業務」 「福利に関する業務」は、費用対効果や執務スペースに課題があることが判明したため見直しを中止した。 改善が完了した業務の費用対効果の測定 3業務（累計16業務） 一部の改善が完了した業務について、費用対効果の測定を実施 対象業務：「区立住宅入居者の募集業務」、「戸籍住民課における証明書発行等の窓口に関する業務」 「生活保護に関する業務」 新たな業務改善に向けた取組の検討 8業務 新たに業務改善に取り組む業務の選定・業務改善案の検討 対象業務：「認定審査に係る業務」、「施設の保全に関する業務」、「ヒヤリ・ハット事例を踏まえた事務改善に向けた取組」、「補助金支出に関する事務改善に向けた取組」、「データ共有・交換に関する業務改善に向けた取組」、「ペーパーレス化に向けた取組」、「キャッシュレス化に向けた取組」、「電子申請の利活用に向けた取組」</p> <p>(2)文章生成AI</p> <p>文章生成AIの導入(令和6年12月) 文章生成AI導入研修会の実施(令和6年12月19日)</p> <p>(3)「書かない窓口」の実現に向けた検討</p> <p>先行導入自治体への視察の実施 実施時期：練馬区(令和6年7月)、大田区(令和6年8月) 一般財団法人GovTech東京のプロジェクト型伴走サポートを活用した検討の実施 戸籍住民課、四谷・大久保両特別出張所の窓口における窓口受付支援システムの試行導入に向けた準備</p> <p>評価</p> <p>これまでに検討した業務改善案に基づき、RPAの導入やAI-OCRの活用、電子申請の導入等の業務改善を進めました。また、令和6年度に改善が完了した一部の業務については、効果測定を実施し、区民サービスの向上や職員の負担軽減、経費の削減等につなげています。</p> <p>文章生成AIを導入し、文書原案の作成やイベント企画の提案での活用を進めるなど、職員の負担軽減につなげています。</p> <p>「書かない窓口」の実現に向け、区に最適な窓口受付支援システムの検討を行い、令和7年8月から試行導入するための準備を進めました。</p> <p>以上のことから、計画どおりと評価します。</p>		

主な課題	令和7年度の取組方針
<p>検討した業務改善案に基づき、処理の自動化やAI-OCRの活用、電子申請の準備・導入などの業務改善に取り組むとともに、改善が完了した業務の効果を測定及び検証し、業務の効率化や職員の負担軽減、経費の削減等につなげる必要があります。</p> <p>業務改善事例の共有化や全庁で利活用可能なICTツールの導入などにより、全庁的な業務改善を促進する必要があります。</p> <p>窓口における申請手続について、「書かない窓口」の実現など、申請書作成の負担軽減や業務の効率化、省力化等を図るためICTの利活用を進める必要があります。</p>	<p>区民サービスの向上や職員負担の軽減を図るため、業務手順や執行体制の見直し、RPA・文章生成AI等のICTの利活用等による業務改善の検討及び実施を行います。</p> <p>窓口における申請書作成の負担軽減や待ち時間の短縮などを図るため、令和7年度は計画を拡充し、窓口受付支援システムを試行導入することで、「書かない窓口」の実現に取り組んでいきます。</p>
令和7年度の取組内容	
<p>(1)業務改善・業務の見直しの推進</p> <p>検討した業務改善案に基づく取組の実施</p> <p>業務手順の見直しやRPAやAI-OCR等のICTの利活用などによる業務改善に向けた取組の実施</p> <p>対象業務：「乳幼児健診業務」、「保護者向け保育料助成事務」、「課税及び収納に関する業務」、「麻薬小売業者の届出（年間届）処理」、「効果的な徴収事務体制」、「保育園の入園・認定等に関する業務」、「生活保護に関する業務」、「認定審査に係る業務」、「施設の保全に関する業務」</p> <p>改善が完了した業務の費用対効果の測定</p> <p>業務改善の進捗を踏まえ、改善が完了した業務について、費用対効果の測定を実施</p> <p>新たな業務改善に向けた検討の実施</p> <p>新たに業務改善に取り組む業務の選定・業務改善案の検討</p> <p>(2)「書かない窓口」の実現に向けた検討</p> <p>戸籍住民課、四谷・大久保両特別出張所の窓口で窓口受付支援システムを試行導入【令和7年8月】</p>	

指標

1	指標名	窓口サービス、業務の見直し、RPA等のICTの利活用の推進			
	定義	窓口サービス、業務の見直し、RPA等のICTの利活用の推進状況			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	推進	推進	推進	推進
	実績値	推進			
達成度	-				
2	指標名	「書かない窓口」の実現に向けた窓口受付支援システムの導入			
	定義	「書かない窓口」の実現に向けた窓口受付支援システムの導入状況			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	検討	検討	準備	導入
	実績値	検討			
達成度	-				

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	33,966 千円				33,966 千円
事業経費	33,634 千円				33,634 千円
一般財源	33,634 千円				33,634 千円
特定財源	0 千円				0 千円
執行率	99.0 %				99.0 %
備考					

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	53,321 千円				53,321 千円
新宿区の人口	352,395 人				352,395 人
区民一人当たりのコスト	151.3 円				151.3 円

外部評価意見と区の対応

	計画以上	計画どおり	計画以下
評価	<p>事業自体は当初計画に沿って実施されたが、計画の内容そのものが、現下の全国的な行政DXの流れと比較して遅れていると感じる。また、全庁的な周知や共有・了解が十分に進んでいない面もある。このことから、「計画以下」と評価する。</p>		
	外部評価意見		区の対応
今後の取組の方向性に対する意見	<p>業務改善の実施後には、導入の結果や効果を随時フィードバックし、無理・無駄のない未来志向の定型業務へと進化させるよう心掛けてほしい。</p>		<p>業務改善の実施後には、随時業務改善事例や効果などを共有することで全庁的な業務改善の気運醸成を図るとともに、RPAやAIなどのICT利活用を推進することで、効果的・効率的な業務の実施を図ります。</p>
	<p>業務改善を進めるにあたっては、IT人材の確保及び育成が不可欠である。職員のICTスキル向上に向けては、IT研修を全庁的に実施し、理解度の把握とその結果に応じた適切なフォローアップが必要である。</p> <p>現状、区ではeラーニングによりDX研修を実施しているとのことだが、受講できる職員数が限られており、また、本来100%であるべき受講完了率が低いという課題を抱えている。</p> <p>より実効性のあるIT人材育成手法として、民間企業への人材出向や、受講職員数を限定しない研修コンテンツ導入なども視野に入れてはどうか。</p> <p>また、IT人材の確保にあたっては、民間への流出リスクも踏まえた報酬体系の見直しや、タレントマネジメントの強化も検討してほしい。</p>		<p>職員のICTスキル向上に向けては、eラーニングの有効活用のため、受講期間中の受講状況通知等による受講勧奨にて進捗管理を支援し、受講完了率の向上を図ります。</p> <p>IT人材の確保については、令和7年度からICTの専門知識や経験を備えた「事務（ICT）」職を採用し、専門部署に職員を配置しているほか、GovTech東京の人材プール事業を活用し、デジタル人材を会計年度任用職員として採用しています。また、令和7年度からは、GovTech東京へ職員を派遣し、IT人材の育成を図っています。</p> <p>職員の給料体系については、特別区共通で定める事項であるため、区が独自に見直すことはできませんが、引き続き、IT人材を確保していくため、一定の専門知識や経験を備えた職員の採用を行っていくほか、採用した後の職員の能力やスキルを的確に把握した人事管理や人材マネジメントに取り組んでいきます。</p>
	<p>他自治体の先進事例や現況を把握し、区の取組に活かしてもらいたい。</p>		<p>他自治体の先進事例や現況を把握し、区でも効果が見込まれる事例については、関係各課へ周知するとともに、実施に向けた支援を行うなど、区の取組に活かしていきます。</p>
その他意見・感想	<p>本事業は業務改革の中核となる取組であるので、今後一層の推進を期待したい。</p>		<p>業務改善事例や効果の周知による啓発、IT人材の確保や育成、業務改善の実施支援などを通じ、全庁的な業務改善・業務の見直しを一層推進していきます。</p>

令和7年度の状況（事業全体）

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初時点	<p>検討した業務改善案に基づき、処理の自動化やAI-OCRの活用、電子申請の準備・導入などの業務改善に取り組むとともに、改善が完了した業務の効果を測定及び検証し、業務の効率化や職員の負担軽減、経費の削減等につなげる必要があります。</p> <p>業務改善事例の共有化や全庁で利活用可能なICTツールの導入などにより、全庁的な業務改善を促進する必要があります。</p> <p>窓口における申請手続について、「書かない窓口」の実現など、申請書作成の負担軽減や業務の効率化、省力化等を図るためICTの利活用を進める必要があります。</p>	<p>区民サービスの向上や職員負担の軽減を図るため、業務手順や執行体制の見直し、RPA・文章生成AI等のICTの利活用等による業務改善の検討及び実施を行います。</p> <p>窓口における申請書作成の負担軽減や待ち時間の短縮などを図るため、令和7年度は計画を拡充し、窓口受付支援システムを試行導入することで、「書かない窓口」の実現に取り組んでいきます。</p>
令和7年度 9月末時点	実績	
	<p>(1)業務改善・業務の見直しの推進</p> <p>検討した業務改善案に基づく取組の実施（6業務） 業務手順の見直しやRPAやAI-OCR等のICTの利活用などによる業務改善に向けた取組の実施 対象業務：「乳幼児健診業務」、「保護者向け保育料助成事務」、「保育園の入園・認定等に関する業務」、「生活保護に関する業務」、「認定審査に係る業務」、「施設の保全に関する業務」</p> <p>改善が完了した業務の費用対効果の測定準備（4業務） 改善が完了した一部の業務について、費用対効果を測定準備の実施 対象業務：「課税及び収納に関する業務」、「麻薬小売業者の届出（年間届）処理」、「効果的な徴収事務体制」、「保育園の入園・認定等に関する業務」</p> <p>新たな業務改善に向けた検討の実施（3業務） 新たに業務改善に取り組む業務の選定・業務改善案の検討 対象業務：「庁内におけるコミュニケーションツールの利活用について」、「庁内における文章生成AIの利活用について」、「OA機器に関する職員からの問い合わせ業務」</p> <p>(2)「書かない窓口」の実現に向けた検討 戸籍住民課、四谷・大久保両特別出張所の窓口で窓口受付支援システムを試行導入（令和7年8月）</p>	
	主な課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
令和8年度 予算編成時点	<p>全庁的な業務改善を促進するため、全庁で利活用可能なICTツールの導入や業務改善の実施支援の体制を確保するとともに、業務改善事例の共有による周知・啓発や業務改善を担う職員の育成をしていく必要があります。</p>	<p>業務改善の実施後は、随時業務改善事例や効果などを共有することで全庁的な業務改善の気運醸成を図るとともに、RPAやAIなどのICT利活用に向けた研修を充実させることで、業務改善を担う職員の育成を図ります。</p>
	<p>窓口における申請手続について、「書かない窓口」の実現など、申請書作成の負担軽減や業務の効率化、省力化等を図るためICTの利活用を進める必要があります。</p>	<p>窓口における申請書作成の負担軽減や待ち時間の短縮などを図るため、窓口受付支援システムを試行運用することで、区にとって最適な「書かない窓口」の実現に向け取り組んでいきます。</p>

計画事業評価シート

所管部	総合政策部、総務部、福祉部、健康部
所管課	情報戦略課、滞納対策課、介護保険課、高齢者医療担当課

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	1	効果的・効率的な行財政運営
計画事業	59	効果的・効率的な業務の推進 (滞納整理業務の一元化)
関係法令	-	
関係計画等		新宿区情報化戦略計画

令和7年度当初時点の計画内容

59	計画事業名	効果的・効率的な業務の推進	総事業費	325,809	
	事業概要	社会経済状況の動向や行政需要の多様化・複雑化に的確に対応するため、効果的・効率的な業務の推進に向けて、業務手順や執行体制の見直し、RPA ¹ 、文章生成AI ² 等のICTの利活用など、窓口サービス・業務の見直しに取り組んでいます。			
59	枝事業名	滞納整理業務の一元化	所管部	総合政策部 総務部 福祉部 健康部 新規	
	事業概要	特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）と国民健康保険料の滞納整理業務を一元的に担当する部門を新たに設置するとともに、滞納整理業務の一元化に係るシステムの整備等を進め、区民の負担軽減や業務の効率化を図ります。 また、介護保険料と後期高齢者医療保険料の滞納整理業務部門との情報共有・連携やシステムの整備等を進め、区民の生活状況に応じた納付相談等を実施していきます。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	国民健康保険料の 収入率 85.1%【88.3%】	特別区民税・都民税、 軽自動車税（種別 割）と国民健康保険 料の滞納整理業務を 一元的に担当する部門 の設置に向けた準備	特別区民税・都民税・ 森林環境税、軽自動 車税（種別割）と国 民健康保険料の滞納 整理業務を一元的に 担当する部門の設置	[継続]	[継続]
	滞納者と納付相談がで きた滞納案件の数 50,000件/年 【57,000件/年】	「（仮称）催告等事 務センター」の開設・ 運用	「新宿区納付案内 センター」の運用	[継続]	[継続]
			特別区民税・都民税・ 森林環境税、軽自動 車税（種別割）と国 民健康保険料の滞納 整理業務を一元的に 担当する部門における 財産調査システム等の 整備・運用	特別区民税・都民税・ 森林環境税、軽自動 車税（種別割）と国 民健康保険料の滞納 整理業務を一元的に 担当する部門における 財産調査システム等の 運用	[継続]
		介護保険料及び後期 高齢者医療保険料の 滞納整理業務部門と の連携等の検討	介護保険料及び後期 高齢者医療保険料の 滞納整理業務部門と の情報共有・連携等の 準備	介護保険料及び後期 高齢者医療保険料の 滞納整理業務部門と の情報共有・連携等 の実施	[継続]
				介護保険料及び後期 高齢者医療保険料の 滞納整理業務部門に おける財産調査シス テム等の整備・運用	介護保険料及び後期 高齢者医療保険料の 滞納整理業務部門に おける財産調査シス テム等の運用
	事業費計（千円）	事業費（千円）			
	152,311	9,351	44,880	49,040	49,040

下線部は令和6年度に計画の変更を行った内容を示しています。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
令和6年度 当初時点	<p>主な課題</p> <p>庁内関係課において、滞納に係る事務の重複が発生している状況を解消し、区民の負担軽減や業務の効率化を図る必要があります。</p>		<p>令和6年度の取組方針</p> <p>滞納整理部門における業務手法や執行体制の見直し、滞納整理業務に係るシステムの整備などを行います。 特別区民税等（以下、「区税」という。）と国民健康保険料については、新たな課を設置して滞納整理業務を一元化します。 介護保険料と後期高齢者医療保険料については、区税との重複滞納者について情報共有を進めること等により、区民の生活状況や資力に応じた納付相談等を実施していきます。</p>
	<p>実績</p> <p>(1)滞納整理業務を一元的に担当する滞納対策課の設置に向けた準備 区税と国民健康保険料の制度や滞納整理の方法に関する職員研修の実施 開催回数：54回 滞納対策課の設置に向けた条例の改正(令和6年12月) 区税と国民健康保険料の滞納情報を一元的に管理する滞納管理システムの稼働(令和7年1月) 区民及び関係機関等への周知の実施</p> <p>(2)「新宿区納付案内センター」の開設・運用 開設に向けた契約や受託事業者との調整の実施 「新宿区納付案内センター」の運用開始(令和7年2月)</p> <p>(3)財産調査システムの導入準備 財産調査システムの導入準備の実施</p> <p>(4)介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納整理部門との連携 滞納対策課による支援や情報共有の方法など滞納整理部門間の連携に向けた手法の検討 滞納整理部門間の連携に向けた研修の実施 開催回数：3回</p>		
令和6年度 末時点	<p>評価</p> <p>効果的・効率的な滞納整理業務の実施に向け、準備等の各取組を予定どおり着実に進めたため、計画どおりと評価します。</p>		
	<p>主な課題</p> <p>区民負担の軽減及び業務の効率化を実現するため、滞納対策課における円滑な業務運営を行い、区税と国民健康保険料の滞納整理を推進していく必要があります。 効果的・効率的に業務を推進するため、「新宿区納付案内センター」の利活用を進める必要があります。 介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、滞納対策課との情報共有・連携方法等の検討を引き続き進める必要があります。</p>		<p>令和7年度の取組方針</p> <p>滞納対策課で区税と国民健康保険料の滞納整理業務を一元的に所管して、区民負担の軽減と業務の効率化を図ります。 国民健康保険料に加え、区税に関しても財産調査システムを導入するとともに、令和6年度に開設した「新宿区納付案内センター」も活用するなど、より一層効果的・効率的な滞納整理手法で業務を行います。 介護保険料と後期高齢者医療保険料についても、財産調査システムの導入準備など、滞納整理部門間の連携に向けた取組を進めていきます。</p>

令和7年度の取組内容	
(1)滞納整理業務を一元的に担当する滞納対策課における滞納整理 滞納対策課の新設〔令和7年4月〕 滞納対策課における区税と国民健康保険料の滞納整理業務の実施	
(2)「新宿区納付案内センター」の運用 「新宿区納付案内センター」を活用した電話催告等の実施	
(3)財産調査システムの運用等 財産調査システムの運用 対象科目：区税〔令和7年4月〕、国民健康保険料 財産調査システムの導入準備 対象科目：介護保険料、後期高齢者医療保険料	
(4)介護保険課・高齢者医療担当課との連携 滞納対策課による支援や情報共有の方法など滞納整理部門間の連携に向けた準備の実施	

指標

1	指標名	国民健康保険料の収入率			
	定義	現年度分保険料収入額 ÷ 保険料調定額			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	85.3%	86.3%	87.3%	88.3%
	実績値	84.1%			
	達成度	98.5%			
2	指標名	滞納者と納付相談ができた滞納案件の数			
	定義	滞納者と納付交渉や納付相談等ができた、税及び国保料の滞納案件の数〔年度別〕			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	50,000件 / 年	53,000件 / 年	55,000件 / 年	57,000件 / 年
	実績値	50,853件 / 年			
	達成度	101.7%			

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	9,351 千円				9,351 千円
事業経費	7,700 千円				7,700 千円
一般財源	7,700 千円				7,700 千円
特定財源	0 千円				0 千円
執行率	82.3 %				82.3 %
備考					

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	95,467 千円				95,467 千円
新宿区の人口	352,395 人				352,395 人
区民一人当たりのコスト	270.9 円				270.9 円

外部評価意見と区の対応

	計画以上	計画どおり	計画以下
評価	<p>滞納対策課の新設置に向け、税務課と医療保険年金課の職員による制度研修を丁寧を実施し、令和7年1月からの滞納管理システムの稼働、2月からの新宿区納付案内センターの運用開始等が着実に進められたため、「計画どおり」と評価する。</p>		
	外部評価意見		区の対応
今後の取組の方向性に対する意見	<p>ヒアリングでは、国民健康保険料の収入率について、外国人居住者が多い区では特別区平均を下回る傾向があるとの説明があったが、外国人の滞納の原因分析については十分に明確化されていない面もあり、早急の実態把握と要因の精査を進めてもらいたい。</p>		<p>国民皆保険制度が整備されている国と未整備の国で滞納率が異なり、未整備の国で滞納率が高い傾向にあります。こうしたことから、国民健康保険制度の周知を徹底し、納付を促すことが収入率の向上につながると考え、制度周知冊子の多言語化や窓口案内、窓口対応及び新宿区納付案内センターにおける多言語対応可能な人材の配置等を行っています。</p> <p>また、実態把握のための取組として、従前から区税の滞納整理において実施していた東京出入国在留管理局への居住実態調査を、国民健康保険料についても令和7年度から開始しています。</p> <p>引き続き、他自治体の事例等も参考にしながら、東京出入国在留管理局との連携を進め、外国人の国民健康保険料収入率向上に取り組んでいきます。</p>
	<p>支払い能力があるにもかかわらず滞納する人に対して実質的なペナルティがない場合、制度の不公平感が生じ、モラルハザードにつながる恐れがある。一方で、支払い能力がない滞納者もいることから、両者への対応方針を分けて検討する必要があるのではないかと。</p>		<p>区税及び保険料の負担の公平性を確保するために、適正な滞納整理に取り組まなければならないと認識しています。</p> <p>滞納者に対しては、督促状や催告書の送付、架電による納付案内等を行い、それでもなお納付がない場合に差押え等の滞納処分を実施しています。一方、支払いが困難な滞納者に対しては、それぞれの事情を考慮しながら、丁寧な納付相談を行い、滞納の早期解消に努めています。</p> <p>今後も滞納者の置かれている様々な状況を踏まえながら、適切に対応していきます。</p>
その他意見・感想	<p>外国人が多い新宿区では、特有の課題が多く見られる。これまでの多文化共生実態調査などで蓄積された知見やネットワークを活かし、特命部署の設置や雇用支援などを通じて、外国人との共生を進める先進的な自治体としての取組が期待される。</p>		<p>日本の制度の理解を進めることが、外国人の収入率の向上につながると考えており、多言語対応による制度周知を徹底するなど、しっかりと対応していきます。</p>
	<p>国民健康保険料の不納欠損率（調定額に対する不納欠損額の割合）は5%と高く、区税の不納欠損率（0.2%）と比較しても大きな差がある。この一因には、「税の時効が5年であるのに対し国民健康保険料の時効はたった2年である。」もしくは「税金は低所得の場合に非課税となる一方で、国保料は所得が低くても賦課される。」といった、制度上の構造的な問題がある可能性がある。</p> <p>また、国税と都税と区税はそれぞれ別個で徴収を行っているが、本来は一元的に徴税した方が効果的・効率的であると思われる。</p> <p>こういった制度上の課題に対し区としてできることには限界があると思うが、制度の改善に向け国へ働きかけていくべきではないかと。</p>		<p>区はこれまで国に対して、特別区長会を通じ、国民健康保険制度の構造的課題の解決に向けて、医療保険制度の一本化等、国の責任において抜本的な見直しを行うことを要望しています。</p> <p>また、令和7年5月には、自民党の「在留外国人に係る医療ワーキンググループ」に対し、区から「外国人の保険料の取扱いについての6つの提言」を行っており、そのうち5つの内容が自民党から政府へ提言されました。提言の1つである「国民健康保険料の前納制」は、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太の方針）に反映され、早期に制度化されることになり、区では令和8年度からの実施に向けて準備を進めています。</p> <p>今後も機会を捉え、国や都に対して制度課題の改善について要望を行っていきます。</p>

令和7年度の状況（事業全体）

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初時点	<p>区民負担の軽減及び業務の効率化を実現するため、滞納対策課における円滑な業務運営を行い、区税と国民健康保険料の滞納整理を推進していく必要があります。</p> <p>効果的・効率的に業務を推進するため、「新宿区納付案内センター」の利活用を進める必要があります。</p> <p>介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、滞納対策課との情報共有・連携方法等の検討を引き続き進める必要があります。</p>	<p>滞納対策課で区税と国民健康保険料の滞納整理業務を一元的に所管して、区民負担の軽減と業務の効率化を図ります。</p> <p>国民健康保険料に加え、区税に関しても財産調査システムを導入するとともに、令和6年度に開設した「新宿区納付案内センター」も活用するなど、より一層効果的・効率的な滞納整理手法で業務を行います。</p> <p>介護保険料と後期高齢者医療保険料についても、財産調査システムの導入準備など、滞納整理部門間の連携に向けた取組を進めていきます。</p>
	実績	
令和7年度 9月末時点	<p>(1)滞納整理業務を一元的に担当する滞納対策課における滞納整理 滞納対策課の新設（令和7年4月） 区税と国民健康保険料の重複滞納者に対し、一元的に納付相談を実施する等、効果的・効率的な滞納整理を実施。</p> <p>(2)「新宿区納付案内センター」の運用 委託事業者と定例会を毎月実施 開催回数：6回 架電件数 38,497件 納付金額 496,183,074円 納付件数 17,322件</p> <p>(3)財産調査システムの運用等 財産調査システムの運用 対象科目：区税における財産調査システムの活用を開始し、効率的に調査を進めることで効果的な差押等の滞納処分を実施（令和7年4月～） 財産調査システムの導入準備【令和8年度利用開始】 対象科目：介護保険料、後期高齢者医療保険料</p> <p>(4)介護保険課・高齢者医療担当課との連携 職員のスキル向上や効率的な滞納整理業務に繋げるため、以下の取組を実施 ・介護保険課、高齢者医療担当課職員の滞納対策課新任研修への参加 ・滞納整理手法等の情報共有のための打合せ 滞納対策課の管理する滞納整理支援システム情報の共有体制を構築 ・介護保険課及び高齢者医療担当課にて、滞納整理支援システムの閲覧を開始（令和7年6月）</p>	
	主な課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
令和8年度 予算編成時点	<p>区税と国民健康保険料の滞納整理について、効果的・効率的に進めていく必要があります。</p> <p>電話による効果的な納付催告業務及び効率的な内部事務の実施のため、事業者との連携により適切に運営する必要があります。</p> <p>介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、滞納対策課との連携等について引き続き検討する必要があります。</p>	<p>区税と国民健康保険料の一元的な滞納整理を実施することで区民負担の軽減と業務の効率化を進めていきます。</p> <p>委託事業者との定例会を毎月開催し、架電や受電件数、納付金額、内部事務の処理件数等の実績を確認して、効果的・効率的な業務運営を実施します。</p> <p>滞納整理支援システムへ介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納者情報を共有し、滞納整理業務を効果的・効率的に進めていきます。</p>

計画事業評価シート

所管部	総合政策部
所管課	情報戦略課

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	1	効果的・効率的な行財政運営
計画事業	60	－ 基幹業務システム基盤の整備
関係法令	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律	
関係計画等	自治体DX推進計画(国)、新宿区情報化戦略計画	

令和7年度当初時点の計画内容

60	計画事業名	基幹業務システム基盤の整備			所管部	総合政策部	継続
	事業概要	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく標準準拠システムの導入及び国が整備するガバメントクラウドの活用に向けて、住民記録・税・国民年金・印鑑登録の基幹業務システムを運用しているホストコンピュータ（大型汎用機）を廃止し、基幹業務システムの基盤の整備を行い、情報システムの運用の効率化と経費縮減を図ります。					
	指標	年度別計画					
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
	次期基幹業務システム運用基盤の整備及びホスト基幹業務システムの新たな基盤への移行状況	システムデータの移行及び移行後の業務移行検証					
	整備・移行【整備・移行完了（令和6年度）】	ガバメントクラウドと区とのネットワーク接続環境等整備・データ連携等検証					
		新システム切替・稼働開始					
		ガバメントクラウド利用開始					
	事業費計（千円）	事業費（千円）					
	1,049,550	1,049,550					
	「ガバメントクラウド」とは、国が整備するクラウドサービスの利用環境のことです。						

下線部は令和6年度に計画の変更を行った内容を示しています。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
令和6年度 当初時点	主な課題		令和6年度の取組方針
	<p>令和7年1月の住民記録・税・国民年金業務のホストコンピュータから標準準拠システム等への移行を、適切に完了する必要があります。</p>		<p>システム開発事業者と綿密に調整し、進捗管理を徹底します。</p> <p>住民記録や税のデータを参照している部署と連携し、新システムへの切替えに伴う検証作業等を適切に行います。</p> <p>住民記録・税・国民年金業務の新システムを利用する職員への情報提供及びシステム操作研修等を適切に行います。</p>
令和6年度 末時点	実績		
	<p>令和7年1月の住民記録・税・国民年金業務のホストコンピュータから標準準拠システム等への移行に向け、下記の取組を実施</p> <p>住民記録・税・国民年金業務に係るホストコンピュータからガバメントクラウド等へのデータ移行各システムを利用する職員へ、システムのデモンストレーション等を活用した情報提供及び研修各業務の移行スケジュールに合わせ、作業内容・データ連携等の調整を行い、移行作業各業務システム間のデータ連携等の検証</p>		
	評価		
	<p>当初の予定どおり、令和7年1月の住民記録・税・国民年金業務のホストコンピュータから標準準拠システム等への移行を完了することができたことから、計画どおりと評価します。</p>		
	主な課題		令和7年度の取組方針
	<p>新システム稼働後に判明する課題等に対して、適切に対応していく必要があります。</p> <p>令和7年度以降に標準準拠システムに移行する業務のために、今回培ったノウハウ等を継承していく必要があります。</p>		<p>ホストコンピュータからの切替完了に伴い経常事業化し、新たな基幹業務システム基盤の安定した運用を行っていきます。</p> <p>システム間の円滑なデータ連携、システムを利用する職員の利便性の向上を図っていくことで、窓口運用の効率化を図り、区民サービスの向上を図っていきます。</p> <p>今回培ったノウハウや留意事項等を、令和7年度以降に標準準拠システムに移行する業務に活かしていきます。</p>
令和7年度の取組内容			
<p>基幹業務システム基盤の運用管理及び安定稼働の継続</p> <p>システム間の円滑なデータ連携による職員の利便性向上</p> <p>窓口運用の効率化による区民サービスの向上</p> <p>ノウハウ等の継承と有効活用による他標準化対象業務の円滑な標準準拠システムへの移行</p>			

指標

1	指標名	次期基幹業務システム運用基盤の整備及びホスト基幹業務システムの新たな基盤への移行状況			
	定義	次期基幹業務システム運用基盤の整備及びホスト基幹業務システムの新たな基盤への移行状況			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	整備・移行完了			
	実績値	整備・移行完了			
達成度					

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	1,049,550 千円				1,049,550 千円
事業経費	986,802 千円				986,802 千円
一般財源	614,674 千円				614,674 千円
特定財源	372,128 千円				372,128 千円
執行率	94.0 %				94.0 %
備考	【特定財源】 デジタル基盤改革支援補助金				

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	674,332 千円				674,332 千円
新宿区の人口	352,395 人				352,395 人
区民一人当たりのコスト	1,913.6 円				1,913.6 円

外部評価意見と区の対応

	計画以上	計画どおり	計画以下
評価	<p>計画どおり、住民記録・税・国民年金業務に係るシステムを標準システム等（ ）へ移行完了した。国の主導のもと、自治体情報システムの標準化・共通化が行われており、今後も様々な業務の標準化が進むとされている。以上のことから、「計画どおり」と評価する。</p> <p>住民記録・国民年金業務システムは標準準拠システムへ、税業務システムはホストコンピュータからオープン系システムへ、それぞれ年度当初計画どおり移行完了。なお、税業務システムは令和8年2月に標準準拠システムへ移行予定。</p>		
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見		区の対応
	<p>令和6年度は10億円という大きな予算規模の事業であった。今後も引き続き運用コストがかかることから、積極的なシステム活用により区民サービスの向上や職員の負担軽減を図ってもらいたい。</p>		<p>費用対効果の最大化という観点を踏まえ、引き続き基幹業務システムの標準化を着実に進めていきます。標準化により整備される基盤を活かしたスムーズなデータ連携や制度改正への迅速な対応などにより、区民サービスのさらなる向上および職員の業務負担軽減を実現していきます。</p>
	<p>基幹業務システム基盤の整備として、システム移行にかかる一時的なコストは示されているが、その後の継続的な運用コストは示されていない。広い意味での区の各部署でかかるシステム費用の全体規模は全庁的に把握されていないとのことだったが、本来は把握しておくべきではないか。</p>		<p>全庁的なシステム経費の把握は重要であると考えており、全体の運用コスト把握に向け、調査等の実施を検討します。</p>
その他意見・感想	<p>基幹業務システム基盤の移行は無事に完了したが、システム投資には、年度ごとの短期計画よりも、将来の運用コストや投資効果を見据えた長期的な計画が必要である。全庁的なシステム費用の把握を行ったうえで、性能指標や改善指標を明示し、長期的目線を持ちながら取り組んでいくべきではないか。</p>		<p>システム導入は、毎年見直しを行う「電子計算組織導入評価方針」に基づき計画的に進めています。</p> <p>導入や更新の際は、評価方針に基づき費用対効果やサービス向上等の視点から精緻に検証し、可否を判断しています。個別システムのコスト分析は適切に行っていますが、今後は、全体の運用コストを把握し、長期的視点に立った効果的なシステム投資と適切な管理に努めていきます。</p>

令和7年度の状況（事業全体）

	主な課題	令和7年度取組方針
令和7年度当初時点	<p>計画していた事業内容が完了したため、本事業は令和6年度で終了しました。今後は経常事業として、新たな基幹業務システム基盤の安定した運用を行っていきます。</p>	

経常事業評価シート

所管部	総合政策部
所管課	企画政策課

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	1	効果的・効率的な行財政運営
経常事業	623	行政評価制度の推進
関係法令	新宿区外部評価委員会条例、新宿区行政評価制度に関する規則	
関係計画等	新宿区総合計画、新宿区第二次実行計画、新宿区第三次実行計画	

事業概要	区が実施する施策や事業の適切な評価及び進行管理を図り、効果的・効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的として、行政評価を実施します。	
	1	内部評価の実施 各部の職員（管理職）で構成された経営会議を「内部評価委員会」とし、実施する施策及び事業について、達成度、効率性、成果、妥当性等を分析・検証し、区長に報告します。 区長はその結果を公表します。
	2	外部評価の実施 「外部評価委員会」は、内部評価結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について、達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析・検証し、区長に報告します。 区長はその結果を公表します。
	3	区の総合判断の実施 内部評価、外部評価、それぞれに対する区民からの意見を踏まえ、行政委員会とも意見を調整したうえで、区の総合判断を行い、予算編成に反映します。 区長はその結果を公表します。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	適切	改善が必要													
令和6年度 当初時点	主な課題														
	<p>区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、PDCAサイクルのより一層の徹底を図る必要があります。行政評価作業にかかる負担軽減および業務効率化が求められています。</p> <p>内部評価シートについて、区民等にとってより分かりやすい資料にすることが求められています。</p>	<p>令和6年度の取組方針</p> <p>内部評価及び外部評価を通じて施策の進捗状況や事業の成果・実績を検証し、第三次実行計画や予算編成へ反映します。</p> <p>行政評価の手法や内部評価シート等の見直しを検討します。</p>													
令和6年度 末時点	実績														
	<p>(1)内部評価</p> <p>内部評価の実施</p> <p>ア 施策評価</p> <p>外部評価委員会で選定した次の9個別施策について評価を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> - 6「セーフティネットの整備充実」 / - 3「暮らしやすい安全で安心なまちの実現」 - 1「回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり」 - 2「誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現」 / - 5「道路環境の整備」 - 10「活力ある産業が芽吹くまちの実現」 / - 13「国際観光都市・新宿としての魅力の向上」 - 14「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」 / - 3「地方分権の推進」 <p>評価結果</p> <p>いずれも「おおむね順調に進んでいる」と評価</p> <p>イ 計画事業評価</p> <p>令和5年度に実施した全67計画事業（枝事業を含む事業数93事業）について評価を実施</p> <p>評価結果</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>計画以上</td><td>1事業</td></tr> <tr><td>計画どおり</td><td>86事業</td></tr> <tr><td>計画以下</td><td>6事業</td></tr> </table> <p>ウ 経常事業取組状況の確認</p> <p>評価対象となった個別施策を構成する113の計画事業について取組状況の確認を実施</p> <p>確認結果</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>適切</td><td>112事業</td></tr> <tr><td>改善が必要</td><td>1事業</td></tr> </table> <p>内部評価実施結果の公表</p> <p>区ホームページに内部評価実施結果を掲載（令和6年8月）</p> <p>(2)外部評価</p> <p>外部評価委員会の開催</p> <p>全体会 4回（令和6年5月、10月(2回)、令和7年3月）</p> <p>部会 9回（令和6年6月～8月）</p> <p>外部評価の実施（令和6年5月～10月）</p> <p>ア 施策評価</p> <p>内部評価と同じ9個別施策について評価を実施</p> <p>評価結果</p> <p>いずれも「おおむね順調に進んでいる」と評価</p> <p>イ 計画事業評価</p> <p>施策評価対象である9個別施策を構成する11計画事業（枝事業を含む事業数20事業）について評価を実施</p> <p>評価結果</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>計画どおり</td><td>18事業</td></tr> <tr><td>計画以下</td><td>2事業</td></tr> </table> <p>ウ 経常事業取組状況の確認</p> <p>施策評価対象である9個別施策を構成する113の経常事業について取組状況の確認を実施</p> <p>確認結果</p> <p>113事業のうち、36事業に外部評価意見を付した。</p>		計画以上	1事業	計画どおり	86事業	計画以下	6事業	適切	112事業	改善が必要	1事業	計画どおり	18事業	計画以下
計画以上	1事業														
計画どおり	86事業														
計画以下	6事業														
適切	112事業														
改善が必要	1事業														
計画どおり	18事業														
計画以下	2事業														

行政評価制度見直しに向けた提言（令和6年10月）
 現行の行政評価に係る課題等を踏まえ、行政評価制度見直しに向けた提言をとりまとめた。
 外部評価実施結果の区長報告（令和6年11月）
 外部評価委員会から区長へ、令和6年度の外部評価実施結果を報告
 外部評価実施結果の公表（令和6年12月）
 「令和6年度 外部評価実施結果報告書」の発行、区ホームページに掲載

(3)区の総合判断

区民意見の募集
 内部評価実施結果及び外部評価実施結果について区民からの意見を募集（令和6年12月15日～27日）
 意見応募数 0件
 区の総合判断の実施
 内部評価実施結果、外部評価実施結果、及びそれぞれに対する区民からの意見を踏まえ、
 区の総合判断を行い、予算編成に反映
 区の総合判断の公表（令和7年3月）
 「令和6年度 内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について」の発行、区ホームページに掲載

(4)行政評価制度見直しに向けた検討・準備

外部評価委員会からの提言を踏まえ、実施手法やスケジュール、内部評価シートの見直しを検討
 （令和6年11月～令和7年2月）
 令和7年度の行政評価の実施手法等について、外部評価委員会及び区議会特別委員会へ報告
 （令和7年3月）

評価

内部評価及び外部評価を適切に実施し、その結果を踏まえて区の施策と事業の進行管理や分析・検証を行い、第三次実行計画と令和7年度予算編成に反映させることができました。
 行政評価制度が抱える課題について、外部評価委員会からの提言を踏まえ、より効果的・効率的な運用となるよう行政評価制度の手法等の見直しの検討を行い、新たな手法の試行に向けた準備を整えました。

以上のことから、適切と評価します。

主な課題	令和7年度の取組方針
区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、PDCAサイクルのより一層の徹底を図る必要があります。 令和8年度の新たな制度による行政評価の本格実施に向けて、令和7年度の試行結果の分析と、それを踏まえた準備が必要です。	内部評価及び外部評価を通じて施策の進捗状況や事業の成果・実績を検証し、第三次実行計画や予算編成へ反映します。 行政評価の新たな手法による試行を適切に実施し、その結果を分析するとともに、外部評価委員会の意見を踏まえて実施手法やスケジュール、内部評価シート等のさらなる改良について検討し、本格実施に向けた準備を行います。

事業経費（令和6年度）

予算現額	2,407 千円
事業経費	2,405 千円
一般財源	2,405 千円
特定財源	0 千円
執行率	99.9 %

備考	
----	--

外部評価意見と区の対応

評価	適切	改善が必要
	より効果的・効率的な評価制度とするため手法の見直しについても取り組んでおり、より透明性のある行政評価制度を目指していることが認められるため、「適切」と評価する。	
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見	区の対応
	<p>外部評価委員会の開催に当たっては、充実した議論を尽くせるよう、十分に余裕あるスケジュールの設定を心掛けてほしい。</p> <p>区民意見の募集期間延長や、行政評価制度の積極的な情報発信などにより、行政評価を区民に分かりやすく伝える姿勢を追求してもらいたい。</p>	<p>外部評価委員会部会の開催回数は、令和6年度の9回から令和7年度は14回へと増加し、その結果、委員の皆様により深く充実した議論を行っていただきました。令和8年度も引き続き、スケジュール設定を含め、円滑な会議運営に努めていきます。</p> <p>令和7年度は、令和6年度に比べて区民意見募集期間を9日間延長しました。また、内部評価結果、外部評価結果、区の総合判断を公表する際には、広報新宿や区ホームページを通じて区民に周知しています。今後も引き続き、行政評価制度を区民に分かりやすく伝えられるよう、情報発信に取り組みます。</p>

令和7年度の状況（事業全体）

令和7年度当初	課題	令和7年度の取組方針										
	<p>区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、PDCAサイクルのより一層の徹底を図る必要があります。</p> <p>令和8年度の新たな制度による行政評価の本格実施に向けて、令和7年度の試行結果の分析と、それを踏まえた準備が必要です。</p>	<p>内部評価及び外部評価を通じて施策の進捗状況や事業の成果・実績を検証し、第三次実行計画や予算編成へ反映します。</p> <p>行政評価の新たな手法による試行を適切に実施し、その結果を分析するとともに、外部評価委員会の意見を踏まえて実施手法やスケジュール、内部評価シート等のさらなる改良について検討し、本格実施に向けた準備を行います。</p>										
令和7年度9月末	実績											
	<p>(1)内部評価</p> <p>内部評価の実施</p> <p>ア テーマ別評価</p> <p>外部評価委員会が設定する3つの重点テーマについて評価を実施</p> <p>効果的・効率的な行財政運営 / 公共施設マネジメントの強化 / 防災対策の強化</p> <p>評価結果</p> <p>いずれも「おおむね良好」と評価</p> <p>イ 計画事業評価</p> <p>令和6年度に実施した全65計画事業（枝事業を含む事業数89事業）について評価を実施</p> <p>評価結果</p> <table border="0"> <tr> <td>計画以上</td> <td>3事業</td> </tr> <tr> <td>計画どおり</td> <td>82事業</td> </tr> <tr> <td>計画以下</td> <td>4事業</td> </tr> </table> <p>ウ 経常事業評価</p> <p>テーマ別評価の対象となる経常事業について評価を実施</p> <p>確認結果</p> <table border="0"> <tr> <td>適切</td> <td>15事業</td> </tr> <tr> <td>改善が必要</td> <td>0事業</td> </tr> </table> <p>内部評価実施結果の公表</p> <p>区ホームページに内部評価実施結果を掲載（令和7年8月）</p>		計画以上	3事業	計画どおり	82事業	計画以下	4事業	適切	15事業	改善が必要	0事業
計画以上	3事業											
計画どおり	82事業											
計画以下	4事業											
適切	15事業											
改善が必要	0事業											

	<p>(2)外部評価</p> <p>外部評価委員会の開催 全体会 1回（令和7年5月） 部会 14回（令和7年7月～9月） 外部評価の実施（令和7年5月～9月）</p> <p>ア テーマ別評価 内部評価と同じ3テーマについて評価を実施中</p> <p>イ 計画事業評価 テーマに基づき選定する6の計画事業（枝事業を含む事業数11事業）について評価を実施中</p> <p>ウ 経常事業評価 テーマに基づき選定する15の経常事業について評価を実施中</p>	
令和8年度 予算編成時	<p style="text-align: center;">課題</p> <p>区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、PDCAサイクルのより一層の徹底を図る必要があります。 令和8年度から行政評価の新手法を本格実施するにあたり、令和7年度の新手法の試行実施を通して明らかになった課題（評価視点の整理や評価シートの記載方法の改善等）に対応する必要があります。</p>	<p style="text-align: center;">令和8年度の取組方針（区の総合判断）</p> <p>内部評価及び外部評価を通じて施策の進捗状況や事業の成果・実績を検証し、第三次実行計画や予算編成へ反映します。 試行実施で明らかになった課題を踏まえ改善し、新たな手法に基づき行政評価を実施します。</p>

経常事業評価シート

所管部	総合政策部
所管課	区政情報課

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	1	効果的・効率的な行財政運営
経常事業	624	広聴活動
関係法令		新宿区広報広聴事務処理規程、新宿区における投書の取扱いに関する要綱、新宿区区政モニター設置要綱、新宿区法律相談及び交通事故相談の実施に関する要綱
関係計画等		－

事業概要	<p>区民意識調査、区政モニターなどを通じて区民の意向、生活意識等を把握し、今後の区政運営に反映していきます。調査結果は区ホームページで公開します。また、法律相談を始め各種相談を行い、区民生活の安定を図ります。</p> <p>1 区民意識調査 区政運営の基本となる区の重要な課題に対する区民の意向・要望及び区民の生活意識等を把握し、今後の区政運営の参考とするための調査を行います。 調査対象 新宿区在住の満18歳以上の個人 標本数 2,500人（無作為抽出） 調査方法 郵送配布、郵送またはインターネットによる回収 調査期間 令和6年7月8日～29日</p> <p>2 区政モニター等による広聴 (1) 区政モニターアンケート 今日的な区政課題への迅速な対応の検討や的確な事業執行を進める上での基礎資料とするため、区政モニターの方を対象にアンケート調査を実施し、今後の区政運営の参考とします。 区政モニター 1,000名 調査回数 年4回 調査方法 郵送配布、郵送回収 (2) 対話集会（区長と話そう～しんじゅくトーク） 区民の区政への意見・要望を集会の場を通じて区長が直接に聴取り、区政が区民にとって身近なものであると感じてもらうとともに、今後の区政運営の参考とします。 テーマのほか、地域課題等について参加者と意見交換を行います。 (3) はがき広聴（区政への意見等の聴取） 区民の声を広く聴取り、区政の参考とするため「区長へのはがき」により意見・要望・苦情等を受け付けています。はがきは「くらしのガイド」に綴じ込みのほか、区の主要施設において配布しています。 なお、「区長へのはがき」のほか、一般投書、FAX、インターネット（区民意見システム）により意見等を聴取しています。</p> <p>3 法律相談及び交通事故相談 区民が自分自身では解決しにくい、日常生活及び交通事故の法律問題に関して、弁護士が相談を行い、区民生活の安定を図ります。 相談日 毎週水・木曜日 午後1時～3時30分 相談場所 区役所第一分庁舎2階 区民相談室 相談方法 対面相談・電話相談 1名30分以内 相談担当弁護士 34名（水曜日5名・木曜日3名）</p> <p>4 区政情報の電子化と活用 区民意識調査と区政モニターアンケートの調査結果を容易に検索できる「意識調査検索ページ」を区ホームページに公開し、区民等に区政課題や区民意識に関する情報を発信するとともに、全庁で共有・活用します。</p>
------	--

令和6年度の評価（事業全体）

評価	適切	改善が必要
令和6年度 当初時点	主な課題	
	<p>区民意識調査では、より多くの区民の意見を把握できるよう、回収率の向上に向けた取組が必要です。 しんじゅくトークに参加しやすくするため、事前申込の期日を工夫する必要があります。 法律相談及び交通事故相談の受付方法が窓口と電話のみであることから、多様な受付方法を検討する必要があります。</p>	<p>令和6年度の取組方針</p> <p>区民意識調査の回収率向上に向けて、調査の予告・再依頼はがきの送付の実施や、調査票を受け取った方が回答に移りやすいよう、調査票表紙の見直しを検討します。 しんじゅくトークの参加申込は、事前調整が必要な託児、手話通訳を要する方を除き、開催日の直前まで申込ができるよう柔軟に対応します。 法律相談及び交通事故相談の受付方法にインターネット予約を追加することを検討します。</p>
令和6年度 末時点	実績	
	<p>1 区民意識調査 調査項目【経年】居住意向、生活における心配事、区政への関心、区政情報の入手方法、区政への要望、選挙【特集】書かないワンストップ窓口、区政情報の発信 回収数：1,155人（回収率46.2%） 内訳 郵送：704人（61.0%）、インターネット：451人（39.0%） 速報版の発行（作成（令和6年9月）、公表（10月）） 報告書の発行（作成（令和7年1月）、公表（2月））</p>	
	<p>2 区政モニター等による広聴 (1) 区政モニターアンケート 第1回 テーマ：「震災に備えて」外2件、回収率：90.9% 第2回 テーマ：「健康づくりについて」、回収率：91.2% 第3回 テーマ：「歌舞伎町ルネッサンスの推進について」外4件、回収率：88.5% 第4回 テーマ：「新宿区総合計画」、回収率：90.0% (2) 対話集会（区長と話そう～しんじゅくトーク） テーマ：地域コミュニティの活性化に向けて～（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例（素案）～ 開催日：令和6年7月18日～26日（全10回） 開催場所：各地域センター 参加者数：合計315名 (3) はがき広聴（区政への意見等の聴取） 「区長へのはがき」：176件 参考：「区長へのはがき」のほか、インターネット等を含めた区政への意見等の受付件数：合計4,145件</p>	
	<p>3 法律相談及び交通事故相談 相談件数 法律相談：1,611件、交通事故相談：40件</p>	
	<p>4 区政情報の電子化と活用 「意識調査検索ページ」に令和6年度区民意識調査・区政モニターアンケートの調査結果を公開（令和7年3月）</p>	
評価		
<p>区民意識調査では、調査の予告・再依頼はがきの送付等を行うとともに、調査票の表紙のレイアウトの工夫や文字の削減を行い、調査票を受け取った方が回答に移りやすいよう改善しました。この結果、全体の回収数は令和5年度（1,163人 回収率46.5%）と同程度となりましたが、郵送での回収数は令和5年度の649人から704人に増加し、郵送回答については一定の効果がありました。 しんじゅくトークの事前申込期日を、託児や手話通訳等を除き開催日の前日までとしました。令和5年度（291名）と比べ、参加者が24名増加し、しんじゅくトークへの参加しやすさが向上しました。 法律相談及び交通事故相談のインターネット予約を令和7年3月に開始し、相談者の利便性の向上とともに、職員の事務負担の軽減につながりました。</p> <p>以上のことから、適切と評価します。</p>		
主な課題		
<p>区民意識調査の回収率向上に向けて、インターネット回答が円滑に行えるように工夫する必要があります。</p>	<p>令和7年度の取組方針</p> <p>令和7年度の区民意識調査では、調査期間中に送付する再依頼はがきに、インターネット回答用の二次元コード等の情報を付与することで、調査未回答者が円滑にインターネット回答に移り、回収率向上につながるようになっていきます。</p>	

事業経費（令和6年度）

予算現額	31,503 千円
事業経費	28,769 千円
一般財源	28,769 千円
特定財源	0 千円
執行率	91.3 %
備考	

外部評価

外部評価意見と区の対応

評価	適切	改善が必要
		職員が区民の意向を把握できるよう、区民意識調査、区政モニターアンケート、対話集会等の複数の広聴活動を通じ、広く区民の声を聴こうという姿勢が確認できたため、「適切」と評価する。
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見	区の対応
	<p>行政と区民の対話は、相互の良好な関係のためには必要不可欠である。従前のやり方に拘泥することなく、区民の意見を広く深く求める働きかけを実施し続けてほしい。</p> <p>区民からアンケート調査等で意見を募る際には、区が重視している指標や毎年の改善内容、その成果を数値で示すなど、判断の材料となる情報をホームページ等で分かりやすく積極的に開示することも必要ではないか。</p>	<p>区では、区民意識調査、区政モニターアンケート、対話集会、「区長へのはがき」など多様な手段で区民の意見等を聴取し、区政運営の参考としています。引き続き、適切に区民の意見を聴取できるよう努め、意見聴取手法についても研究していきます。</p> <p>区民意識調査や区政モニターアンケートでは、回答者が調査・設問の意図を理解しやすいよう、必要に応じて調査票への関連資料の添付や、区ホームページでの補足情報の公開等を実施しています。引き続き、調査において、区民にわかりやすい情報提供のあり方を研究していきます。</p>
その他意見・感想	<p>区民への意識調査やアンケートの回収については、オンライン回答導入による自動集計が多くの自治体で取り入れられており、新宿区においても同様の方法での実施が望まれる。</p>	<p>区民意識調査では令和3年度からインターネット回収を開始し、自動集計を取り入れています。引き続き、他自治体の動向を注視し、アンケート手法について研究していきます。</p>
	<p>区民の意見を丁寧に拾い上げることで区と区民の間の認識のミスマッチを防ぎ、相互の距離を縮めることは、令和7年に施行された「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」において求められている区民の自発的参加を促す上でも重要である。</p>	<p>引き続き広聴活動を通じて区民の意見を丁寧に聴取し、区政運営の参考としていきます。</p>

令和7年度の状況（事業全体）

	課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初	区民意識調査の回収率向上に向けて、インターネット回答が円滑に行えるように工夫する必要があります。	令和7年度の区民意識調査では、調査期間中に送付する再依頼はがきに、インターネット回答用の二次元コード等の情報を付与することで、調査未回答者が円滑にインターネット回答に移り、回収率向上につながるようしていきます。
	実績	
令和7年度 9月末	<p>1 区民意識調査 調査項目【経年】居住意向、生活における心配事、区政への関心、区政情報の入手方法、区政への要望、選挙【特集】基本構想及び総合計画、区有施設のあり方 回収数：1,048人（回収率41.9%） 内訳 郵送：596人（56.9%）、インターネット：452人（43.1%） 速報版の発行（作成（令和7年9月）、公表【令和7年10月】）</p> <p>2 区政モニター等による広聴 (1) 区政モニターアンケート 第1回 テーマ：「震災に備えて」外3件、回収率：90.0% 第2回 テーマ：「認知症になっても安心して暮らせるまちについて」外3件、回収率：89.4% (2) 対話集会（区長と話そう～しんじゅくトーク） テーマ：資源循環型・脱炭素社会の実現に向けて 令和7年10月27日～11月13日（全10回）の開催に向けて9月15日から参加者募集実施 (3) はがき広聴（区政への意見等の聴取） 「区長へのはがき」：83件 参考：「区長へのはがき」のほか、インターネット等を含めた区政への意見等の受付件数：合計2,500件</p> <p>3 法律相談及び交通事故相談 相談件数 法律相談：817件、交通事故相談：23件</p> <p>4 区政情報の電子化と活用 「意識調査検索ページ」の運用</p>	
	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
令和8年度 予算編成時	区民意識調査の再依頼はがきに回答用の二次元コードを付与したことで、インターネット回収率が4.1ポイント改善しましたが、全体の回収率を向上するための工夫を行う必要があります。	令和8年度の区民意識調査では、調査票を受け取った区民が、円滑に回答に進めるよう、調査項目や同封する資料部数の精査や、手間をかけずにインターネット回答ページに移行できるような手法について検討します。

経常事業評価シート

所管部	総合政策部
所管課	情報戦略課

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	1	効果的・効率的な行財政運営
経常事業	634	電子区役所の推進
関係法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例、新宿区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等	
関係計画等	自治体DX推進計画(国)、新宿区情報化戦略計画等	

事業概要	<p>区民によりよいサービスを効率的に提供するため、社会保障・税番号制度の活用を図るなど、利便性の高い電子区役所を推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京電子自治体共同運営サービスの提供及び運用 行政手続のオンライン化を推進するにあたり、東京電子自治体共同運営サービスによる電子申請を提供します。 2 マイナポータルびったり電子申請サービスの提供及び運用 社会保障・税番号制度に基づくマイナポータルびったり電子申請サービスを提供します。 3 社会保障・税番号制度に基づく情報連携 社会保障・税番号制度に基づいて情報連携を行うための「団体内統合宛名等システム」や「中間サーバ・情報提供ネットワーク」を運用します。 4 総合行政ネットワーク（LGWAN）の運用 地方公共団体内で電子文書の送受信を行う行政専用通信回線として総合行政ネットワーク（LGWAN）を運用します。
------	---

令和6年度の評価（事業全体）

評価	適切	改善が必要
令和6年度 当初時点	<p>主な課題</p> <p>区民が窓口に来庁することなく、行政手続が行えるよう、電子申請サービスを安定的に提供していく必要があります。 東京電子自治体共同運営電子申請サービスについては、令和6年度末までに新たな電子申請サービス（第五期）へ移行する必要があります。</p>	<p>令和6年度の取組方針</p> <p>電子申請サービス等に係るシステムやネットワーク、サーバ等を適切に運用します。 東京電子自治体共同運営電子申請サービスについては、従来の電子申請サービスの安定運用と並行して、新たな電子申請サービス（第五期）への移行を円滑に進めます。</p>
	実績	
令和6年度 末時点	<p>(1)東京電子自治体共同運営電子申請サービスの提供及び運用 新たな電子申請サービス（第五期）への移行（令和7年3月完了） 電子申請サービスの提供 申請可能手続数 443手続</p>	
	<p>(2)マイナポータルびったり電子申請サービスの提供及び運用 電子申請サービスの提供 申請可能手続数 37手続（国指定の手続27、区独自手続10）</p>	
	<p>(3)社会保障・税番号制度に基づく情報連携 「団体内統合宛名等システム」及び「中間サーバ・情報提供ネットワーク」の運用</p>	
	<p>(4)総合行政ネットワーク（LGWAN）の運用 ネットワークやサーバ等の関連機器の賃借及び保守</p>	
評価		
<p>東京電子自治体共同運営電子申請サービスについて、従来の電子申請の運用と並行して新たな電子申請への移行を完了することができました。 そのほかの各取組についても着実に実施することができました。</p> <p>以上のことから、適切と評価します。</p>		
	<p>主な課題</p> <p>区民が窓口に来庁することなく、行政手続が行えるよう、電子申請サービスを安定的に提供していく必要があります。</p>	<p>令和7年度の取組方針</p> <p>電子申請サービス等に係るシステムやネットワーク、サーバ等を適切に運用します。</p>

事業経費（令和6年度）

予算現額	89,145 千円
事業経費	85,397 千円
一般財源	77,044 千円
特定財源	8,353 千円
執行率	95.8 %

備考	[特定財源] 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
----	--------------------------------

外部評価意見と区の対応

評価	適切	改善が必要
	新たな電子申請サービスへの移行も完了しており、「適切」と評価する。	
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見	区の対応
	<p>国で電子化を優先すべきとされている業務については既に対応が完了しているとのことだが、区全体では約1,000件の行政手続きのうち電子化されているのが130件で、カバレッジは13%にとどまっている。今後は5年程度を目安に電子化の計画を立て、他自治体との意見交換も行いながら、取組を加速させるべきである。</p>	<p>行政手続のオンライン化の推進にあたっては、第三次実行計画に「行政手続のオンライン化等の推進」を位置づけており、申請件数が多いものや「子ども・子育て」関連など特に電子申請ニーズの高い手続のオンライン化に優先して取り組んでいきます。</p> <p>今後は、区民の利便性の向上を図るため、原則全ての行政手続においてオンライン化を検討・推進するとともに、令和9年度末までに年間申請件数が1,000件以上の手続を原則オンライン化することを新たに目標として設定し、行政手続オンライン化に向けた取組を加速させていきます。</p>
その他意見・感想	<p>電子化の推進は重要である一方で、すべての区民が電子申請に対応できるわけではないため、旧来の手法による対応も残しつつ併用することが望ましい。有事を含むあらゆる状況において、区民を速やかに支援できるよう、デジタルとアナログの両輪で対応できる体制をとってもらいたい。</p>	<p>窓口での手続も維持しつつ、業務改善等を併せて行い事務量の増加を抑えながら電子化を推進することで、デジタルとアナログの両輪で対応できる体制を整備していきます。</p> <p>また、対面確認が必須な手続などについては、今後の法整備等の状況を見ながら適切に電子化を進めていきます。</p>

令和7年度の状況（事業全体）

令和7年度当初	課題	令和7年度の取組方針
	<p>区民が窓口に来庁することなく、行政手続が行えるよう、電子申請サービスを安定的に提供していく必要があります。</p>	<p>電子申請サービス等に係るシステムやネットワーク、サーバ等を適切に運用します。</p>
令和7年度9月末	実績	
	<p>(1)東京電子自治体共同運営電子申請サービスの提供及び運用 電子申請サービスの提供 申請可能手続数 791手続（マイナポータルびったり電子申請サービス以外）</p> <p>(2)マイナポータルびったり電子申請サービスの提供及び運用 電子申請サービスの提供 申請可能手続数 37手続（国指定の手続27、区独自手続10）</p> <p>(3)社会保障・税番号制度に基づく情報連携 「団体内統合宛名等システム」及び「中間サーバ・情報提供ネットワーク」の運用</p> <p>(4)総合行政ネットワーク（LGWAN）の運用 ネットワークやサーバ等の関連機器の賃借及び保守</p>	
令和8年度予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	<p>行政手続のオンライン化の推進を加速させる必要があります。</p> <p>現在の窓口での手続も維持しながらオンライン化を進める必要があります、事務量増加を最小限にする必要があります。</p> <p>区民が窓口に来庁することなく、行政手続が行えるよう、電子申請サービスを安定的に提供していく必要があります。</p>	<p>区民の生活に密接で、申請頻度及び利便性が高い手続やデジタルツールによる申請ニーズが高い手続は、優先的にオンライン化を図っていきます。</p> <p>行政手続のオンライン化と併せて必要な業務改善等に取り組んでいきます。</p> <p>電子申請サービス等に係るシステムやネットワーク、サーバ等を適切に運用します。</p>

経常事業評価シート

所管部	総務部
所管課	税務課、滞納対策課

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	1	効果的・効率的な行財政運営
経常事業	647	区税収納率の向上
関係法令	地方税法、新宿区特別区税条例、新宿区情報化の推進に関する規則	
関係計画等	新宿区情報化戦略計画	

事業概要	<p>納税推進計画を策定するとともに、滞納整理支援システムや納税催告センターを活用し、徴収力を強化しています。東京都との連携やインターネット公売を利用した滞納整理を行います。さらに、在宅で納付できるクレジットカード納付やペイジー納付を導入し、納付の機会を拡大しています。</p> <p>1 効果的・効率的な滞納整理業務の推進 滞納整理支援システムを活用し、特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税（種別割）（以下「区税」という。）の滞納事案の徴収や差押え等の滞納処分を効果的かつ効率的に処理することにより、収入率の向上を図ります。また、納税推進計画を策定するとともに、東京都職員の派遣を受けて業務スキルの向上を図り、徴収力を強化し、年度を通じて効果検証等を行い、収入率の向上を図ります。 計画事業59 「滞納整理業務の一元化」に合わせて、「収入率」を用います。</p> <p>2 納税催告センターの運営 現年課税分の区税の未納者を中心に電話及びショートメッセージによる催告を行い、納付を促すことで初期滞納者の増加を抑制して、収入率の向上を図ります。 なお、納税催告センターは令和6年12月で終了し、令和7年2月に開設した「新宿区納付案内センター」（計画事業59「滞納整理業務の一元化」内の取組）で引き続き納付催告を行います。</p> <p>3 インターネット公売の活用 滞納整理業務を通じ動産の差押えを行った際に、必要に応じインターネット公売を利用し、収入率の向上を図ります。</p> <p>4 多様な決済手段を活用した電子納付の推進 令和2年度からペイジー及びクレジット納付、令和4年度からスマートフォン決済アプリでバーコードを読み取ることによる電子マネー納付を開始しました。また、軽自動車税（種別割）については、令和5年度から納付書に印字された地方税統一QRコードをスマートフォンで読み取り、クレジットカードや電子マネー等で納付ができる共通納税システムによる納付を開始しました。今後、さらに納付手段を拡充し、区民の利便性を向上することで収入率の向上を図ります。</p>
------	--

令和6年度の評価（事業全体）

評価	適切	改善が必要
----	----	-------

令和6年度の評価（取組別）

取組 1	効果的・効率的な滞納整理業務の推進	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	区税収入の安定的確保に向け、効果的かつ効率的な滞納整理を推進する必要があります。	納税推進計画を策定し、計画的に滞納整理を進めています。 定期的に納税推進会議を実施し、収入率や滞納整理状況を確認する等、適切な進行管理を行うとともに、滞納整理の取組を検証し、必要に応じて見直しを行います。
令和6年度 末時点	実績	
	令和6年度収入率 97.06%（参考：令和5年度収入率 97.43%） 令和6年7月に納税推進計画を策定し、計画的に滞納整理に取り組みました。 納税推進会議を毎月実施し、収入率や収入金額、滞納整理状況等の確認・検証を行い、取組の見直し等を進めました。 東京都から派遣された職員より、困難案件対応や進行管理の手法等について助言を受けることで、区職員の業務スキルの向上を図りました。	
	評価	
	例年並みの高い水準の収入率を維持しました。 令和6年7月に納税推進計画を策定し、毎月の納税推進会議にて着実に進行管理を行いました。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
	令和7年度から新たに滞納対策課が設置されます。円滑な業務運営を行い、区税と国民健康保険料の滞納整理を推進していく必要があります。	国民健康保険料も含めた納付推進計画を策定し、区税と国民健康保険料の滞納整理を一元的に所管することにより、業務の効率化を図ります。
取組 2	納税催告センターの運営	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	電話による効果的な納税催告業務のため、事業者との連携により適切に運営する必要があります。	委託業者との定例会を毎月開催し、架電件数や納付金額等の実績を確認するとともに、架電する対象者の選定等が適切であったかを検証し、効果的な架電を実施します。
令和6年度 末時点	実績	
	架電件数 42,304件（令和6年12月末時点） （参考）49,688件（令和5年12月末時点） 納付金額 697,770,067円（令和6年12月末時点） （参考）578,843,179円（令和5年12月末時点） 納付件数 12,041件（令和6年12月末時点） （参考）9,938件（令和5年12月末時点） 件数及び金額は、SMSの送信によるものを含みます。	
	評価	
	架電業務の見直しにより、架電件数を令和5年度同時期と比較して減少させることができたうえ、架電等による納付金額は令和5年度実績を上回りました。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
	納税催告センターは令和6年12月に終了し、新宿区納付案内センターの運営（計画事業59「滞納整理業務の一元化」内の取組）へ移行しました。	納税催告センターは令和6年12月に終了し、新宿区納付案内センターの運営（計画事業59「滞納整理業務の一元化」内の取組）へ移行しました。

取組 3	多様な決済手段を活用した電子納付の推進	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	区民の利便性向上のため、納付手段を一層拡充し、区民への周知を行う必要があります。	普通徴収分の特別区民税・都民税・森林環境税を共通納税システムによりオンラインで納付できるよう、令和7年4月の開始に向けて最終調整を行います。 納付手段の拡充に関する情報を周知します。
令和6年度 末時点	実績	
	令和7年4月からの新たな納付手段の開始に向け、3月末までにシステム対応を完了しました。 令和7年3月25日号の広報新宿及び区ホームページにて、周知を行いました。	
	評価	
	共通納税システムによる納付については、予定どおり令和7年4月に開始する体制を整えました。 区民周知についても、納付の開始までに必要な情報の周知ができました。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
	区民の利便性向上のため、電子納付の利用拡大を図る必要があります。	電子納付の利用拡大を図るため、共通納税システムの利用について、更なる区民周知を図っていきます。

事業経費（令和6年度）

予算現額	90,947 千円
事業経費	82,924 千円
一般財源	82,924 千円
特定財源	0 千円
執行率	91.2 %
備考	事業経費には、経常事業648「課税事務の効率的な運営」において取り組んでいる税務システムの運用等にかかる経費も含めて掲載しています。

外部評価意見と区の対応

外部 評価	適切	改善が必要
	収入率が高く、架電業務見直しにより納税催告センターにおける納付件数および納付金額も伸びているため、「適切」と評価する。	
今後の取組の 方向性に対する 意見	外部評価意見	区の対応
	区税収入率は97.06%となっているが、最終的に目指すべきは100%だと考えられるので、引き続き区税収入率の向上を目指し、目標数値を設定するなどしながら取組を進めてほしい。	令和7年4月に、区税と国民健康保険料の滞納整理業務を一元的に行う滞納対策課を設置し、効果的かつ効率的な滞納整理に取り組んでいます。また、目標や滞納整理の指針を定めた納付推進計画を策定し、定期的な会議の場で計画の進捗状況の確認と課題整理を行っています。
	納付案内センター業務を担当する委託事業者と緊密な連携を図りながら取り組んでもらいたい。	委託事業者と毎月定例会を実施し、業務実施件数や収納金額の確認等連携を図り、早期納付を勧奨していきます。
その他意見 ・感想	仕事に職員を充てるチーム強化や、事例のデータベース作成など、組織的な運営を期待する。	定期的な情報共有の場を設けることで、職員スキルの向上とともに、効果的・効率的な滞納整理に繋がっていきます。

令和7年度の状況（取組別）

取組1	効果的・効率的な滞納整理業務の推進	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	令和7年度から新たに滞納対策課が設置されます。円滑な業務運営を行い、区税と国民健康保険料の滞納整理を推進していく必要があります。	国民健康保険料も含めた納付推進計画を策定し、区税と国民健康保険料の滞納整理を一元的に所管することにより、業務の効率化を図ります。
令和7年度 9月末	実績	
	区税と国民健康保険料の重複滞納者に対し、一元的に納付相談を実施する等、効果的・効率的な滞納整理を行いました。 区税と国民健康保険料に関する納付推進計画を策定し、月に1度開催している納付推進会議により進捗状況の確認と課題整理を行いながら滞納整理を推進しました。	
令和8年度 予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	区税と国民健康保険料の滞納整理について、効果的・効率的に進めていく必要があります。	滞納整理の方針等を定めた納付推進計画を策定し、計画に基づき、区税と国民健康保険料の一元的な滞納整理を実施します。
取組2	納税催告センターの運営	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	納税催告センターは令和6年12月に終了し、新宿区納付案内センターの運営（計画事業59「滞納整理業務の一元化」内の取組）へ移行しました。	
取組3	多様な決済手段を活用した電子納付の推進	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	区民の利便性向上のため、納付手段を一層拡充し、区民への周知を行う必要があります。	普通徴収分の特別区民税・都民税・森林環境税を共通納税システムによりオンラインで納付できるよう、令和7年4月の開始に向けて最終調整を行います。 納付手段の拡充に関する情報を周知します。
令和7年度 9月末	実績	
	普通徴収分の共通納税システムによる納付については、令和7年4月1日に開始しました。 納税通知書に納付方法の案内を同封し、納付手段の拡充について、区民に周知を行いました。	
令和8年度 予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	多様な決済手段の活用により収入率向上を図る必要があります。	区ホームページや広報新宿等で、区民に対し、多様な決済手段についての更なる周知を行います。

経常事業評価シート

所管部	総務部
所管課	税務課

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	1	効果的・効率的な行財政運営
経常事業	648	課税事務の効率的な運営
関係法令		地方税法
関係計画等		-

事業概要	課税資料管理システムの運用など、課税事務の一層の効率化、適正化を図ります。	
	1	新システムへの移行 課税資料管理システムを含む税務システムを新システムへ移行します。
	2	当初課税業務の外部委託 当初課税業務のうち郵便物の仕分けやパンチ項目の補記等について外部委託を行います。

内部評価

令和6年度の評価（事業全体）

評価	適切	改善が必要
----	----	-------

令和6年度の評価（取組別）

取組 1	新システムへの移行	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	現在使用している課税資料管理システム及びホストコンピュータが令和6年12月で保守期間が終了することに伴い、令和7年1月から事業者が提供するオープンシステムへ円滑な移行を進める必要があります。	新システムへの移行にあわせ、業務フローの全面的な見直しを行い、より効率的な事務処理方法を確立する必要があります。
令和6年度 末時点	実績	
	定期的に事業者から新システムの機能について説明を受け、担当者間で検討を重ねながら業務フローを作成（～令和6年9月） 新システムのテスト環境において動作確認を行い、必要に応じて業務フローを修正（令和6年10月～11月） 新業務フローに基づくマニュアルを用いた税務課職員研修を実施（令和6年12月） 新システムへの移行完了（令和7年1月）	
	評価	
	新システムへの移行後も円滑に業務を進められるよう、適宜最適な方法を検討しながら業務フローの見直しを行い、当初の予定どおり令和7年1月の新システム移行に合わせ、新たな業務フローでの運用を滞りなく開始することができました。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
	令和8年には標準準拠システムに移行するため、円滑に業務を進められるように準備を行う必要があります。	標準準拠システムへの移行に向けた検証作業等を行います。 標準準拠システム移行後においても、継続して業務を進められるようにシステム事業者との調整を図る等、事前に準備を行います。

取組 2	当初課税業務の外部委託	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	繁忙期である当初課税期（1月～5月）においては、派遣職員を配置することで、事務量の急激な増加に対応していますが、業務の効率化を更に進める必要があります。	当初課税業務のうち、郵便物の仕分け等の定型かつ大量の業務を外部委託することで、区職員が専門性の高い業務に集中できる環境を整備し、業務効率の向上と適正化を図ります。
令和6年度 末時点	実績	
	当初課税業務のうち、次の業務を外部委託しました。 (1)業務委託期間（令和7年1月～3月） (2)郵便開封業務 51,679件 (3)給与支払報告書等のシステム入力補助業務 92,301件 (4)エラー処理業務 17,767件	
	評価	
	当初課税業務のうち、定型業務を外部委託したことにより、区職員が専門性の高い申告内容の調査や税額算定等の業務に専念し、業務効率の向上と適正化につなげることができました。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
	令和7年1月から、新税務システム導入と定型業務の外部委託により、新たな業務フローで当初課税業務を行いました。改善できる事項も出てきたため、業務プロセスを精査し、更なる業務の効率化を進める必要があります。	区職員及び当初課税業務委託事業者の双方において、委託効果の検証と作業工程の見直しによる業務プロセスの最適化を図り、より正確で効率的な事務処理方法を確立していきます。

事業経費（令和6年度）

予算現額	465,682 千円
事業経費	452,170 千円
一般財源	452,170 千円
特定財源	0 千円
執行率	97.1 %
備考	事業経費には、経常事業647「区税収納率の向上」において取り組んでいる税務システムの運用等にかかる経費も含めて掲載しています。

外部評価意見と区の対応

外部評価	適切	改善が必要
	令和7年1月に新システムへの移行が完了し、事業経費も執行率97.1%と、概ね予定どおりに事業を実施できたものと了解したため、「適切」と評価する。	
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見	区の対応
	当初課税業務の外部委託により、業務を効率化させて作業量を減らすことで、コスト削減を進めてもらいたい。	当初課税業務委託の成果を検証し、業務の見直しを図ることで、より正確で効率的な事務処理方法を確立していきます。
その他意見・感想	令和8年の標準準拠システムへの移行に向け、必要な準備を着実に進めてほしい。	標準準拠システムへの移行に備え、システム事業者との調整を図る等、継続して課税業務ができるように準備を進めていきます。
	本事業の事業経費の中には過年度の過誤納還付金のための費用が含まれており、この金額が大半を占めているが、内部評価シートからはそれが読み取れなかった。シートの記載に当たっては、取組と費用規模の記載に齟齬が生じることが無いよう、読み手の分かりやすさを意識してほしい。	今後はシートの記載に当たり、取組と費用規模の記載に齟齬が生じることが無いよう、留意してまいります。

令和7年度の状況（取組別）

取組1	新システムへの移行	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	令和8年には標準準拠システムに移行するため、円滑に業務を進められるように準備を行う必要があります。	標準準拠システムへの移行に向けた検証作業等を行います。 標準準拠システム移行後においても、継続して業務を進められるようにシステム事業者との調整を図る等、事前に準備を行います。
令和7年度 9月末	実績	
	システム事業者と連携しながら標準準拠システムの検証作業等を実施中〔令和8年2月移行〕	
令和8年度 予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	標準準拠システム移行により新たに発生した業務における課題について、より正確で効率的な業務改善が必要です。	標準準拠システム移行後も課税事務を支障なく継続することができる体制を構築していきます。
取組2	当初課税業務の外部委託	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	令和7年1月から、新税務システム導入と定型業務の外部委託により、新たな業務フローで当初課税業務を行いました。改善できる事項も出てきたため、業務プロセスを精査し、更なる業務の効率化を進める必要があります。	区職員及び当初課税業務委託事業者の双方において、委託効果の検証と作業工程の見直しによる業務プロセスの最適化を図り、より正確で効率的な事務処理方法を確立していきます。
令和7年度 9月末	実績	
	令和8年度の当初課税に向けて委託事業者と仕様書等の見直しを図るなど、業務委託の契約締結のための準備を進めています。	
令和8年度 予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	令和7年に実施した業務委託の検証を行った結果、業務をより効率化するための改善の余地があることが分かりました。	業務のさらなる正確性及び効率化のため、業務委託仕様書や業務フローの見直しを図り、委託事業者とも連携しながら当初課税業務を滞りなく進めるための事務処理方法を確立していきます。

計画事業評価シート

所管部	総合政策部、総務部、地域振興部、子ども家庭部、福祉部、健康部、みどり土木部、会計室
所管課	情報戦略課、税務課、地域コミュニティ課、戸籍住民課、保育課、介護保険課、医療保険年金課、高齢者医療担当課、土木管理課、会計室

基本政策	好感度1番の区役所
個別施策	1 行政サービスの向上
計画事業	63 - 多様な決済手段を活用した電子納付の推進
関係法令	新宿区情報化の推進に関する規則
関係計画等	自治体DX推進計画(国)、新宿区情報化戦略計画等

令和7年度当初時点の計画内容

63	計画事業名	多様な決済手段を活用した電子納付の推進	所管部	総合政策部 総務部 地域振興部 福祉部 子ども家庭部 健康部 みどり土木部 会計室	拡充
事業概要		公金の納付について、電子マネー等による新たな決済手段を導入し、納付手段の拡充による区民の利便性の向上を図ります。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 [令和9年度末の目標]		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
手数料等の交通系電子マネー決済及びコード決済等の運用(特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、一時保育料)運用[運用]		交通系電子マネー決済の運用(税務課・戸籍住民課・特別出張所で取り扱う手数料等)	窓口納付での交通系電子マネー決済の運用及びクレジットカード決済等の導入(税務課・戸籍住民課・特別出張所で取り扱う手数料等)	窓口納付での交通系電子マネー決済・クレジットカード決済等の運用(税務課・戸籍住民課・特別出張所で取り扱う手数料等)	[継続]
		コード決済の運用(特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、介護保険料)	納付書納付でのコード決済の運用(特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、介護保険料)・納付書納付でのコード決済の導入(後期高齢者医療保険料、一時保育料)		[継続]
		交通系電子マネー・コード決済等の導入・運用(地域センター使用料)	交通系電子マネー・コード決済等の運用(地域センター使用料)	[継続]	[継続]
			eLTAXを活用した公金納付の推進	[継続]	[継続]
		コード決済等の対象拡大に向けた検討	[継続]	[継続]	[継続]
事業費計(千円)		事業費(千円)			
147,006		25,156	64,628	33,462	23,760

下線部は令和6年度に計画の変更を行った内容を示しています。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
令和6年度 当初時点	主な課題		令和6年度の取組方針
	<p>区民の納付機会拡充と利便性向上のため、他自治体における電子納付の実施状況を踏まえ、コード決済や交通系電子マネー決済の更なる導入について検討する必要があります。</p>		<p>税金、保険料、証明書発行手数料などの電子納付について、対象とする公金及び決済手段の拡充を検討します。</p>
令和6年度 末時点	実績		
	<p>(1)手数料等の交通系電子マネー決済及びコード決済等の運用 窓口納付での交通系電子マネー決済の運用 対象窓口：税務課、戸籍住民課、特別出張所の窓口 対象手続：課税・納税証明書や住民票の写し、戸籍の証明、印鑑登録証明書等の交付手数料 納付書納付でのコード決済の運用 対象科目：特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、介護保険料、国民健康保険料</p> <p>(2)コード決済等の対象拡大に向けた取組 地域センター使用料における交通系電子マネー・コード決済等の導入(令和6年8月19日) 税務課、戸籍住民課、特別出張所の窓口で取り扱う課税・納税証明書や住民票の写し、戸籍の証明、印鑑登録証明書等の交付手数料の納付におけるコード決済・クレジットカード決済等の導入に向けた準備の実施 後期高齢者医療保険料におけるコード決済の導入に向けた準備の実施 一時保育料におけるコード決済の導入に向けた準備の実施 eLTAXを活用した公金収納（保険料及び公物の占有に伴う使用料など）のデジタル化に向けた準備の実施 公金の収納手段に応じた決済手段の導入及び拡充に向けた収納状況の整理の実施</p>		
	評価		
	<p>各種取組を着実に進めたことから、計画どおりと評価します。</p>		
	主な課題		令和7年度の取組方針
<p>他自治体における電子納付の実施状況を踏まえ、コード決済や交通系電子マネー決済の更なる導入について検討する必要があります。</p>		<p>第三次実行計画期間中にすべての公金で電子納付対応できるよう検討を進めていきます。 窓口での納付や納付書等による公金の支払いについて、コード決済、クレジットカード決済等の決済手段の導入・拡充を図ります。</p>	
令和7年度の取組内容			
<p>(1)手数料等の交通系電子マネー決済及びコード決済等の運用 窓口納付での交通系電子マネー決済の運用 対象窓口：税務課、戸籍住民課、特別出張所の窓口 対象手続：課税・納税証明書や住民票の写し、戸籍の証明、印鑑登録証明書等の交付手数料 納付書納付でのコード決済の運用 対象科目：特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、介護保険料、国民健康保険料 交通系電子マネー・コード決済等の運用 対象科目：地域センター使用料</p> <p>(2)コード決済等の対象拡大に向けた取組 一時保育料におけるコード決済の導入【令和7年5月】 後期高齢者医療保険料におけるコード決済の導入【令和7年7月】 税務課、戸籍住民課、特別出張所の窓口で取り扱う課税・納税証明書や住民票の写し、戸籍の証明、印鑑登録証明書等の交付手数料の納付におけるコード決済・クレジットカード決済等の導入【令和7年10月】 eLTAXを活用した公金収納（保険料及び公物の占有に伴う使用料など）のデジタル化に向けた準備【令和8年9月以降】 公金の収納手段に応じた決済手段の導入及び拡充に向けた準備</p>			

指標

1	指標名	手数料等の交通系電子マネー決済及びコード決済等の運用			
	定義	手数料等の交通系電子マネー決済及びコード決済等の運用 (特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、介護保険料)			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	運用	運用	運用	運用
	実績値	運用			
	達成度				

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	25,156 千円				25,156 千円
事業経費	22,044 千円				22,044 千円
一般財源	22,044 千円				22,044 千円
特定財源	0 千円				0 千円
執行率	87.6 %				87.6 %
備考					

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	105,068 千円				105,068 千円
新宿区の人口	352,395 人				352,395 人
区民一人当たりのコスト	298.2 円				298.2 円

令和7年度の状況(事業全体)

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初時点	他自治体における電子納付の実施状況を踏まえ、コード決済や交通系電子マネー決済の更なる導入について検討する必要があります。	第三次実行計画期間中にすべての公金で電子納付対応できるよう検討を進めていきます。 窓口での納付や納付書等による公金の支払いについて、コード決済、クレジットカード決済等の決済手段の導入・拡充を図ります。
令和7年度 9月末時点	実績	
	<p>(1)手数料等の交通系電子マネー決済及びコード決済等の運用 窓口納付での交通系電子マネー決済の運用 対象窓口：税務課、戸籍住民課、特別出張所の窓口 対象手続：課税・納税証明書や住民票の写し、戸籍の証明、印鑑登録証明書等の交付手数料 納付書納付でのコード決済の運用 対象科目：特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)、介護保険料、国民健康保険料 交通系電子マネー・コード決済等の運用 対象科目：地域センター使用料</p> <p>(2)コード決済等の対象拡大に向けた取組 一時保育料におけるコード決済の導入(令和7年5月) 後期高齢者医療保険料におけるコード決済の導入(令和7年7月) 税務課、戸籍住民課、特別出張所の窓口で取り扱う課税・納税証明書や住民票の写し、戸籍の証明、印鑑登録証明書等の交付手数料の納付におけるコード決済・クレジットカード決済等の導入に向けた準備 [令和7年10月導入] eTAXを活用した公金収納(保険料及び公物の占有に伴う使用料など)のデジタル化に向けた準備 公金の収納手段に応じた決済手段の導入及び拡充に向けた準備</p>	
令和8年度 予算編成時点	主な課題	令和8年度の取組方針(区の総合判断)
	他自治体における電子納付の実施状況を参考に、コード決済や交通系電子マネー決済の更なる導入について検討する必要があります。	第三次実行計画期間中にすべての公金で電子納付対応できるよう計画的に進めていきます。 窓口での納付や納付書等による支払いについて、歳入件数などを十分に考慮しつつ、キャッシュレス化のニーズが高い公金から優先して、導入・拡充を行います。

計画事業評価シート

所管部	総合政策部、総務部、地域振興部
所管課	情報戦略課、区政情報課、税務課、戸籍住民課

基本政策		好感度1番の区役所
個別施策	1	行政サービスの向上
計画事業	64	－ 行政手続のオンライン化等の推進
関係法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、新宿区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等	
関係計画等	自治体DX推進計画(国)、新宿区情報化戦略計画等	

令和7年度当初時点の計画内容

64	計画事業名	行政手続のオンライン化等の推進	所管部	総合政策部 総務部 地域振興部	拡充
	事業概要	行政手続について、区民が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、共同運営電子申請サービス及びマイナポータル・びったりサービスを活用した電子申請等を推進し、区民の利便性向上を図ります。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	電子申請手続の導入及び運用 【導入・運用】	電子申請の運用 ○電子申請手続の導入・運用	[継続]	[継続]	[継続]
	電子申請におけるコード決済等の導入 【導入検討】	電子申請におけるコード決済等の導入	電子申請におけるコード決済等の運用	[継続]	[継続]
			行政手続の案内ポータルサイトの導入		
	事業費計(千円)	事業費(千円)			
	42,932	9,659	13,885	9,694	9,694

下線部は令和6年度に計画の変更を行った内容を示しています。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
令和6年度 当初時点	主な課題 区民の利便性向上を図るため、区民が窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となる行政手続のオンライン化を進めていく必要があります。		令和6年度の取組方針 手数料の支払いが必要となる申請等についても電子申請に対応できるよう、電子申請時における電子決済機能を整備し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、課税証明書及び納税証明書について、電子決済機能を活用した電子申請を導入します。 利用者のニーズ等に応じて、電子申請が利用可能な手続を充実させていきます。
	実績 (1)電子申請の運用 導入手続：引越しや子ども、健康などに関する申請・届出、各種講座・イベント申込み 導入手続数：608手続(ペピーンター利用支援事業、幼稚園の利用に関する手続、各種講座・イベント等) 申請可能手続数：480手続 (2)電子申請におけるコード決済等の導入(令和6年10月1日) 対象手続：課税・納税証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書 (3)（仮称）行政手続の案内ポータルサイトの導入に向けた検討 電子申請が可能な行政手続の周知及び利用促進のため、区ホームページに申請手続の名称や概要、申請方法等を一覧にしたポータルサイトの導入に向けた準備		
令和6年度 末時点	評価 各種取組を着実に実施し、電子申請が可能な手続数が増加したことから、計画どおりと評価します。		
	主な課題 区民の利便性向上を図るため、区民が窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となる行政手続のオンライン化を進めていく必要があります。 電子申請の利用促進を図るため、電子申請が利用可能な手続の周知などに取り組む必要があります。		令和7年度の取組方針 利用者のニーズ等に応じて、電子申請が利用可能な手続を充実させていきます。 電子申請が可能な行政手続の周知及び利用促進をより一層推進するため、区ホームページに申請手続の名称や概要、申請方法等を一覧にしたポータルサイトを導入します。
	令和7年度の取組内容		
	(1)電子申請の導入・運用 対象手続：引越しや子ども、健康などに関する申請・届出、各種講座・イベント申込み (2)電子申請におけるコード決済等の運用 対象手続：課税・納税証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書 (3)行政手続の案内ポータルサイトの導入【令和7年12月】 電子申請が可能な行政手続の周知及び利用促進のため、区ホームページに申請手続の名称や概要、申請方法等を一覧にしたポータルサイトを導入		

指標

1	指標名	電子申請手続の導入及び運用			
	定義	電子申請手続の導入及び運用			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	導入・運用	導入・運用	導入・運用	導入・運用
	実績値	導入・運用			
	達成度	-			
2	指標名	電子申請におけるコード決済等の導入			
	定義	電子申請におけるコード決済等の導入			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	導入	運用	運用	運用
	実績値	導入			
	達成度	-			

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	9,709 千円				9,709 千円
事業経費	9,061 千円				9,061 千円
一般財源	9,038 千円				9,038 千円
特定財源	23 千円				23 千円
執行率	93.3 %				93.3 %
備考	【特定財源】 証明書郵送料				

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	14,407 千円				14,407 千円
新宿区の人口	352,395 人				352,395 人
区民一人当たりのコスト	40.9 円				40.9 円

令和7年度の状況（事業全体）

	主な課題	令和7年度の実績
令和7年度当初時点	<p>区民の利便性向上を図るため、区民が窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となる行政手続のオンライン化を進めていく必要があります。</p> <p>電子申請の利用促進を図るため、電子申請が利用可能な手続の周知などに取り組む必要があります。</p>	<p>利用者のニーズ等に応じて、電子申請が利用可能な手続を充実させていきます。</p> <p>電子申請が可能な行政手続の周知及び利用促進をより一層推進するため、区ホームページに申請手続の名称や概要、申請方法等を一覧にしたポータルサイトを導入します。</p>
令和7年度9月末時点		<p>実績</p> <p>(1)電子申請の導入・運用 導入手続：引越しや子ども、健康などに関する申請・届出、各種講座・イベント申込み 導入手続数：1,046手続(ベビシッター利用支援事業、幼稚園の利用に関する手続、各種講座・イベント等) 申請可能手続数：828手続</p> <p>(2)電子申請におけるコード決済等の運用 対象手続：課税・納税証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書</p> <p>(3)（仮称）行政手続の案内ポータルサイトの導入に向けた検討 電子申請が可能な行政手続の周知及び利用促進のため、区ホームページに申請手続の名称や概要、申請方法等を一覧にしたポータルサイトの導入に向けた準備</p>
令和8年度予算編成時点	<p>区民の利便性向上を図るため、区民が窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となる行政手続のオンライン化を進めていく必要があります。</p> <p>電子申請の利用促進を図るため、電子申請が利用可能な手続の周知などに取り組む必要があります。</p>	<p>令和8年度の実績（区の総合判断）</p> <p>利用者のニーズ等に応じて、電子申請が利用可能な手続を充実させていきます。</p> <p>令和7年度中に導入した行政手続の案内ポータルサイト（新宿行政手続きnavi）を安定的に運用するとともに、区ホームページやSNS等を活用し、当該ポータルサイトの周知を行います。</p> <p>区民の利便性の向上を図るため、原則すべての行政手続においてオンライン化を検討・推進していくとともに、令和9年度末までに年間申請件数が1,000件以上の手続を原則オンライン化することを目標として設定します。</p>

計画事業評価シート

所管部	総合政策部、総務部
所管課	情報戦略課、人材育成等担当課

基本政策		好感度1番の区役所
個別施策	2	職員の能力開発、意識改革の推進
計画事業	65	－ 自治体DXを推進する人材の育成
関係法令	－	
関係計画等		新宿区人材育成基本方針、新宿区DX人材育成方針

令和7年度当初時点の計画内容

65	計画事業名	自治体DXを推進する人材の育成	所管部	総合政策部 総務部	新規
	事業概要	区は、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、区民の利便性の向上や、業務の効率化を図り、行政サービスの更なる向上に繋げていく必要があります。これまでもDXの推進に取り組んできましたが、全庁を挙げてさらに進めていくためには、職員一人ひとりの意識改革やスキルの習得が必要です。このため、DXに取り組む人材の育成を計画的に進めていきます。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	DX研修受講者の理解 度調査結果（DX推 進の意義・デジタルツ ールの活用等の理解 度） 【受講者平均4.5 （5段階）】 ICTを活用した業務 改善の検討を行った 業務数 3業務 / 年 [2業務 / 年]	管理監督者向け研修 の実施	[継続]	[継続]	[継続]
		一般職員向け研修の 実施	[継続]	[継続]	[継続]
		情報システム部門職員 向け専門研修の実施	[継続]	[継続]	[継続]
		eラーニング ○職員向け個別学習	[継続]	[継続]	[継続]
	事業費計（千円）	事業費（千円）			
	32,573	8,081	8,164	8,164	8,164
	「eラーニング」とは、パソコンやスマートフォンを用いてインターネットを利用して学ぶ学習形態のことです。				

下線部は令和6年度に計画の変更を行った内容を示しています。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
令和6年度 当初時点	<p>主な課題</p> <p>職員一人ひとりの意識改革やスキルの習得に向け、DXに取り組む人材の育成を計画的に進める必要があります。</p>		<p>令和6年度の取組方針</p> <p>令和6年度に策定した「新宿区DX人材育成基本方針」で定める、管理監督者、一般職、専門職（情報システム課職員）に求められるスキルマップに基づき、4か年計画で研修を実施します。</p> <p>管理監督者向けには、業務改善に取り組む意識を醸成する研修を実施し、一般職向けには主にICTのスキルの習得を目指した研修を実施していきます。</p>
	<p>実績</p> <p>(1)研修計画の策定 「新宿区DX人材育成方針」に基づき、第三次実行計画期間（令和6～9年度）における4か年の研修計画を策定</p> <p>(2)集合研修の実施 DX推進リーダーのスキル向上のため、eラーニング受講者（受講予定者含む）に集合研修を実施 実施時期：令和6年10月 対象者：管理監督職（管理職及び所属のDX推進を管理監督する係長級）79名 一般職員 73名</p> <p>(3)eラーニングの実施 管理監督者向けにeラーニング（前期分）を開始（令和6年6月） 一般職員向けeラーニング（後期分）を開始（令和7年1月） eラーニング受講状況の把握・集計について、利用ツールを活用した検証を実施（令和6年11月）</p> <p>(4)情報システム部門職員向け専門研修 外部研修機関実施ICT関連トレーニング 11名延べ12コース（令和7年3月）</p>		
令和6年度 末時点	<p>評価</p> <p>集合研修について、一般職員向け研修の理解度の平均値は5段階中4.3と比較的高かったものの、管理監督者向け研修の理解度が3.7であり、指標の目標値を達成できませんでした。</p> <p>eラーニングについては、受講期間が数か月の長期であり、受講者自身での進捗管理が必要であったことから、受講完了率が、管理監督職で62.4%、一般職員で48%と低い結果となりました。</p> <p>以上のことから、計画以下と評価します。</p>		
	<p>主な課題</p> <p>受講後のアンケート結果や最新のDXのトレンドを踏まえ、より実践的で効果的な研修を行う必要があります。</p> <p>eラーニングの受講完了率及び理解度の向上を図り、必要なスキルの確実な習得につなげる必要があります。</p>		<p>令和7年度の取組方針</p> <p>引き続き、「新宿区DX人材育成方針」のスキルマップに基づき、研修を実施し、DX人材を育成します。</p> <p>管理監督者向けには、業務改善に取り組む意識を醸成する研修を実施し、一般職員向けには主にICTスキルの習得を目指した研修を実施していきます。</p> <p>eラーニングの進捗管理の支援として、受講期間中の受講状況通知等による受講勧奨を実施します。</p>
	<p>令和7年度の取組内容</p> <p>(1)集合研修の実施 DX推進リーダーのスキル向上のため、eラーニング受講者（受講予定者含む）に集合研修を実施 実施時期：【令和7年12月】 対象者：管理監督職（管理職及び所属のDX推進を管理監督する係長級） 一般職員</p> <p>(2)eラーニングの実施 DX推進リーダー（管理監督者：管理職）向けを実施【令和7年6月～】 DX推進リーダー（管理監督者：係長級）向けを実施【令和7年11月～】 DX推進リーダー（一般職員）向けを実施【令和7年7月～】</p> <p>(3)情報システム部門職員向け専門研修 外部研修機関実施ICT関連トレーニング【令和7年7月～】 eラーニングによるICT関連学習【令和7年4月～】</p>		

指標

1	指標名	DX研修受講者の理解度調査結果（DX推進の意義・デジタルツールの活用等の理解度）			
	定義	集合研修終了後の調査で測定した、受講者の理解度（5段階）の平均値			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	4.5	4.5	4.5	4.5
	実績値	4			
達成度	88.9%				
2	指標名	ICTを活用した業務改善業務数			
	定義	ICTを活用した業務改善の検討を行った業務数 [年度別]			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	2業務/年	2業務/年	2業務/年	2業務/年
	実績値	2業務/年			
達成度	100.0%				

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	8,081 千円				8,081 千円
事業経費	5,099 千円				5,099 千円
一般財源	5,099 千円				5,099 千円
特定財源	0 千円				0 千円
執行率	63.1 %				63.1 %
備考					

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	10,368 千円				10,368 千円
新宿区の人口	352,395 人				352,395 人
区民一人当たりのコスト	29.4 円				29.4 円

令和7年度の状況（事業全体）

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初時点	<p>受講後のアンケート結果や最新のDXのトレンドを踏まえ、より実践的で効果的な研修を行う必要があります。</p> <p>eラーニングの受講完了率及び理解度の向上を図り、必要なスキルの確実な習得につなげる必要があります。</p>	<p>引き続き、「新宿区DX人材育成方針」のスキルマップに基づき、研修を実施し、DX人材を育成します。</p> <p>管理監督者向けには、業務改善に取り組む意識を醸成する研修を実施し、一般職員向けには主にICTスキルの習得を目指した研修を実施していきます。</p> <p>eラーニングの進捗管理の支援として、受講期間中の受講状況通知等による受講勧奨を実施します。</p>

当年度の状況 / 次年度の取組方針（区の総合判断）

令和7年度 9月末時点	実績	
	<p>(1) 集合研修 DX推進リーダー(管理監督者向け研修)の実施(令和7年9月) 対象者: eラーニング受講予定の係長級職員及び各部推薦の管理職職員</p> <p>(2) eラーニング DX推進リーダー(管理監督者:管理職)向けを実施(令和7年6月~9月) DX推進リーダー(一般職員:前期)向けを実施(令和7年7月~8月)</p> <p>(3) 情報システム部門職員向け専門研修 外部研修機関実施ICT関連トレーニング(令和7年7月~) eラーニングによるICT関連学習(令和7年4月~)</p> <p>その他、下記研修の実施に向けた準備を実施中 [集合研修]DX推進リーダー(一般職員)向け[令和7年11月] 対象者: eラーニング受講(予定含む)の主任以下の職員 [eラーニング]DX推進リーダー(一般職員:後期)向け[令和7年11月~12月] [eラーニング]DX推進リーダー(管理監督者:係長級)向け[令和7年11月~令和8年2月] [eラーニング]DX推進リーダー(各所属システム担当者:前期)向け[令和7年12月~令和8年1月] [eラーニング]DX推進リーダー(各所属システム担当者:後期)向け[令和8年1月~2月]</p>	
令和8年度 予算編成時点	主な課題	令和8年度の取組方針(区の総合判断)
	<p>受講後のアンケート結果や最新のDXのトレンドを踏まえ、より実践的で効果的な研修を行う必要があります。 理解度のさらなる向上を図り、必要なスキルの確実な習得につなげる必要があります。</p>	<p>「新宿区DX人材育成方針」のスキルマップに基づき、研修を実施し、DX人材を育成します。 管理監督者向けには、業務改善に取り組む意識の醸成や体制づくり、一般職員向けには主にICTスキルの習得を目指した研修を実施していきます。 情報システム部門職員向け専門研修を実施し、高度専門人材が区のDX推進を支える仕組み・システムを提供していきます。 eラーニングを基本としつつ、より深い理解や実践力の向上が求められる研修については、引き続き対面での集合研修を実施します。</p>

テーマ別評価シート

所管部	総合政策部、総務部、総務部（危機管理担当部）、福祉部、子ども家庭部、健康部、みどり土木部、環境清掃部、都市計画部、教育委員会事務局
-----	---

評価対象概要

評価対象テーマ	公共施設マネジメントの強化																						
区の施策体系における位置付け	新宿区総合計画（平成30(2018)年～令和9(2027)年）では、個別施策 -2「公共施設マネジメントの強化」において、区有施設の長寿命化や施設の有効活用のためのそれぞれの取組を定めている。																						
評価対象選定の考え方	<p>平成30年度より実施している総合計画の個別施策の評価において、個別施策 -2「公共施設マネジメントの強化」の評価は未実施であるため、評価対象テーマとして設定する。</p> <p>個別施策 -2「公共施設マネジメントの強化」を構成する事業のうち、計画事業については、個別施策の課題対応において中心的役割を果たしていることから、すべて評価対象とする。 経常事業については、計画事業と密接に関係する事業等を評価対象とし、その他の定常的事業は原則として評価対象外とする。</p>																						
評価対象事業	<table border="1"> <tr> <td>計画事業61</td> <td>区有施設等の長寿命化（中長期修繕計画に基づく施設の維持保全）</td> </tr> <tr> <td>計画事業61</td> <td>区有施設等の長寿命化（〔再掲〕計画事業26 まちをつなぐ橋の整備）</td> </tr> <tr> <td>計画事業61</td> <td>区有施設等の長寿命化（〔再掲〕計画事業42 公園施設の計画的更新）</td> </tr> <tr> <td>計画事業61</td> <td>区有施設等の長寿命化（経常事業658 区立住宅の維持保全）</td> </tr> <tr> <td>計画事業61</td> <td>区有施設等の長寿命化（経常事業659 道路の維持保全）</td> </tr> <tr> <td>計画事業62</td> <td>区有施設のマネジメント（牛込保健センター等複合施設の建替え）</td> </tr> <tr> <td>計画事業62</td> <td>区有施設のマネジメント（旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用）</td> </tr> <tr> <td>計画事業62</td> <td>区有施設のマネジメント（〔再掲〕計画事業46 区有施設の照明設備LED化）</td> </tr> <tr> <td>経常事業662</td> <td>本庁舎整備検討調査</td> </tr> <tr> <td>経常事業665</td> <td>区公共施設の計画保全</td> </tr> <tr> <td>経常事業666</td> <td>土木アセットマネジメントシステムの運用</td> </tr> </table>	計画事業61	区有施設等の長寿命化（中長期修繕計画に基づく施設の維持保全）	計画事業61	区有施設等の長寿命化（〔再掲〕計画事業26 まちをつなぐ橋の整備）	計画事業61	区有施設等の長寿命化（〔再掲〕計画事業42 公園施設の計画的更新）	計画事業61	区有施設等の長寿命化（経常事業658 区立住宅の維持保全）	計画事業61	区有施設等の長寿命化（経常事業659 道路の維持保全）	計画事業62	区有施設のマネジメント（牛込保健センター等複合施設の建替え）	計画事業62	区有施設のマネジメント（旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用）	計画事業62	区有施設のマネジメント（〔再掲〕計画事業46 区有施設の照明設備LED化）	経常事業662	本庁舎整備検討調査	経常事業665	区公共施設の計画保全	経常事業666	土木アセットマネジメントシステムの運用
計画事業61	区有施設等の長寿命化（中長期修繕計画に基づく施設の維持保全）																						
計画事業61	区有施設等の長寿命化（〔再掲〕計画事業26 まちをつなぐ橋の整備）																						
計画事業61	区有施設等の長寿命化（〔再掲〕計画事業42 公園施設の計画的更新）																						
計画事業61	区有施設等の長寿命化（経常事業658 区立住宅の維持保全）																						
計画事業61	区有施設等の長寿命化（経常事業659 道路の維持保全）																						
計画事業62	区有施設のマネジメント（牛込保健センター等複合施設の建替え）																						
計画事業62	区有施設のマネジメント（旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用）																						
計画事業62	区有施設のマネジメント（〔再掲〕計画事業46 区有施設の照明設備LED化）																						
経常事業662	本庁舎整備検討調査																						
経常事業665	区公共施設の計画保全																						
経常事業666	土木アセットマネジメントシステムの運用																						

令和6年度の評価

	良好	おおむね良好	やや不十分	不十分
本テーマに対する区の取組状況	<p>教育施設や地域センター、橋、道路、公園施設、区立住宅などの区有施設の維持管理については、各個別計画に基づき、おおむね予定どおり工事等を実施できました。</p> <p>工事にあたっては、事前調査による優先順位付けや土木アセットマネジメントシステムの活用等により、効果的・効率的な実施を心掛けるとともに、工事発注時期や工事期間を見極める等の工夫により経費の抑制に努めました。</p> <p>牛込保健センター等複合施設の建替えについては、施工不良により工事計画が延伸となりましたが、スケジュールの変更に対して各部署が柔軟に対応したため、新施設に入居予定の施設は仮移転先でも引き続き円滑に運営することができ、区民サービスへの影響を最小限に抑えることができました。</p> <p>旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用に向けては、設計や用地取得等を計画どおり進めるとともに、近隣住民等への説明会を行いニーズを把握するなど、地域に対しても丁寧な対応を行いました。</p> <p>区有施設の省エネ対策を図るため、教育施設の照明設備LED化に向けた調査及び設計を予定どおり完了させるとともに、その他の区有施設の照明設備LED化に向けてもスケジュールや施工方法等の計画を策定しました。</p> <p>以上のことから、「公共施設マネジメントの強化」に対する区の取組状況について、おおむね良好であると評価します。</p>			
課題 取組方針	課題		令和7年度の取組方針	
	<p>区有施設の半数以上が築年数30年以上と老朽化した施設が増加しています。常に施設の健全な状態を維持するため、定期的な点検と適切な工事の実施が求められます。</p>		<p>施設ごとの個別計画に基づき、計画的に修繕等工事を行います。</p> <p>定期的な安全点検や日常的な保守点検により、劣化状況を適切に把握し、効率的な維持管理を行います。</p>	
	<p>人件費や資機材等の高騰への的確な対応が必要です。</p>		<p>劣化状況の的確な把握や、将来ニーズを踏まえた必要最小限の部分修繕等の工夫により、経費を縮減しながら効果的に事業を実施します。</p>	
	<p>牛込保健センター等複合施設について、令和7年度に新施設が竣工する予定のため、現在仮移転している各施設を竣工まで引き続き移転先の仮施設で円滑に運営すること、及び竣工後に速やかに新施設に移転し事業を再開することが求められます。</p>		<p>牛込保健センター等複合施設の建替え工事について、令和7年度の竣工予定に向け引き続き計画的に事業を進めます。</p> <p>現在仮施設で運営中の各施設については新施設の工事進捗を踏まえ、サービスの提供への影響が最小限となるよう、新施設への移転及び事業再開の準備を行います。</p>	
	<p>旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用に向け、区民の意見を踏まえながら地域ニーズに沿った施設の整備を進める必要があります。</p>		<p>解体工事に向けて地域住民等向け説明会を実施するなど、区民の意見を踏まえながら整備を行うことで、地域ニーズに沿ったよりよい施設づくりを進めていきます。</p>	
<p>区有施設の照明設備LED化について、令和6年度に策定した計画に基づき着実に進めていく必要があります。</p>		<p>庁内関係部署間が横断的に連携しながら、区有施設の計画的なLED化を実施していきます。</p>		

外部評価意見と区への対応

	良好	おおむね良好	やや不十分	不十分
評価	<p>施設の保守点検や照明設備のLED化とならんで、予防保全の考え方に立った長寿命化の取組が計画に沿って進められている。長寿命化の取組はその基盤として、施設の劣化状況等のデータ化と、データ化した情報に基づいて修繕等の対象や時期に優先順位を付けて計画を策定し、それを実施していく体制を必要とする。今回評価した事業により、そうした体制が実践され、拡張が図られている。ただし、点検時における施設運営者との調整、工事入札における不調、マネジメントシステムの活用が特定部署に偏る傾向にあるといった課題が、一部の事業における一部の取組においてではあるが見られる。各所管課はそれらを課題として認識しており、今後の対策に期待する。</p> <p>複合施設の建替えと本庁舎・分庁舎に関する検討調査については、社会状況や区民ニーズの変化・多様化、さらには施設の老朽化に対応するべく、各種の取組が着実に進められている。複合施設の建替えについては外部要因によって工期を延伸せざるを得なくなったが、その影響を最小限に抑える方向での計画の柔軟な調整が図られている。今後の庁舎のあり方にかかわる検討調査に関しては、今回、外部評価委員会の部会として本庁舎を中心に視察を行った。執務環境や窓口・待合スペースに関しては、現在の庁舎における様々な工夫を知ることができたが、それらの工夫による空間制約への対応は限界に近づいているとの印象を持った。そうした中で事業化されている今後の庁舎のあり方にかかわる調査検討は、令和6年度には、まちづくりの観点からの検討課題の整理等が進められた。</p> <p>以上より、このテーマのもとでの区の取組状況は「おおむね良好」と評価する。</p>			
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見		区への対応	
	<p>現行の「新宿区公共施設等総合管理計画」にも示されているように、公共施設については今後、公共施設の複合施設化とならんで多機能化や機能移転が進むと考えられる。区には、各種施設の管理運営を通して区民ニーズを的確に把握しつつ、ハードとソフトの両面で、既成の公共施設分類に必ずしも囚われない柔軟な視点の構築と、アクセス性を含めた利用者の利便性の維持、向上を期待する。</p>		<p>令和7年度に新たな施設白書を作成する中で、現在の区有施設の状況や運営コスト等の実態を把握し、分析や評価を行うことで、現在の区有施設の課題を整理しています。この施設白書を基礎資料として、区民ニーズを的確に把握して、将来的な区有施設の役割や複合化等による施設再編なども見据え、令和9年度の公共施設等総合管理計画の改定に向けて、今後の区有施設のあり方を整理していきます。</p>	
	<p>庁舎の将来的なあり方に関する検討については、まちづくりの視点とならんで、区民にとっての利便性の向上、および職員にとっての働きやすさという軸も基本に据えて具体化を進めてもらいたい。その際、特別出張所との関係（機能・役割分担）をどのようにするのかという点も十分考慮に入れていただきたい。</p>		<p>令和7年度は、庁舎建設を契機としたまちづくりについて検討しています。</p> <p>また、新庁舎整備の検討に当たっては、区民の利便性の向上、職員の働きやすさ等の視点から検討していくとともに、地域のミニ区役所として総合窓口サービスを展開している特別出張所との役割分担の視点も持ちながら、庁舎機能の検討を深めていきます。</p>	

その他意見・感想	<p>事業指標の設定方法について、各事業の取組状況を区民にもより理解しやすいものにする上で、以下の点に改善の余地があるように感じた。できるだけ具体的な数字であること、事業の課題・目的に対する達成度を把握できること、事業の計画全体から見ての達成状況が年度ごとに確認できること。</p>	<p>事業の成果や進捗を客観的に把握でき、区民にも分かりやすい指標を設定することは重要と考えています。具体的な数値や達成度、年度ごとの進捗が確認できる指標の設定については、次期総合計画及び実行計画の策定に向けて検討していきます。</p>
	<p>全国的には人口減少の局面に入っている中で、新宿区ではしばらく人口増加が続くと予測されており、また社会の多文化化も一層進んでいくと考えられる。公共施設のマネジメントがそうした変化に柔軟に対応するかたちで行われていくことを期待する。</p>	<p>区では、公共施設等総合管理計画で掲げる基本理念及び基本方針に基づき、区有施設マネジメントの強化に取り組んでいます。区有施設マネジメントについては、将来人口推計を踏まえるとともに、行政需要や地域需要等を勘案するなど、時代の変化に対して総合的に判断して取組を進めていきます。</p>
	<p>障がい等を有する人の移動制約を低減し、相談を含む行政サービスをさらに利用しやすくするため、施設・庁舎の建物内および交通拠点から建物への動線におけるバリアフリー化にも引き続き力を注いで頂きたい。</p>	<p>公共施設については、「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づき、施設整備の機会を捉え、バリアフリー化に努めるとともに、交通拠点から施設・庁舎の建物への動線については、「新宿区移動等円滑化方針」に基づき、区道のバリアフリー化に取り組んでいきます。</p>

令和8年度の取組方針（区の総合判断）

	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
次年度の取組方針 （区の総合判断）	<p>区有施設の半数以上が築年数30年以上と老朽化した施設が増加しています。常に施設の健全な状態を維持するため、引き続き定期的な点検と適切な工事の実施が求められます。</p>	<p>施設ごとの個別計画に基づき、計画的に修繕等工事を行います。</p> <p>引き続き定期的な安全点検や日常的な保守点検により、劣化状況を適切に把握し、効率的な維持管理を行います。</p>
	<p>人件費や資機材等の高騰等により、工事や計画に遅れや変更が生じるケースが生じています。</p>	<p>入札に際しては工事時期や金額を考慮して事業者が応札しやすいよう工夫するとともに、資格要件を厳格化することで、事業者による工事トラブルを未然に防ぎます。</p> <p>定期点検や修繕履歴を踏まえ、計画を適宜見直し、工事費の縮減や平準化を推進したり、必要に応じてスケジュールや予算の見直しを行うなど、事業を計画どおりに推進するための工夫を行います。</p> <p>事業計画が変更になる場合は、内容を適切に見直すとともに、地域住民に対して丁寧な説明を行います。</p>
	<p>旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用に向け、区民の意見を踏まえながら地域ニーズに沿った施設の整備を進める必要があります。</p>	<p>引き続き、区民意見を踏まえながら地域ニーズに沿った整備を進めるとともに、工事の進捗状況についても情報発信していきます。</p>
	<p>区有施設の照明設備LED化について、工事完了に向けて着実に進めていく必要があります。</p>	<p>引き続き、庁内関係部署間が横断的に連携しながら、令和11年までの完了を目指し、区有施設の計画的なLED化を実施していきます。</p>

計画事業評価シート

所管部	総務部
所管課	施設課

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	2	公共施設マネジメントの強化
計画事業	61	区有施設等の長寿化 (中長期修繕計画に基づく施設の維持保全)
関係法令		
関係計画等		新宿区公共施設等総合管理計画

令和7年度当初時点の計画内容

61	計画事業名	区有施設等の長寿化	総事業費	3,592,135
	事業概要	「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき、区有施設の長寿化の実施方針を定めた個別施設計画（長寿化計画）により、区有施設等の維持管理・長寿化を総合的かつ計画的に行い、マネジメントの強化に向けて取り組みます。		
61	枝事業名	中長期修繕計画に基づく施設の維持保全	所管部	関係部
	事業概要	個別施設計画の実施方針に基づき、区有施設の長寿化と経費の削減・平準化を図るため、予防保全の考え方に立った中長期修繕計画による、適切な修繕を行います。		
	指標	年度別計画		
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予防保全の考え方に 立った適切な修繕の実 施状況 修繕の実施 【修繕の実施】	庁舎等 3所 防災関係施設 1所 地域センター 5所 高齢者福祉施設 1所 障害者福祉施設 1所 保育園等 2園 小学校 9校 中学校 6校 図書館 1館 生涯学習館 1館 スポーツ施設 2所 保養施設等 2所	防災関係施設 1所 地域センター 4所 高齢者活動・交流施設 4館 高齢者福祉施設 4所 障害者福祉施設 2所 保育園等 2園 児童館等 4所 その他福祉施設 1所 小学校 10校 中学校 5校 図書館 1館 生涯学習館 1館 スポーツ施設 2所 保養施設等 2所	対象施設については、老朽度や緊急度等を総合的に勘案して決定します。
	事業費計（千円）	事業費（千円）		
	3,592,135	1,432,964	2,159,171	
	令和6年度に工事を実施する施設			
	庁舎等	保育園等	3 四谷中	
	1 新宿中継・資源センター	1 大木戸子ども園	4 西早稲田中	
	2 産業会館	2 しなのまち子ども園	5 落合第二中	
	3 教育センター	小学校	6 西新宿中	
	防災関係施設	1 江戸川小	図書館	
	1 防災センター	2 鶴巻小	1 中央図書館	
	地域センター	3 富久小	生涯学習館	
	1 四谷地域センター	4 東戸山小	1 住吉町生涯学習館	
	2 榎町地域センター	5 花園小	スポーツ施設	
	3 若松地域センター	6 落合第三小	1 新宿コスミックスポーツセンター	
	4 戸塚地域センター	7 柏木小	2 大久保スポーツプラザ	
	5 落合第二地域センター	8 西新宿小	保養施設等	
	高齢者福祉施設	9 西新宿小（旧淀橋第二中建物部分）	1 中強羅区民保養所	
	1 北新宿特別養護老人ホーム	中学校	2 区民健康村	
	障害者福祉施設	1 牛込第一中		
	1 障害者福祉センター	2 牛込第三中		

下線部は令和6年度に計画の変更を行った内容を示しています。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
令和6年度 当初時点	主な課題		令和6年度の取組方針
	「個別施設計画」の実施方針に基づき予防保全を行い、施設の長寿命化と経費の削減・平準化を図る必要があります。		定期点検の結果や修繕履歴を基に、対象施設の劣化状況を適切に把握し、工事費の縮減や平準化を推進します。 将来ニーズが大きく変化することが予想される施設の場合は、必要最小限の部分修繕にとどめるなどの工夫を行い、経費の削減を図ります。 様々な要因による資機材高騰に伴う工事への影響を的確に把握し対応していきます。
令和6年度 末時点	実績		
	予防保全工事の実施 計33施設 庁舎等 3所 地域センター 5所 高齢者福祉施設 1所 障害者福祉施設 1所 保育園等 2園 小学校 9校 中学校 6校 図書館 1館 生涯学習館 1館 スポーツ施設 2所 保養施設等 2所 防災関係施設 1所（防災センター）の改修時期を見直し、令和6年度から令和7年度に変更しました。		
	評価		
	定期点検結果や修繕履歴を基に劣化状況を適切に把握し、修繕内容や実施時期の検討を行うことにより、工事費の縮減や平準化を推進しました。 施設所管課に対し施設リニューアル等の大規模修繕の有無について確認を行い、計画がある場合は、必要最小限の部分修繕の予算見積りを実施することにより修繕経費の縮減を図りました。 世界的な半導体不足や引き続き震災復興事業の影響により、設備機器や資機材類の納期遅延が懸念され、また、建設業における人的資源の確保が困難な状況も見られ、工事の遅延につながりかねない状況が続いていることから、資機材流通等の社会情勢を正しくとらえ、工事の発注時期や工事期間を適切に計画することで、効果的な予防保全工事を実施しました。		
	以上のことから、計画どおりと評価します。		
	主な課題		令和7年度の取組方針
「個別施設計画」の実施方針に基づき予防保全を行い、施設の長寿命化と経費の削減・平準化を図る必要があります。		定期点検の結果や修繕履歴を基に、対象施設の劣化状況を適切に把握し、工事費の縮減や平準化を推進します。 将来ニーズが大きく変化することが予想される施設の場合は、必要最小限の部分修繕にとどめるなどの工夫を行い、経費の削減を図ります。 建設業における働き方改革に伴う適正工期の確保に取り組むとともに、様々な要因による資機材の納期遅延等による工事への影響を的確に把握し対応していきます。	
令和7年度の取組内容			
予防保全工事の実施 計 43施設 防災関係施設 1所 地域センター 4所 高齢者活動交流施設 4館 高齢者福祉施設 4所 障害者福祉施設 2所 保育園等 2園 児童館等 4所 その他福祉施設 1所 小学校 10校 中学校 5校 図書館 1館 生涯学習館 1館 スポーツ施設 2所 保養施設等 2所			

指標

1	指標名	予防保全の考え方に立った適切な修繕の実施状況			
	定義	予防保全の考え方に立った「中長期修繕計画」に基づく適切な修繕の実施状況			
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
目標値	修繕の実施	修繕の実施	修繕の実施	修繕の実施	
実績値	修繕の実施				
達成度					

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	1,398,261 千円				1,398,261 千円
事業経費	1,310,967 千円				1,310,967 千円
一般財源	805,904 千円				805,904 千円
特定財源	505,063 千円				505,063 千円
執行率	93.8 %				93.8 %
備考	【特定財源】 国庫支出金、都支出金、特別区債、諸収入、繰入金				

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	1,307,167 千円				1,307,167 千円
新宿区の人口	352,395 人				352,395 人
区民一人当たりのコスト	3,709.4 円				3,709.4 円

外部評価意見と区の対応

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
	防災関係施設については改修の実施時期が翌年度に変更されたものの、全体としては、区の個別施設計画に沿って劣化状況を適切に把握し修繕工事の計画、実施がなされたことから、「計画どおり」と評価する。		
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見		区の対応
	経費抑制や将来ニーズの変化予測に対応して修繕を部分的なものにとどめている施設もあるとのことだが、改修によって新たなニーズが生まれることもある。個別施設の管理運営を通して区民ニーズやその変化を継続的に分析、把握し、その結果を「新宿区公共施設等総合管理計画」の実施ないし次期策定にフィードバックするようにしてもらいたい。		当事業では、現在の施設機能を維持し長寿命化を図っていくため、中長期修繕計画に基づく修繕工事を実施しています。 引き続き、区民ニーズの変化等により施設の改修を必要とする場合には、個別施設の管理運営を行っている主管部署と協議のうえ各施設の事業計画等に反映し、改修を実施していきます。
その他意見・感想	区有施設の不具合に気づいた利用者や職員が、すぐに区へ報告でき、その後の対応状況も確認できる仕組みがあると良い。既存の「道路通報システム」のような仕組みを参考に、利用者の声を反映した施設管理の方策を検討してほしい。		各区有施設（建物）には、区職員や指定管理者が常駐しており、利用者等から不具合に関する報告や意見を受ける体制を取っています。引き続き、報告等をもとに現場の状況を確認し、危険性等の判断を行ったうえで、必要な修繕対応を実施していきます。
	工事費等の高騰により施設計画が実施困難になるような場合には、適宜予算の見直しも視野に入れながら対応を図る必要があるのではないかと。		資機材の高騰や人的資源の確保が困難等の状況により、近年工事費が高騰しています。そのため、定期点検の結果や修繕履歴を基に適宜中長期修繕計画を見直すとともに、工事費の縮減や平準化を推進し、予算の見直しを含め適切に対応していきます。

令和7年度の状況（事業全体）

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初時点	「個別施設計画」の実施方針に基づき予防保全を行い、施設の長寿命化と経費の削減・平準化を図る必要があります。	定期点検の結果や修繕履歴を基に、対象施設の劣化状況を適切に把握し、工事費の縮減や平準化を推進します。 将来ニーズが大きく変化することが予想される施設の場合は、必要最小限の部分修繕にとどめるなどの工夫を行い、経費の削減を図ります。 建設業における働き方改革に伴う適正工期の確保に取り組むとともに、様々な要因による資機材の納期遅延等による工事への影響を的確に把握し対応していきます。
令和7年度 9月末時点	実績	
	予防保全工事の実施 計 42施設 防災関係施設 1所 地域センター 4所 高齢者活動交流施設 4館 高齢者福祉施設 4所 障害者福祉施設 2所 保育園等 2園 児童館等 4所 その他福祉施設 1所 小学校 10校 中学校 5校 図書館 1館 生涯学習館 1館 スポーツ施設 2所 保養施設等 2所	
	主な課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
令和8年度 予算編成時点	「個別施設計画」の実施方針に基づき予防保全を実施するには、施設の長寿命化を図るため経費の削減や平準化に着手に取り組むとともに、工期を確保していく必要があります。 資機材の高騰や人的資源の確保が困難等の状況により、近年工事費の高騰や工事への影響が発生しています。	現在の施設機能を維持し長寿命化を図るため、中長期修繕計画に基づく修繕工事の実施については、定期点検の結果等を基に対象施設の劣化状況を適切に把握し、工事費の縮減や平準化を推進します。 将来ニーズが大きく変化することが予想される施設の場合は、個別施設の管理運営を行っている主管部署と協議のうえ必要最小限の部分修繕にとどめるなどの工夫を行い、経費の削減を図ります。 建設業における働き方改革に伴う適正工期の確保に取り組むとともに、様々な要因による資機材の納期遅延等による工事への影響を的確に把握し対応していきます。

計画事業評価シート

所管部	みどり土木部
所管課	道路課

基本政策	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化		
個別施策	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり 災害に強い都市基盤の整備	
計画事業	26	—	まちをつなぐ橋の整備
関係法令	道路法		
関係計画等	新宿区公共施設等総合管理計画、新宿区橋りょう長寿命化修繕計画		

令和7年度当初時点の計画内容

26	計画事業名	まちをつなぐ橋の整備			所管部	みどり土木部	継続
事業概要		「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修・補強工事を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行います。					
指標		年度別計画					
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画（令和5年度改定）」に基づく補修工事が完了した橋りょうの数 【10橋】		榎橋 ○補修工事					
		長町橋1号 ○補修工事					
		羽衣橋 ○協議・調整	羽衣橋 ○補修工事				
		田島橋 ○協議・調整	田島橋 ○補修工事				
		上落合八幡歩道橋 ○協議・調整	上落合八幡歩道橋 ○補修工事				
		新開橋 ○補修設計（詳細）	新開橋 ○協議・調整	新開橋 ○補修工事			
		万亀橋 ○補修設計（詳細）	万亀橋 ○協議・調整	万亀橋 ○補修工事			
			三島橋 ○補修設計（詳細）	三島橋 ○協議・調整		三島橋 ○補修工事	
			仲之橋 ○補修設計（詳細）	仲之橋 ○協議・調整		仲之橋 ○補修工事	
			豊橋 ○補修設計（詳細）	豊橋 ○協議・調整		豊橋 ○補修工事	
				曙橋 ○補修設計（詳細）		曙橋 ○協議・調整	
				長町橋2号 ○補修設計（詳細）		長町橋2号 ○協議・調整	
				西ノ橋 ○補修設計（詳細）		西ノ橋 ○協議・調整	
						相生橋 ○補修設計（詳細）	
						小桜橋 ○補修設計（詳細）	
						宋橋 ○補修設計（詳細）	
				定期点検 58橋			
事業費計（千円）		事業費（千円）					
296,195		47,358	184,284	64,553			

下線部は令和6年度に計画の変更を行った内容を示しています。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	計画以上	計画どおり	計画以下	
令和6年度 当初時点	主な課題 橋りょうは定期的に点検を行い、老朽化対策等適切な補修・補強を行う必要があり、常に健全な状態を維持する対応が求められます。		令和6年度の取組方針 「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型管理の観点から計画的かつ効率的な維持管理に取り組んでいきます。	
	実績			
令和6年度 末時点	「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく事業の実施 (1) 榎橋・長町橋1号：補修工事完了（令和7年3月） (2) 羽衣橋・田島橋・上落合八幡歩道橋：補修工事に向けた河川管理者との協議・調整 (3) 新開橋・万亀橋：補修に向けた詳細設計完了（令和7年3月）			
	評価			
	「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき事業を着実に進め、当初予定した目標を達成できたことから、計画どおりと評価します。			
	主な課題 橋りょうは定期的に点検を行い、老朽化対策等適切な補修・補強を行う必要があり、常に健全な状態を維持する対応が求められます。		令和7年度の取組方針 「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型管理の観点から計画的かつ効率的な維持管理に取り組んでいきます。	
	令和7年度の取組内容			
「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく事業の実施 (1) 羽衣橋・田島橋・上落合八幡歩道橋：補修工事を実施【令和8年3月完了】 (2) 新開橋・万亀橋：補修工事に向けた河川管理者との協議・調整 (3) 三島橋・仲之橋・豊橋：補修に向けた詳細設計を実施【令和8年3月完了】				

指標

1	指標名	「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画(令和5年度改定)」に基づく補修橋りょう数			
	定義	「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画(令和5年度改定)」に基づく補修工事が完了した橋りょうの数 [累積]			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	2橋	5橋	7橋	10橋
	実績値	2橋			
	達成度	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	47,358 千円				47,358 千円
事業経費	37,482 千円				37,482 千円
一般財源	35,081 千円				35,081 千円
特定財源	2,401 千円				2,401 千円
執行率	79.1 %				79.1 %
備考	【特定財源】 道路メンテナンス事業費				

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	57,368 千円				57,368 千円
新宿区の人口	352,395 人				352,395 人
区民一人当たりのコスト	162.8 円				162.8 円

外部評価意見と区の対応

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
	<p>「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、対象となる橋の補修工事、協議、補修設計が行われたことから、「計画どおり」と評価する。</p>		
その他意見・感想	外部評価意見		区の対応
	<p>所管課へのヒアリングを通し、隣接区に跨る橋りょうの補修についても隣接区と役割を分担して漏れなく行われていることが分かった。引き続き、丁寧で計画的な定期点検の実施に努めてもらいたい。</p>		<p>引き続き「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ効率的な維持管理に取り組んでいきます。</p>
	<p>「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」には橋の集約化・撤去も検討するとあるが、橋は住民の生活に欠かせないものになっている。対象となる橋の検討を進める際には、関係住民への十分な説明を欠かさず、慎重に行ってもらいたい。</p>		<p>橋の集約化・撤去を検討するにあたっては、周辺の代替通行機能の状況や将来維持管理に関する費用対効果などを検証するとともに、関係住民への説明を十分に行った上で、慎重に取り組んでいきます。</p>

令和7年度の状況（事業全体）

令和7年度 当初時点	主な課題	令和7年度の取組方針
	<p>橋りょうは定期的に点検を行い、老朽化対策等適切な補修・補強を行う必要があり、常に健全な状態を維持する対応が求められます。</p>	<p>「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型管理の観点から計画的かつ効率的な維持管理に取り組んでいきます。</p>
令和7年度 9月末時点	実績	
	<p>「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく事業の実施 (1)羽衣橋：補修工事を実施【令和8年2月完了】 田島橋・上落合八幡歩道橋：補修工事を実施【令和8年3月完了】 (2)新開橋・万亀橋：補修工事に向けた河川管理者との協議・調整 (3)三島橋・仲之橋・豊橋：補修に向けた詳細設計を実施【令和8年2月完了】</p>	
令和8年度 予算編成時点	主な課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	<p>橋りょうは定期的に点検を行い、老朽化対策等適切な補修・補強を行う必要があり、常に健全な状態を維持する対応が求められます。</p>	<p>「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型管理の観点から計画的かつ効率的な維持管理に取り組んでいきます。また、5年に一度の橋りょうの定期点検を実施します。</p>

計画事業評価シート

所管部	みどり土木部
所管課	みどり公園課

基本政策		賑わい都市・新宿の創造
個別施策	7	豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備
計画事業	42	－ 公園施設の計画的更新
関係法令	都市公園法	
関係計画等	新宿区公共施設等総合管理計画、新宿区公園施設長寿命化計画、新宿区みどりの基本計画	

令和7年度当初時点の計画内容

42	計画事業名	公園施設の計画的更新			所管部	みどり土木部	継続
事業概要		遊具等の公園施設について、「新宿区公園施設長寿命化計画」に基づき計画的な更新等を行い、安全で快適な公園づくりを進めます。					
指標		年度別計画					
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
更新等を行った公園施設数 114施設【137施設】		公園施設の更新等の実施（遊具等） 7園7施設	公園施設の更新等の実施（遊具等） 2園3施設	公園施設の更新等の実施（遊具等） 5園10施設	公園施設の更新等の実施（遊具等） 3園3施設		
		公園遊具の定期点検	[継続]	[継続]	[継続]		
				一般施設の健全度調査			
					「新宿区公園施設長寿命化計画」の改定		
事業費計（千円）		事業費（千円）					
229,921		57,533	24,323	78,586	69,479		

下線部は令和6年度に計画の変更を行った内容を示しています。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
令和6年度 当初時点	主な課題 「新宿区公園施設長寿命化計画」に基づき、安全で快適な公園づくりを進めていく必要があります。		令和6年度の取組方針 「新宿区公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の計画的な更新や補修を進めています。 公園の安全性をより高めるため、専門技術者による公園遊具の定期的な安全点検についても引き続き実施していきます。
	実績		
令和6年度 末時点	(1)公園施設の更新等（7園7施設） 更新等工事を実施（令和7年3月完了）		
	(2)公園遊具の定期点検（127園726施設） 専門技術者による定期点検委託を実施（令和6年8月完了）		
	評価 公園施設の更新等工事や公園遊具の定期点検を適切に実施したことから、計画どおりと評価します。		
	主な課題		令和7年度の取組方針
	「新宿区公園施設長寿命化計画」に基づき、安全で快適な公園づくりを進めていく必要があります。		「新宿区公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の計画的な更新や補修を進めています。 公園の安全性をより高めるため、専門技術者による公園遊具の定期的な安全点検についても引き続き実施していきます。
	令和7年度の取組内容		
(1)公園施設の更新等【2園3施設】 更新等工事の実施【令和8年3月完了】			
(2)公園遊具の定期点検 専門技術者による定期点検委託の実施【令和7年8月完了】			

指標

指標名	更新等を行った公園施設数			
定義	本事業により更新等を行った公園施設数【累積】 ()内は他事業実施分含む施設数			
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1 目標値	121施設 (121施設)	124施設 (125施設)	134施設 (136施設)	137施設 (139施設)
実績値	121施設 (121施設)			
達成度	100.0%			

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	57,533 千円				57,533 千円
事業経費	56,265 千円				56,265 千円
一般財源	42,265 千円				42,265 千円
特定財源	14,000 千円				14,000 千円
執行率	97.8 %				97.8 %
備考	【特定財源】 社会資本整備総合交付金				

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	64,717 千円				64,717 千円
新宿区の人口	352,395 人				352,395 人
区民一人当たりのコスト	183.6 円				183.6 円

外部評価意見と区の対応

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
	区内にある公園の状況を把握し、公園施設の更新工事と遊具の定期点検を実施し、安全で快適な公園づくりが図られていることから「計画どおり」と評価する。		
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見		区の対応
	公園は多様な世代が多様な目的で利用し、地域住民の交流も生まれる大切な場所である。公園の利用法における変化に対応しつつ、これまで以上に多くの区民が訪れる空間にするべく、新しい種類の施設や遊具を積極的に取り入れていてもらいたい。		公園施設の更新にあたっては、公園周辺の環境や利用状況等を踏まえながら、各公園ごとに適切な種類の施設となるよう十分に検討していきます。
	温暖化対策の観点や、子どもにとっての環境学習の重要性を踏まえ、自然や生き物に触れられる場という視点からの公園づくり、公園整備にも引き続き力を注いで頂きたい。		公園づくりにあたっては、各公園の立地特性、利用状況、地域の意見などを勘案のうえ、自然とのふれあいをはじめ、遊びや休憩、防災性の向上など、各公園の特徴に応じて必要となる役割を十分検討しながら整備を進めていきます。
その他意見・感想	定期点検は不可欠であり、今後も確実に実施して頂きたい。		公園の安全性をより高めるため、引き続き、専門技術者による公園施設の定期的な安全点検を実施していきます。

令和7年度の状況（事業全体）

	主な課題	令和7年度取組方針
令和7年度当初時点	「新宿区公園施設長寿命化計画」に基づき、安全で快適な公園づくりを進めていく必要があります。	「新宿区公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の計画的な更新や補修を進めていきます。 公園の安全性をより高めるため、専門技術者による公園遊具の定期的な安全点検についても引き続き実施していきます。
令和7年度9月末時点	実績	
	公園施設の更新等（2園3施設） 更新等工事を実施中[令和8年3月完了予定] 公園遊具の定期点検（129園732施設） 専門技術者による定期点検委託を実施（令和7年8月完了）	
令和8年度予算編成時点	主な課題	令和8年度取組方針（区の総合判断）
	「新宿区公園施設長寿命化計画」に基づき、引き続き安全で快適な公園づくりを進めていく必要があります。	引き続き「新宿区公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の計画的な更新や補修を進めていきます。 専門技術者による公園施設の定期的な安全点検を実施し、公園の安全性のさらなる向上を図っていきます。 令和9年度の「新宿区公園施設長寿命化計画」改定に向け、公園施設の健全度調査を実施します。

計画事業評価シート

所管部	福祉部、子ども家庭部、健康部
所管課	地域福祉課、障害者福祉課、高齢者支援課、保育課、牛込保健センター

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	2	公共施設マネジメントの強化
計画事業	62	区有施設のマネジメント (牛込保健センター等複合施設の建替え)
関係法令		
関係計画等		新宿区公共施設等総合管理計画

令和7年度当初時点の計画内容

62	計画事業名	区有施設のマネジメント	総事業費	7,949,140
	事業概要	「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき、区有施設の更新・統廃合・複合化などを計画的に行い、区有施設のマネジメントの強化を図ります。		
62	枝事業名	牛込保健センター等複合施設の建替え	所管部	福祉部 子ども家庭部 健康部
	事業概要	牛込保健センター等複合施設前面の外苑東通り拡幅事業による施設への影響や、施設使用上の課題の解決、新宿生活実習所の定員の拡充等を図るため、牛込保健センター等複合施設の建替えを行います。 建替え工事中は、牛込保健センターは旧都立市ヶ谷商業高等学校に、新宿生活実習所は旧都立市ヶ谷商業高等学校及び細工町高齢者在宅サービスセンターに、弁天町保育園は鶴巻南公園（仮園舎）に、榎町高齢者総合相談センターは防災センターに、それぞれ移転し施設の運営を行います。		
	指標	年度別計画		
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	整備の進捗状況 新施設工事 【新工事完了（令和7年度）】	新施設の整備工事等	新施設の整備工事・開設	
		仮移転先での運営 ○牛込保健センター及び新宿生活実習所の仮移転先（旧都立市ヶ谷商業高校等） ○弁天町保育園の仮移転先（弁天町保育園仮園舎） ○榎町高齢者総合相談センターの仮移転先（防災センター）	仮移転先での運営及び新施設への移転 ○牛込保健センター及び新宿生活実習所の仮移転先（旧都立市ヶ谷商業高校等） ○弁天町保育園の仮移転先（弁天町保育園仮園舎） ○榎町高齢者総合相談センターの仮移転先（防災センター）	
	事業費計（千円）	事業費（千円）		
	3,842,819	160,097	3,682,722	
	各仮移転先及び新施設での管理運営費は、「保健センターの管理運営【経常事業】」、「新宿生活実習所の管理運営【経常事業】」、「区立保育所の管理運営【経常事業】」、「高齢者総合相談センターの機能の充実【経常事業】」に、それぞれ計上しています。			
	[関連事業] 区立障害者福祉施設の機能の充実【計画事業7】 保育基盤整備の推進【計画事業8】			

下線部は令和6年度に計画の変更を行った内容を示しています。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	計画以上	計画どおり	計画以下	
令和6年度 当初時点	主な課題		令和6年度の取組方針	
	<p>建替え工事期間中は、仮施設での運営を円滑に行いながら、新施設竣工後の運用方法等を検討したうえで、計画的に工事を進めていく必要があります。</p> <p>事故により破損した杭の是正方法等について監理者（設計者）、施工者との協議を進め、早期に是正方法や工期等を決定していく必要があります。</p>		<p>牛込保健センター等複合施設の建替え方針のもと、新複合施設の開設を目指し、計画的に事業執行します。</p> <p>建替え工事中、各施設は仮移転したそれぞれの近隣施設において、サービス低下を最小限に抑えつつ、運営を継続します。</p>	
令和6年度 末時点	実績			
	<p>(1)新施設の整備等 解体工事及び新築工事（令和3年10月～）</p> <p>(2)仮移転先での運営 近隣施設への仮移転を以下のとおり完了し、仮施設で運営中 牛込保健センター：旧市ヶ谷商業高等学校（令和3年6月～） 新宿生活実習所：旧市ヶ谷商業高等学校及び細工町高齢者在宅サービスセンター（令和3年6月～） 弁天町保育園：鶴巻南公園内仮園舎（令和3年4月～） 榎町高齢者総合相談センター：防災センター（令和3年3月～）</p>			
	評価			
	<p>新施設整備に係る建設工事（解体工事及び新築工事）については、5階の床を支える大梁の打設不良及び1階の床スラブの施工不良により、計画を延伸し、今後の対応方法等について、監理者（設計者）、施工者と協議を行いました。</p> <p>各施設の仮移転先での事業運営は、円滑に行いました。</p> <p>計画どおりに進めることができなかったため、計画以下と評価します。</p>			
	主な課題		令和7年度の取組方針	
	<p>建替え工事期間中は、仮施設での運営を円滑に行いながら、新施設竣工後に新施設開設及び事業運営の移行が速やかにできるように準備を進めていく必要があります。</p>		<p>牛込保健センター等複合施設の建替え方針のもと、令和7年度の新複合施設の開設を目指し、計画的に事業執行します。</p> <p>建替え工事中、各施設は仮移転したそれぞれの近隣施設において、サービス低下を最小限に抑えつつ、運営を継続します。</p>	
令和7年度の取組内容				
<p>(1)新施設の整備工事・開設 工事終了【令和7年8月末】 開設に向けた資器材の準備【令和7年9月～】 開設【令和7年11月】</p> <p>(2)仮移転先での運営及び新施設への移転 仮施設での円滑な事業運営及び新施設開設後の事業運営に向けた移転準備</p>				

指標

1	指標名	整備の進捗状況			
	定義	牛込保健センター複合施設等（新施設）の整備の進捗状況			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	新施設工事	工事完了		
	実績値	新施設工事			
達成度					

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	160,174 千円				160,174 千円
事業経費	133,787 千円				133,787 千円
一般財源	133,787 千円				133,787 千円
特定財源	0 千円				0 千円
執行率	83.5 %				83.5 %
備考					

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	147,787 千円				147,787 千円
新宿区の人口	352,395 人				352,395 人
区民一人当たりのコスト	419.4 円				419.4 円

外部評価意見と区の対応

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
	評価	<p>仮移転先での運営は計画どおり継続実施されたが、新施設の建設工事については梁の打設不良および床スラブの施工不良という不測の要因により計画期間を延伸せざるを得なかった。工期の延伸に関しては対応が図られ、令和7年度中の開設、移転に向けた計画の調整がなされた点は評価できるものの、令和6年度の到達目標を達成できなかったことから、本事業の実施状況は「計画以下」と評価する。</p>	
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見		区の対応
	<p>新施設の完成後も引き続き、周辺環境への影響と利用者の利便性に十分配慮する視点を持ちながら施設を運営して欲しい。</p> <p>工期延伸のため生じる費用に関する事業者との協議においては、区民が納得できる対応をして頂きたい。</p>		<p>複合施設は乳幼児から高齢者まで幅広い区民の方が利用されることから、各施設の所管部署間での連携を図りながら、利用者のニーズに応えた施設運営を行っていきます。</p> <p>工期延伸により生じた費用については、工事延伸の要因となった建設会社に全額の費用負担を求めています。</p>
その他意見・感想	<p>この事業で発生した工期延伸に関して、現在は再発防止のため、区職員がより頻回に現場に足を運んだり、発注者として監理者・施工者より密にコミュニケーションをとったりといった取組を実施されているとのことであった。それらに加えて、将来的な再発防止の観点から、事業者選定時には技術力等について厳格な視点を持てるよう、入札方式の見直しも視野に入れた検討を行ってほしい。国や他の地方公共団体の取り組みも参考にしつつ、今回の事業を教訓に、むしろ新宿区がこの分野での先進的なモデルとなるような体制の構築に期待する。</p>		<p>再発防止のため、区職員がより頻回に現場に足を運んだり、発注者として監理者・施工者より密にコミュニケーションをとるなどの取組を実施してまいりました。</p> <p>また、工事請負契約の入札方式は、過去の施工実績や技術力など一定の資格要件を満たした事業者のみが参加できる制限付き一般競争入札を基本としており、方式を変更する予定はありませんが、今後は資格要件の厳格化を図るなど、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>公共事業は計画どおり円滑に進めることが区民生活の安定・充実につながるため、着実な推進に努めてほしい。</p>		<p>今後も区有施設の整備については、「新宿区公共施設等総合管理計画」及び各個別施設計画に基づき、着実に取り組んでいきます。</p>

令和7年度の状況（事業全体）

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初時点	<p>建替え工事期間中は、仮施設での運営を円滑に行いながら、新施設竣工後に新施設開設及び事業運営の移行が速やかにできるように準備を進めていく必要があります。</p>	<p>牛込保健センター等複合施設の建替え方針のもと、令和7年度の新複合施設の開設を目指し、計画的に事業執行します。</p> <p>建替え工事中、各施設は仮移転したそれぞれの近隣施設において、サービス低下を最小限に抑えつつ、運営を継続します。</p>
	実績	
令和7年度 9月末時点	<p>(1)新施設の整備工事・開設 竣工（令和7年8月29日） 施設の引き渡し（令和7年9月19日）</p> <p>(2)新施設への移転準備 開設に向けた準備の実施（令和7年9月～）【令和7年11月4日開設】</p> <p>(3)周知の実施 令和7年7月 ・地区町会連合会及び民生児童委員協議会での説明 …関係地域（筆筒地区、榎町地区、若松町地区、戸塚地区）で実施 ・区ホームページでの周知 令和7年9月 ・榎町地区町会連合会及び榎町地区民生児童委員協議会での説明（ 2回目）</p>	
	主な課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
令和8年度 予算編成時点	<p>新施設開設後の管理運営に関して、事前の想定と異なる業務が生じた場合に対応する必要があります。</p> <p>利用者が安全・安心に利用できる施設にしていく必要があります。</p>	<p>予定していた取組がすべて完了したため、本事業は令和7年度で終了します。今後も引き続き、円滑な施設管理を行っていきます。</p>

計画事業評価シート

所管部	総合政策部、総務部（危機管理担当部）、福祉部、教育委員会事務局
所管課	本庁舎対策等担当課、危機管理課、地域包括ケア推進課、介護保険課、学校運営課、中央図書館

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	2	公共施設マネジメントの強化
計画事業	62	区有施設のマネジメント (旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用)
関係法令	-	
関係計画等	新宿区公共施設等総合管理計画	

令和7年度当初時点の計画内容

62	計画事業名	区有施設のマネジメント	総事業費	7,949,140
	事業概要	「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき、区有施設の更新・統廃合・複合化などを計画的に行い、区有施設のマネジメントの強化を図ります。		
62	枝事業名	旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用	所管部	総合政策部 総務部 福祉部 教育委員会事務局
	事業概要	旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地を、福祉、防災、教育等に資する場として、隣接する牛込第一中学校の敷地と一体で活用し、特別養護老人ホーム等の高齢者施設の設置や防災広場の整備、牛込第一中学校の建替えを行います。また、中町図書館を移転し、牛込第一中学校に併設します。		
	指標	年度別計画		
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	解体工事 【解体工事完了 (令和8年度)】	旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用に 伴う設計委託等	旧都立市ヶ谷商業高等学校解体工事	[継続]
	埋蔵文化財発掘調査 【埋蔵文化財発掘 調査完了】	旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地取得	—	—
		—	旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地埋蔵文化財発掘調査	[継続]
	事業費計(千円)	事業費(千円)		
	4,104,713	3,531,612	229,200	343,901

下線部は令和6年度に計画の変更を行った内容を示しています。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
令和6年度 当初時点	主な課題		令和6年度の取組方針
	<p>令和5年度に作成した新宿区立牛込第一中学校及び地域図書館等建設工事基本設計案に基づいて、これまでに実施した意見募集や地域説明会で出された区民の意見を踏まえながら、地域のニーズに沿った施設の整備を進めていく必要があります。</p>		<p>敷地割りや整備工程を踏まえ、新宿区立牛込第一中学校の建替え、地域図書館の整備（牛込第一中学校に併設）、特別養護老人ホーム等の高齢者施設や防災広場の整備を進めていきます。</p> <p>よりよい施設づくりのために、施設設計に対する区民からの意見を踏まえ、地域ニーズに沿った施設の整備を進めていきます。</p>
令和6年度 末時点	実績		
	<p>(1)設計等の実施 敷地割りや整備工程を踏まえ、特別養護老人ホーム等の高齢者施設や防災広場の整備、牛込第一中学校の建替え、地域図書館の整備（牛込第一中学校に併設）に向け、設計等を実施</p>		
	<p>(2)旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地の所有地の買入れ（用地取得） 売買契約を締結（令和6年9月2日）</p>		
	<p>(3)説明会の実施 「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、近隣住民や権利者等を対象に、牛込第一中学校及び地域図書館等建設工事の建築計画説明会を開催（令和6年10月28日）</p>		
	評価		
	<p>敷地割りや整備工程を踏まえた設計、用地取得を予定どおり実施するとともに、近隣住民や権利者等を対象にした説明会を実施し、関係者への丁寧な説明に努めたことから、計画どおりと評価します。</p>		
	主な課題		令和7年度の取組方針
	<p>これまでに実施した意見募集や地域説明会で出された区民の意見を踏まえながら、地域のニーズに沿った施設の整備を進めていく必要があります。</p>		<p>敷地割りや整備工程を踏まえ、新宿区立牛込第一中学校の建替え、地域図書館の整備（牛込第一中学校に併設）、特別養護老人ホーム等の高齢者施設や防災広場の整備を進めていきます。</p> <p>よりよい施設づくりのために、施設設計に対する区民からの意見を踏まえ、地域ニーズに沿った施設の整備を進めていきます。</p> <p>事業進捗に伴い年度別計画を変更し、令和7年度は校舎の解体工事に着手します。</p>
令和7年度の取組内容			
<p>旧市ヶ谷商業高等学校校舎 解体工事の実施 地域住民等向け説明会の実施【令和7年8月頃】 解体工事【令和7年10月～令和8年6月】</p>			

指標

1	指標名	整備の進捗状況			
	定義	旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用に伴う整備の進捗状況			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	設計完了	解体	解体完了 埋蔵文化財発掘調査	埋蔵文化財発掘調査完了
	実績値	設計完了			
達成度					

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	3,531,612 千円				3,531,612 千円
事業経費	3,531,610 千円				3,531,610 千円
一般財源	136,610 千円				136,610 千円
特定財源	3,395,000 千円				3,395,000 千円
執行率	100.0 %				100.0 %
備考	【特定財源】 基金繰入金、特別区債				

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	165,941 千円				165,941 千円
新宿区の人口	352,395 人				352,395 人
区民一人当たりのコスト	470.9 円				470.9 円

外部評価意見と区の対応

外部評価	計画以上	計画どおり	計画以下
	評価	<p>年度別計画については、校舎の解体工事にかかわる外的要因により、本事業全体の期間が延伸されたことに伴い、令和7年度以降の部分も変更された。そのため、令和4年に区が発表した「整備工程」を基準にこの事業の計画全体を評価するならば、計画以下の部分が生じている。</p> <p>その一方で、今回の評価対象である令和6年度の事業計画については、変更なく予定どおりに実施されたことから、その部分を「計画どおり」と評価する。</p> <p>なお、事業期間延伸の影響は中学校校舎の建替え計画にも波及するが、建替えが予定されている現校舎については安全面での問題がないことを確認できた。</p>	
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見		区の対応
	<p>区民、特に当該地域の住民の多くは、旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地にかかわる事業計画を、牛込保健センター等の仮移転から中学校校舎の建替えまでを一体的に含むものとして認識している。そのため、区はこの事業計画の評価を年度単位の個別施設・個別工事についてだけでなく、全期間、全要素および関連事業を見渡す視野からも行い、その内容を区民に説明しつつ事業を着実に実行してもらいたい。</p>		<p>区として、事業スケジュール等に変更があった場合には、年度別計画の見直しを行い、議会に報告するとともに、町会・自治会や施設利用者等に対して適宜説明を行っています。</p> <p>なお、令和7年8月に旧都立市ヶ谷商業高等学校及び牛込第一中学校水泳プール解体工事の説明会を実施した際には、牛込保健センター等複合施設の開設時期を踏まえた事業全体のスケジュール見直しについても説明しました。</p> <p>今後も事業スケジュールに変更が生じた等の場合は、実行計画を見直すとともに、計画事業に影響を及ぼす関連事業の進捗状況も踏まえた評価を行い、適切に事業を実行していきます。</p>
<p>本事業は学校跡地を活用して各種の公共施設を整備するという、区内で先進性をもつものである。今後事業を進めていく中で、防災や酷暑対策などの面で新たな課題が認識されるようになった場合には、それらに対応して計画を調整するなど一定の柔軟性をもって臨んでほしい。</p>		<p>旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地の将来活用にあたり、今後も事業を進める中で、新たな課題や社会的要請が生じた際には、適宜、年度別計画を見直し、柔軟に対応していきます。</p>	

その他意見 感想	<p>この事業による各種施設の整備によって、中学生と地域住民との交流や、地域図書館、防災広場、高齢者施設などを拠点とした住民間のつながりが一層活発になることを期待する。</p>	<p>本事業では、福祉、防災、教育等に資する場として、特別養護老人ホーム等の高齢者施設の設置、防災広場の整備、牛込第一中学校の建替え、地域図書館の整備を行います。施設整備により住民間のつながりを活性化させる方策については、施設整備を進める中で検討していきます。</p> <p>なお、今回、区内で初めて学校に地域図書館を併設することから、その利点を活かし、学校図書館との連携を強化するとともに、世代間交流の場の創出など、地域とつながるイベントの開催を含め、「学び」と「交流」ができる図書館にしていきたいと考えています。</p>
	<p>本事業に限らず施設の整備においては、十分な駐車スペースの確保など、利用者のアクセス面での利便性にも引き続き十分配慮してもらいたい。</p>	<p>区施設の整備にあたっては、引き続き、区民等の施設利用状況の見込みに応じて、利用者のアクセスに必要な設備を整備していきます。</p>
	<p>校舎解体に伴う埋蔵文化財発掘調査に関して、牛込第一中学校の生徒を含む近隣住民が発掘現場を間近に体験できるような機会を企画することも考えられるのではないかと。</p>	<p>区立学校建替えの直近事例である愛日小学校建替えの際には、発掘された遺跡の見学会を開催しました。</p> <p>旧都立市ヶ谷商業高等学校校舎解体に伴う埋蔵文化財発掘調査においても、こうした事例を参考に、埋蔵文化財発掘調査を身近に感じられる機会を設けたいと考えています。</p>
	<p>中学校校舎の建替え計画が遅延していることについては、やむを得ない事情に因るものとはいえ、児童の進学先についての選択肢に影響が生じることは否定できないのではないかと、その影響を最小限に抑える視点も持って取り組んでいただきたい。</p>	<p>引き続き、牛込第一中学校において工夫を凝らした教育活動を実施するとともに、牛込第一中学校校舎建替え工事を着実に進めます。</p> <p>また、児童の進学先検討に資するよう、学校説明会等の機会を捉え、工事の進捗状況について情報発信していきます。</p>

令和7年度の状況（事業全体）

当年度の状況 / 次年度の取組方針（区の総合判断）	<p>主な課題</p> <p>これまでに実施した意見募集や地域説明会で出された区民の意見を踏まえながら、地域のニーズに沿った施設の整備を進めていく必要があります。</p>	<p>令和7年度の取組方針</p> <p>敷地割りや整備工程を踏まえ、牛込第一中学校の建替えや地域図書館の整備（牛込第一中学校に併設）特別養護老人ホーム等の高齢者施設、防災広場の整備を進めていきます。</p> <p>よりよい施設づくりのために、施設設計に対する区民からの意見を踏まえ、地域ニーズに沿った施設の整備を進めていきます。</p> <p>事業進捗に伴い年度別計画を変更し、令和7年度は旧都立市ヶ谷商業高等学校校舎及び牛込第一中学校水泳プールの解体工事に着手します。</p>
	<p>令和7年度 当初時点</p>	<p>実績</p> <p>地域住民等向け説明会 旧都立市ヶ谷商業高等学校校舎及び牛込第一中学校水泳プールの解体工事の実施にあたり説明会を実施（令和7年8月）</p>
	<p>令和7年度 9月末時点</p>	<p>主な課題</p> <p>これまでに実施した意見募集や地域説明会で出された区民の意見を踏まえながら、地域のニーズに沿った施設の整備を進めていく必要があります。</p>
<p>令和8年度 予算編成時点</p>		

計画事業評価シート

所管部	総合政策部、環境清掃部
所管課	行政管理課、環境対策課

基本政策		賑わい都市・新宿の創造
個別施策	8	地球温暖化対策の推進
計画事業	46	地球温暖化対策の推進 (区有施設の照明設備LED化)
関係法令	-	
関係計画等	新宿区第三次環境基本計画	

令和7年度当初時点の計画内容

46	計画事業名	地球温暖化対策の推進	総事業費	2,586,131		
	事業概要	地球温暖化対策は喫緊の課題であり、区においてもCO ₂ 排出削減に向けた積極的な取組が求められています。 このため、令和5年2月に改定した「新宿区第三次環境基本計画」で定める2030年度の区内CO ₂ 削減目標の達成、ひいては2050年までに区内のCO ₂ 排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、区民・事業者・他自治体等とのより一層の連携・協力により、CO ₂ 排出削減の取組を加速していきます。				
46	枝事業名	区有施設の照明設備LED化	所管部	関係部	新規	
	事業概要	区有施設の照明設備を計画的にLED化することにより、区有施設のエネルギー消費量削減の取組を推進していきます。				
	指標	年度別計画				
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	照明設備LED化工事 完了施設数 【131施設】	小学校・中学校・特別 支援学校・幼稚園 ○調査 ○設計	公共施設の照明設備 LED化 ○調査 ○設計 ○工事 (工事完了25施設)	公共施設の照明設備 LED化 ○調査 ○設計 ○工事 (工事完了43施設)	公共施設の照明設備 LED化 ○調査 ○設計 ○工事 (工事完了63施設)	
				ESCO事業の効果検証 18施設	ESCO事業の効果検証 38施設	
		区有施設の照明設備 LED化に向けた検討				
	事業費計(千円)	事業費(千円)				
	1,581,152		535,709	604,647	440,796	
	「ESCO事業」とは、設計・施工、省エネルギー効果の検証等のサービスを一体的に実施する事業で、改修経費の一部を光熱費の削減分で賄い、照明のLED化を行います。					

下線部は令和6年度に計画の変更を行った内容を示しています。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
令和6年度 当初時点	主な課題		令和6年度の取組方針
	<p>令和5年11月に、国は「水俣条約」の第5回締約国会議において、直管蛍光灯の製造と輸出入を2027年末までに禁止することで合意し、2028年以降蛍光灯が品薄となることが想定されます。</p> <p>区では、蛍光灯器具の生産終了等に伴う区有施設の照明機器の更新が喫緊の課題となっています。</p> <p>令和4年6月に、国は「学校施設整備指針」を改定し、脱炭素化社会の実現に向けた施設づくりや省エネルギー化の推進について新たに指針に加え、区においても「環境基本計画（改定版）」の中で、省エネルギー化の徹底・定着の推進を個別目標として定めていることから、これまで以上に、小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園への環境に配慮した整備が求められています。</p>		<p>これまで教室の内部改修に合わせ実施してきた小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園のLED化について、一斉に更新を行います。</p> <p>他の区有施設の照明設備についても、「新宿区第三次環境基本計画」に基づき、積極的にLED化を行います。</p>
令和6年度 末時点	実績		
	<p>(1)教育施設の照明設備LED化 実施事業者選定のプロポーザルの実施 事業者募集 募集期間：令和6年4月12日～4月26日 2事業者応募あり 事業者選定評価委員会 令和6年6月28日 第1回評価委員会（書類及びコストパフォーマンス評価） 令和6年7月29日 第2回評価委員会（プレゼンテーション及びヒアリングによる評価） 令和6年8月1日 実施事業者の選定 令和6年10月17日 契約締結 ESCO事業の実施 令和6年10月18日～令和7年3月31日 選定事業者による全小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園の調査及び設計の実施</p> <p>(2)区有施設の照明設備LED化に向けた検討 関係部署との協議及び実施スケジュール・施工方法等の検討の実施 令和6年9月4日 区有施設の照明設備LED化に関する庁内向け説明会の開催 実施スケジュール・施工方法等の実施計画の策定</p>		
	評価		
	<p>教育施設の照明設備LED化については、令和7年度からの施工に向けた調査及び設計を全て完了することができました。区有施設の照明設備LED化に向けた検討については、実施スケジュール及び施設ごとの施工方法等の実施計画を策定しました。</p> <p>以上のことから、計画どおりと評価します。</p>		
	主な課題		令和7年度の取組方針
<p>「新宿区第三次環境基本計画」に基づく区有施設の省エネルギー対策を図るため、計画的にLED化を進める必要があります。</p>		<p>令和6年度に策定した実施スケジュール・施工方法等の実施計画に基づいて令和7年度の計画を見直し、関係部署と密に連携しながら、計画的にLED化を進めていきます。</p>	
令和7年度の取組内容			
<p>(1)LED化工事の実施 工事完了【25施設】（教育施設18施設 公営住宅等7施設）</p> <p>(2)ESCO事業による調査・設計の実施 【2施設】（本庁舎及び第一分庁舎）</p> <p>(3)従来手法（ ）によるLED化に向けた、照明設備調査の実施 【41施設】 従来手法…区が設計し、施工業者に発注する手法</p>			

指標

1	指標名	照明設備LED化工事完了施設数			
	定義	照明設備LED化工事が完了した施設数			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値		25施設	68施設	131施設
	実績値				
達成度					

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	千円				0千円
事業経費	千円				0千円
一般財源	千円				0千円
特定財源	千円				0千円
執行率	%				0%
備考					

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	5,866千円				5,866千円
新宿区の人口	352,395人				352,395人
区民一人当たりのコスト	16.6円				16.6円

外部評価意見と区の対応

	計画以上	計画どおり	計画以下
評価	教育施設の照明LED化について調査・設計、およびその他の区有施設のLED化に向けた検討が予定どおり実施されたことから、「計画どおり」と評価する。		
	外部評価意見		区の対応
今後の取組の方向性に対する意見	この事業の進捗状況を測る指標は工事完了施設数を基準にしている。しかし、水俣条約との関係で直管蛍光灯のLED化は喫緊の課題となっているため、工事を要する施設や照明設備の総数に対する工事実施件数の割合を指標に設定して事業進捗率を示すようにする方が、区民の理解と安心につながるのではないか。		各施設の直近の状況を踏まえながら、事業全体の進捗状況を区民により分かりやすくお示しする手法について検討します。
その他意見・感想	本事業の終了後には、ESCO事業により実施された電気設備の改修について、その効果検証が行われることを期待する。		ESCO事業は、設計・施工から省エネルギー効果の検証までを一体的に実施する事業となっているため、施工後に効果検証を行い、エネルギー消費量の削減効果を測定します。
	照明設備のLED化は不可避であり、計画的に完遂してもらいたい。		令和6年度に策定した実施スケジュール・施工方法等の実施計画に基に、引き続き関係部署と連携して計画的にLED化を進めていきます。

経常事業評価シート

所管部	都市計画部
所管課	住宅課

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	2	公共施設マネジメントの強化
経常事業	658	区立住宅の維持保全
関係法令		
関係計画等		新宿区公共施設等総合管理計画、新宿区公営住宅等長寿命化計画

事業概要	<p>「新宿区公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・改善を実施し、区立住宅の有効な活用を図ります。 区立住宅の大規模修繕（屋上防水、外壁塗装等）を、経過年数や自然損耗の度合いにたらし、計画的に実施年度を定め施行します。</p>																																																																														
	<p>【対象】（新宿区公営住宅等長寿命化計画（令和3年度改訂版より抜粋）） 以下所有型区立住宅 18住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>竣工年度</th> <th>戸数</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南元町アパート</td> <td>1975</td> <td>16戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>戸山一丁目アパート</td> <td>1981</td> <td>20戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>西新宿コーポラス</td> <td>1990</td> <td>25戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>百人町コーポラス</td> <td>1990</td> <td>14戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>高田馬場コーポラス</td> <td>1993</td> <td>114戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>早稲田南町コーポラス</td> <td>1993</td> <td>19戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>中落合コーポラス</td> <td>1993</td> <td>10戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>住吉町コーポラス</td> <td>1996</td> <td>54戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>大久保三丁目アパート</td> <td>1980</td> <td>207戸</td> <td>鉄筋鉄骨コンクリート、鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>西新宿四丁目アパート</td> <td>1975</td> <td>40戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>河田町第二アパート</td> <td>1990</td> <td>24戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>河田町アパート</td> <td>1974</td> <td>30戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>弁天町コーポラス</td> <td>2015</td> <td>73戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>百人町三丁目事業住宅</td> <td>1991</td> <td>13戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>ファミリー柏木</td> <td>1994</td> <td>21戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>ファミリー柏木</td> <td>1994</td> <td>30戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>ファミリー北新宿</td> <td>1993</td> <td>20戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>ファミリー矢来町</td> <td>1994</td> <td>11戸</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> </tbody> </table>				名称	竣工年度	戸数	構造	南元町アパート	1975	16戸	鉄筋コンクリート	戸山一丁目アパート	1981	20戸	鉄筋コンクリート	西新宿コーポラス	1990	25戸	鉄筋コンクリート	百人町コーポラス	1990	14戸	鉄筋コンクリート	高田馬場コーポラス	1993	114戸	鉄筋コンクリート	早稲田南町コーポラス	1993	19戸	鉄筋コンクリート	中落合コーポラス	1993	10戸	鉄筋コンクリート	住吉町コーポラス	1996	54戸	鉄筋コンクリート	大久保三丁目アパート	1980	207戸	鉄筋鉄骨コンクリート、鉄筋コンクリート	西新宿四丁目アパート	1975	40戸	鉄筋コンクリート	河田町第二アパート	1990	24戸	鉄筋コンクリート	河田町アパート	1974	30戸	鉄筋コンクリート	弁天町コーポラス	2015	73戸	鉄筋コンクリート	百人町三丁目事業住宅	1991	13戸	鉄筋コンクリート	ファミリー柏木	1994	21戸	鉄筋コンクリート	ファミリー柏木	1994	30戸	鉄筋コンクリート	ファミリー北新宿	1993	20戸	鉄筋コンクリート	ファミリー矢来町	1994	11戸
名称	竣工年度	戸数	構造																																																																												
南元町アパート	1975	16戸	鉄筋コンクリート																																																																												
戸山一丁目アパート	1981	20戸	鉄筋コンクリート																																																																												
西新宿コーポラス	1990	25戸	鉄筋コンクリート																																																																												
百人町コーポラス	1990	14戸	鉄筋コンクリート																																																																												
高田馬場コーポラス	1993	114戸	鉄筋コンクリート																																																																												
早稲田南町コーポラス	1993	19戸	鉄筋コンクリート																																																																												
中落合コーポラス	1993	10戸	鉄筋コンクリート																																																																												
住吉町コーポラス	1996	54戸	鉄筋コンクリート																																																																												
大久保三丁目アパート	1980	207戸	鉄筋鉄骨コンクリート、鉄筋コンクリート																																																																												
西新宿四丁目アパート	1975	40戸	鉄筋コンクリート																																																																												
河田町第二アパート	1990	24戸	鉄筋コンクリート																																																																												
河田町アパート	1974	30戸	鉄筋コンクリート																																																																												
弁天町コーポラス	2015	73戸	鉄筋コンクリート																																																																												
百人町三丁目事業住宅	1991	13戸	鉄筋コンクリート																																																																												
ファミリー柏木	1994	21戸	鉄筋コンクリート																																																																												
ファミリー柏木	1994	30戸	鉄筋コンクリート																																																																												
ファミリー北新宿	1993	20戸	鉄筋コンクリート																																																																												
ファミリー矢来町	1994	11戸	鉄筋コンクリート																																																																												

令和6年度の評価（事業全体）

評価	適切	改善が必要
令和6年度 当初時点	主な課題	
	令和6年度の取組方針	
	<p>「新宿区公営住宅等長寿命化計画」（計画期間：平成30年度～令和9年度）の計画期間である10年の間に、区立住宅の大半が耐用年数の1/2を経過することから、適切な維持管理を行う必要があります。</p>	<p>建物の劣化状況を適切に把握し、状況に応じた計画的な修繕を行うことにより、予防的な維持管理に努めます。</p> <p>日常的な保守点検に努め、修繕を行う際には、長寿命化を図る視点から、効果的な修繕を行います。</p> <p>住宅管理データベースを活用し、団地、住棟、住戸単位の修繕・改善履歴データ等を整備し、住宅ストックに関する状況を適切に管理します。</p>
令和6年度 末時点	実績	
	<p>「新宿区公営住宅等長寿命化計画」に基づき、直近の区立住宅の劣化状況を踏まえ、修繕工事受託事業者と工事内容を検討の上、以下のとおり実施しました。</p> <p>【修繕工事実施状況】</p> <p>早稲田南町コーポラス 住吉町コーポラス ➤ ～ について修繕・改善を実施</p> <p>西新宿コーポラス ➤ 入札を実施しましたが、施工者不足、人件費及び資材の高騰により、応札がありませんでした。</p> <p>百人町コーポラス 劣化状況を確認し精査したところ、修繕の必要性がないと判断されたため、次の大規模修繕に合わせた修繕を検討しました。</p>	
	評価	
	<p>一部入札不調により未実施となった工事がありましたが、上記のとおり概ね計画的に修繕・改善を実施したため適切と評価します。</p>	
	主な課題	
	令和7年度の取組方針	
	<p>「新宿区公営住宅等長寿命化計画」（計画期間：平成30年度～令和9年度）の計画期間である10年の間に、区立住宅の大半が耐用年数の1/2を経過することから、適切な維持管理を行う必要があります。</p>	<p>建物の劣化状況を適切に把握し、状況に応じた計画的な修繕を行うことにより、予防的な維持管理に努めます。</p> <p>日常的な保守点検に努め、修繕を行う際には、長寿命化を図る視点から、効果的な修繕を行います。</p> <p>住宅管理データベースを活用し、団地、住棟、住戸単位の修繕・改善履歴データ等を整備し、住宅ストックに関する状況を適切に管理します。</p> <p>入札不調となった西新宿コーポラスについては、改めて令和7年度の実施を検討します。</p>

事業経費（令和6年度）

予算現額	988,359 千円
事業経費	907,561 千円
一般財源	492,620 千円
特定財源	414,941 千円
執行率	91.8 %
備考	事業経費には経常事業330「区営住宅の管理運営」との一体的な取組にかかる費用を含めて掲載しています。

外部評価意見と区の対応

	適切	改善が必要
評価	<p>「新宿区公営住宅等長寿命化計画」に則り、令和6年度は4住宅が修繕の対象であったが、そのうちの1件は建物の劣化状況から実施時期を他年度に変更し、別の1件は入札不調により計画どおりの実施ができなかった。年度計画に沿った実施ができなかった工事は予防保全の観点から計画されていたものであり、建物や施設において速やかな工事実施を必要とするような機能不全は起きていないため、工事予定が次年度以降に変更となっても支障がないことを確認した。加えて、入札不調に関しては所管課による要因分析が行われており、令和7年度にはスケジュール面の対応が図られていることを確認した。</p> <p>以上から、この事業は「適切」と評価する。ただし、入札に関する課題は継続している部分があるため、必要な工事を適切なタイミングで実施できるようにするための検討が引き続き行われることが望まれる。</p>	
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見	区の対応
	<p>入札に関しては、工費に加えて季節によって変動する業者の稼働状況なども考慮に入れた条件設定を検討するとともに、市場動向によっては予算面を見直す必要性を検証する視点も持って、住宅保障の基盤維持を確実に図ってほしい。</p> <p>定期点検および建物の劣化状況等の把握に基づいた計画的な修繕を、引き続き適切に実施してほしい。</p>	<p>建物の劣化状況を適切に把握し、予防的な維持管理に努めるとともに、入札にあたっては時期や金額等を考慮し、効果的な修繕に取り組んでいきます。</p> <p>引き続き、日常的な保守点検及び建物の劣化状況等の把握に努めながら、適切に修繕を実施していきます。</p>
その他意見・感想	<p>本事業からは引いた視野からの意見になるが、住宅セーフティネットの一環で一定規模の区立住宅を維持していく区の方針は理解できる一方で、今後区立住宅の老朽化がより進んでいくことを踏まえ、住宅セーフティネットの事業趣旨を継続しつつ、区が確保する住宅ストックについて、借上型・所有型の構成を将来的にどうしていくかの検討を深めていてほしい。</p> <p>区営住宅は、住宅セーフティネットとして、区が一定規模の施設を維持していく必要があります。</p> <p>借上型は所有者との契約期間の満了を迎えることから、借上型・所有型の区立住宅全体のあり方について検討を進めていきます。</p>	

令和7年度の状況（事業全体）

	課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初	<p>「新宿区公営住宅等長寿命化計画」（計画期間：平成30年度～令和9年度）の計画期間である10年の間に、区立住宅の大半が耐用年数の1/2を経過することから、適切な維持管理を行う必要があります。</p>	<p>建物の劣化状況を適切に把握し、状況に応じた計画的な修繕を行うことにより、予防的な維持管理に努めます。</p> <p>日常的な保守点検に努め、修繕を行う際には、長寿命化を図る視点から、効果的な修繕を行います。</p> <p>住宅管理データベースを活用し、団地、住棟、住戸単位の修繕・改善履歴データ等を整備し、住宅ストックに関する状況を適切に管理します。</p> <p>入札不調となった西新宿コーポラスについては、改めて令和7年度の実施を検討します。</p>
令和7年度 9月末	実績	
	<p>「新宿区公営住宅等長寿命化計画」に基づき、直近の区立住宅の劣化状況を踏まえ、修繕工事受託事業者と工事内容を検討の上、以下のとおり実施しています。</p> <p>【修繕工事実施状況】</p> <p>西新宿四丁目アパート 大久保三丁目アパート 西新宿コーポラス 河田町アパート</p> <p>➤ ～ について修繕工事契約を締結</p> <p>百人町三丁目事業住宅 高田馬場コーポラス 早稲田南町コーポラス 百人町コーポラス 中落合コーポラス 弁天町コーポラス ファミーユ柏木</p> <p>➤ ～ について修繕工事契約準備</p> <p>河田町第二アパート 高田馬場コーポラス</p> <p>➤ について修繕工事中</p>	
	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
令和8年度 予算編成時	<p>「新宿区公営住宅等長寿命化計画」（計画期間：平成30年度～令和9年度）の計画期間である10年間に、区立住宅の大半が耐用年数の1/2を経過することから、適切な維持管理を行う必要があります。また、当該計画の更新も近づいており、老朽化対策を見込んだ維持管理が必要です。</p>	<p>建物の劣化状況を適切に把握し、状況に応じた計画的な修繕を行うことにより、予防的な維持管理に努めます。</p> <p>日常的な保守点検に努め、修繕を行う際には、長寿命化を図る視点から、効果的な修繕を行います。</p> <p>住宅管理データベースを活用し、団地、住棟、住戸単位の修繕・改善履歴データ等を整備し、住宅ストックに関する状況を適切に管理します。</p> <p>民間事業者の創意工夫やノウハウを活用して、入居申込のオンライン化の実施、区民からの問合せ窓口の一元化を行い、区民サービスの更なる向上を図るため、区立住宅の入居から修繕までの維持管理に関する複数業務を包括的に委託する「包括委託」を導入します。</p> <p>昨今の人材不足等を踏まえ、新宿区立住宅管理条例の一部改正により、区立住宅の管理を委託できる対象を、「公共団体又は公共的団体のみ」から「全ての事業者」に拡充することで、安定した区立住宅の維持管理を行っていきます。</p>

経常事業評価シート

所管部	みどり土木部
所管課	道路課

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	2	公共施設マネジメントの強化
経常事業	659	道路の維持保全
関係法令	道路法	
関係計画等	新宿区公共施設等総合管理計画	

事業概要	<p>道路施設のアセット・マネジメントの考え方にに基づき、計画的に修繕を実施し、区道の安全な維持管理を行います。</p> <p>1 アセット・マネジメントとは 管理する施設の状況を定量的に把握するとともに、科学的分析、評価による中長期的な状況予測に基づいて維持、修繕及び改修を計画的かつ効率的に行うことにより、施設利用の利便性や安全性の向上と中長期的財政コストの低減を両立させることです。</p> <p>2 計画的かつ効率的な区道の維持管理 アセット・マネジメントの考え方にに基づき、下記のとおり、舗装状況の定量的な把握や修繕箇所の選定を行うことで、区道の安全性の向上と補修費用の低減を図っています。</p> <p>(1)路面性状調査の実施 平成24年度を初年度として5年に1回、路面性状調査を行っています（最新は令和4年度調査）。路面性状調査では、舗装のひび割れやわだち掘れ、平坦性の情報を専用機器を搭載した車両によって測定し、舗装状態を数値化することで、舗装の劣化度合いを把握することができます。</p> <p>(2)工事箇所の選定 道路は劣化が進むほどに補修費用が加速度的に大きくなっていくことから、道路の劣化をあらかじめ予測して早期に補修を行うことが重要です。 路面性状調査の結果を活用して路面状況が悪い路線を抽出するとともに、区職員の目視による調査を経て、工事箇所を選定しています。</p>
------	--

令和6年度の評価（事業全体）

評価	適切	改善が必要
令和6年度 当初時点	<p>主な課題</p> <p>道路は定期的に点検を行い、適切な補修を行う必要があり、常に健全な状態を維持する対応が求められます。</p>	<p>令和6年度の取組方針</p> <p>予防保全型管理の観点から、令和4年度に実施した路面性状調査の結果を活用して路面状況が悪い路線を抽出するとともに、道路監察・調査等による点検を実施した上で工事箇所を選定することで、効率的な維持管理に取り組んでいきます。</p>
	<p>実績</p> <p>路面性状調査の結果を活用して路面状況が悪い路線を抽出するとともに、日常の道路監察のほか、区職員による道路調査を実施した上で、早期修繕が必要な箇所を抽出し、道路維持工事の候補路線を選定しました。 道路維持工事候補 11路線</p>	
令和6年度 末時点	<p>評価</p> <p>道路調査に基づき、令和7年度の道路維持工事の路線を選定できたことから適切であったと評価します。</p>	
	<p>主な課題</p> <p>道路は定期的に点検を行い、適切な補修を行う必要があり、常に健全な状態を維持する対応が求められます。</p>	<p>令和7年度の取組方針</p> <p>予防保全型管理の観点から、路面性状調査の結果を活用して路面状況が悪い路線を抽出するとともに、道路監察・調査等による点検を実施した上で工事箇所を選定することで、効率的な維持管理に取り組んでいきます。</p>

事業経費（令和6年度）

予算現額	784,953 千円
事業経費	713,250 千円
一般財源	276,428 千円
特定財源	436,822 千円
執行率	90.9 %
備考	<p>事業経費には経常事業459「道路の維持管理」との一体的な取組にかかる費用を含めて掲載しています。 【特定財源】 道路占用料、諸料金受入れ</p>

外部評価意見と区の対応

評価	適切	改善が必要
評価	<p>アセットマネジメントの考え方に基づいて、令和4年度に実施された路面性状調査の結果を元に予防保全型の補修工事を計画的に実行することで、中長期的なコストの低減と安全性維持が図られた。以上より、本事業は「適切」と評価する。</p>	
今後の取組の 方向性に対する 意見	<p>外部評価意見</p> <p>経常事業495「道路の維持管理」と一体的に、道路監察および雨水樹の清掃等による冠水対策、さらには歩道面の適切な勾配確保を含む道路の適正な維持管理に力を注いでほしい。また、道路の不具合への対応については区が導入・運用しているLINEによる道路通報システムが有効であることから、区民に対しても一層の周知を図りたい。</p>	<p>区の対応</p> <p>区道の適正な維持管理のため、道路監察および雨水樹の清掃等による冠水対策を行うとともに、バリアフリーの観点から歩道面の適切な勾配を確保するよう維持工事等を実施していきます。 また、道路の不具合への対応については区が導入・運用しているLINEによる道路通報システムが有効であることから、区民に対し、広報新宿や区ホームページ・SNSの活用等により一層の周知を図っていきます。</p>

その他意見 感想	<p>区では、毎年区内道路の対象路線について路面下空洞調査を実施しており、車道は3年に一度、歩道は4年に一度のサイクルで、路面下に空洞が生じていないかの点検と、それに基づく必要な対策を実施していることが確認できた。</p>	<p>今後も引き続き路面下空洞調査を実施し、道路の適切な維持管理に取り組んでいきます。</p>
	<p>雨水樹の清掃に関しては、雨水樹の中にたばこごみのポイ捨てをしたり、掃き掃除した落ち葉を落としたりしないよう、地域との連携や協力の呼び掛けも重要であると感じた。</p>	<p>たばこごみのポイ捨て、落ち葉掃除等に関しては、地域との連携や協力の呼び掛けを、今後も引き続き実施してきます。</p>

令和7年度の状況（事業全体）

当年度の状況
取組方針 /
区
の
総合判断

	課題	令和7年度取組方針
令和7年度 当初	<p>道路は定期的に点検を行い、適切な補修を行う必要があり、常に健全な状態を維持する対応が求められます。</p>	<p>予防保全型管理の観点から、路面性状調査の結果を活用して路面状況が悪い路線を抽出するとともに、道路監察・調査等による点検を実施した上で工事箇所を選定することで、効率的な維持管理に取り組んでいきます。</p>
令和7年度 9月末	実績	
	<p>路面性状調査の結果を活用して路面状況が悪い路線を抽出するとともに、日常の道路監察のほか、区職員による道路調査を実施した上で、早期修繕が必要な箇所を抽出し、道路維持工事の候補路線を選定しました。 令和8年度道路維持工事候補 8路線</p>	
	課題	令和8年度取組方針（区総合判断）
令和8年度 予算編成時	<p>道路は定期的に点検を行い、適切な補修を行う必要があり、常に健全な状態を維持する対応が求められます。</p>	<p>予防保全型管理の観点から、路面性状調査の結果を活用して路面状況が悪い路線を抽出するとともに、道路監察・調査等による点検を実施した上で工事箇所を選定することで、効率的な維持管理に取り組んでいきます。</p>

経常事業評価シート

所管部	総合政策部
所管課	本庁舎対策等担当課

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	2	公共施設マネジメントの強化
経常事業	662	本庁舎整備検討調査
関係法令	-	
関係計画等	新宿区公共施設等総合管理計画	

事業概要	<p>区役所本庁舎及び分庁舎は、機能の分散化や窓口の待合スペースの混雑など様々な課題を抱えているため、今後のあり方について、調査・検討を実施します。</p>
	<p>本庁舎整備検討調査業務委託等 本庁舎整備に関する庁内検討結果を取りまとめた「庁舎のあり方庁内検討結果報告書」を踏まえ、専門的知見に立った詳細な検討・調査を業務委託により行い、本庁舎整備における区の取組の方向性を整理します。</p>

内部評価

令和6年度の評価（事業全体）

評価	適切	改善が必要
令和6年度 当初時点	<p>現在の本庁舎等は、機能の分散化や窓口の待合スペースの混雑など様々な課題を抱えているため、本庁舎整備に関する調査・検討が必要です。</p>	<p>令和6年度の取組方針 「庁舎のあり方庁内検討結果報告書」を踏まえ、専門的知見に立った詳細な検討・調査を業務委託により行います。 本庁舎整備検討調査業務報告書を踏まえ、本庁舎整備における区の取組の方向性を整理します。</p>
	実績	
令和6年度 末時点	<p>本庁舎整備に関する調査・検討を業務委託により行い、現本庁舎における課題や新庁舎で求められる機能、必要面積を整理するとともに、候補地、整備手法、資金調達手法、跡地活用手法、スケジュール、財政負担等に関する検討を深度化しました。また、本庁舎整備検討調査業務報告書では、新庁舎整備に向けた財政負担やまちづくりに関する検討課題が示されました。</p> <p>本庁舎整備検討調査業務報告書を踏まえ、関連経費も含めた庁舎建設費等の試算やまちづくりに関する検討を行うなど、本庁舎整備における区の取組の方向性を整理しました。</p>	
	評価	
	<p>本庁舎整備に関して専門的見地に立った詳細な検討・調査を行うとともに、本庁舎整備検討調査業務報告書で示された検討課題の検討を深め、本庁舎整備における区の取組の方向性を整理していることから、適切と評価します。</p>	
	<p>主な課題</p> <p>現本庁舎等が抱える課題である「十分な区民サービス等が困難」「災害時の防災拠点としての機能の強化が必要」「環境性能が不足」「将来の変化への対応や長期的な有効利用が困難」「働きやすい執務空間が不十分」の同時かつ抜本的な解決には、新庁舎整備を行うことが必要です。</p>	<p>令和7年度の取組方針 新庁舎整備の資金計画案を作成するとともに、新庁舎整備に関する基金創設を検討します。 独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）に庁内検討へのアドバイザー参加を依頼し、庁舎建設を契機としたまちづくりに関して検討します。</p>

事業経費（令和6年度）

予算現額	21,687 千円
事業経費	21,684 千円
一般財源	21,684 千円
特定財源	0 千円
執行率	100.0 %

備考	
----	--

外部評価意見と区への対応

	適切	改善が必要
評価	<p>今回、外部評価委員会部会として本庁舎等の視察を行った。現本庁舎での行政活動に対する建物スペースは限界に近づいていることが観察された。そうした状況にあつて、「庁舎のあり方庁内検討結果報告書」（令和5年3月）で示された方向性を具体化するかたちで、本事業が、年度当初の取組方針に沿って調査・検討、整理を進めたことから、この事業の実施状況は「適切」と評価する。</p>	
	外部評価意見	区への対応
今後の取組の方向性に対する意見	<p>各論的な視点と並んで検討の次段階を見据えた総合的な視点も引き続き持ちつつ、本事業が着実に推進されることを期待する。</p> <p>その際、数十年先を見据えて、区のシンボリック存在にすることと併せて規模の大きい区庁舎に集中させた方が効率的で区民サービスの向上につながる業務や行政資源と、特別出張所などに分散した方が望ましい業務やサービスとが、それぞれどのようなものであるのかについての検討も深めてもらいたい。</p> <p>庁舎に持たせる機能あるいは区の資源配置の態様は、デジタル技術の活用法を含む業務のあり方、総合窓口の設置といったサービス提供の仕方、さらには職員の働き方をどのように定義するのかによって自由度が高められる面もある。今後の調査・検討がその見地から、他の自治体の事例を参照しつつ、業務のあり方や職員の働き方という点にも重点を置いて行われることを期待する。</p>	<p>本庁舎整備検討調査業務報告書では、本庁舎から分散した第一分庁舎、第二分庁舎、第二分庁舎分館、第二分庁舎分館分室及び健康部分室を含めて新庁舎整備の対象としており、新庁舎の想定延床面積を約44,600㎡と算定しています。</p> <p>新庁舎整備の検討に当たっては、区民の利便性の確保や区民サービスの向上等の視点を踏まえ、新たな時代の庁舎に求められる機能等を検討するとともに、地域のミニ区役所として総合窓口サービスを展開している特別出張所との役割分担の視点も持ちながら、庁舎機能の検討を深めています。</p> <p>庁舎に持たせる機能や業務のあり方等については、新庁舎整備における基本構想・基本計画での検討を想定しており、DXの進展やICTの一層の利活用等を踏まえるとともに、先進自治体の成功事例などを参考に検討していきます。また、職員の働き方の検討に当たっては、職員アンケート調査や執務環境調査等、どのようなアプローチが有効かも含めて検討を進めていきます。</p> <p>新庁舎整備については、区全体に影響が及ぶため、総合的な視点を持ち、取組を進めていきます。</p>
	<p>現在、3つの敷地を候補地としているが、本庁舎・分庁舎を建て替える場合の仮庁舎の確保、および、その際の費用や、仮庁舎期間の区民や職員への影響といった点については、まだ具体化していないように見受けられる。また、現庁舎を建て替える場合は、庁舎の引っ越しを2回行う必要があり、仮庁舎のための借上げ施設の確保等に課題があるという点を、事業スケジュールの評価・検討においては十分に考慮する必要がある。今後、それらの点についても検討を深めてもらいたい。</p>	<p>本庁舎整備検討調査業務報告書において、候補地としての適性ありと評価した3つの候補地について、課題の分析や対応案の検討、財政負担の整理を行いました。今後、候補地の選定を進めるに当たっては、与条件の整理等、さらに検討が必要であると考えています。</p> <p>ご意見のとおり、現庁舎を建て替える場合には、仮庁舎の確保や仮移転が必要になるなど、候補地ごとに生じる課題について、多角的な視点で検討を進めていきます。</p>
その他意見・感想	<p>今回、新庁舎に求められることを区民目線、職員目線など多面的に検討されていること、また、現在の区有地の中から容積率などを加味して必要な敷地面積が確保できる土地を幅広く分析して候補地が検討されていることを知ることができた。</p>	<p>新庁舎整備については、庁内検討や業務委託による専門的見地に立った詳細な検討など、多面的かつ幅広い検討を進めてきました。今後も、候補地の選定や新庁舎整備における基本構想・基本計画の策定などにおいて、検討状況に応じて適切に区民への情報提供を行っていきます。</p>
	<p>現本庁舎は新宿サブナードに直結しており、来庁者や職員にとって利便性の優れた立地にある。新庁舎整備にあつては、こうした利便性を維持・向上させる視点から、必要に応じて新宿駅周辺の再開発事業などとも連携を取りながら、駅との接続性や動線の確保についても検討してほしい。</p>	<p>新庁舎整備の候補地選定において、来庁者や職員にとっての利便性は重要な要素であると考えています。本庁舎整備検討調査業務報告書では、利便性やまちづくり等の評価項目により評価して候補地を整理しており、引き続き、候補地周辺の開発計画等の動向も注視しながら、候補地の選定など新庁舎整備の取組を進めていきます。</p>
	<p>現在の本庁舎は老朽化はしているものの特徴的な意匠を備えており、愛着を感じている区民も少なくないはずである。本庁舎を移転することになった場合には、現本庁舎の一部を図書館やホールなどの形で残して活用することも検討してほしい。</p>	<p>他自治体では、旧庁舎の意匠を残す取組を行っている事例があります。区でも、新庁舎整備の際には、旧庁舎の歴史や人々の思いを継承するような工夫も含めて、引き続き研究していきます。</p>

	<p>新庁舎整備は、区民が夢と誇りを持てる施設となるよう、職員が働きやすく、来庁者にも温かく対応できる環境づくりを目指して進めてほしい。</p>	<p>新庁舎整備の取組を進めるに当たっては、区民の利便性の確保や区民サービスの向上等の視点として、よく利用される行政手続きを低層階に集約することや、地域コミュニティの形成や活性化に寄与するような交流スペースの創出などについて検討するとともに、多様なワークエリアの整備などによる職員の働きやすさの確保等についても検討していきます。</p>
--	--	--

当年度の状況 / 次年度の取組方針（区の総合判断）

令和7年度の状況（事業全体）

	課題	令和7年度の取組方針
令和7年度当初	<p>現本庁舎等が抱える課題である「十分な区民サービス等が困難」「災害時の防災拠点としての機能の強化が必要」「環境性能が不足」「将来の変化への対応や長期的な有効利用が困難」「働きやすい執務空間が不十分」の同時かつ抜本的な解決には、新庁舎整備を行う必要があります。</p>	<p>新庁舎整備の資金計画案を作成するとともに、新庁舎整備に関する基金創設を検討します。 独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）に庁内検討へのアドバイザー参加を依頼し、庁舎建設を契機としたまちづくりに関して検討します。</p>
令和7年度9月末	実績	
令和8年度予算編成時	<p>本庁舎等については、分散化、狭あい化が進む現本庁舎等の課題を解決するため、また、今後も経年劣化が進むことで、いずれ建物を安全に維持し続けられなくなる時期を迎えるため、今後の庁舎の建替えを要する時期の到来を見据え、新庁舎整備の取組を進める必要があります。</p>	<p>令和8年度の取組方針（区の総合判断） 令和7年12月に設置した庁舎整備基金については、社会経済情勢や財政状況等を踏まえながら、新庁舎整備における資金計画に基づき、適切に積み立てます。なお、資金計画については、今後の建設工事費の高騰や金利上昇の可能性などを踏まえ、継続的に見直していきます。 新庁舎整備については、引き続き、候補地の選定に関する条件の整理とともに、各候補地における収益性の検討など、着実に取組を進めていきます。</p>

経常事業評価シート

所管部	総務部
所管課	施設課

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	2	公共施設マネジメントの強化
経常事業	665	区公共施設の計画保全
関係法令	建築基準法	
関係計画等	新宿区公共施設等総合管理計画	

事業概要	<p>区施設の管理者へ予防保全を目的とした修繕計画を提案します。また、「建築基準法」に基づく法定点検(定期点検)を行い調査結果をデータ化する業務委託を実施し、その調査結果を修繕計画に反映させます。</p>
	<p>1 建築物保全業務支援システムの運用 計画的な予防保全を実施し区財政の効率的な執行と予算の平準化を図るとともに、工事等予算見積もりを円滑に実施するため平成16年度に建築物保全業務支援システムを構築しました。 建築物保全業務支援システムに区有施設の現況や劣化度の調査結果等をデータベース化し、その情報を予防保全の考え方に立った修繕計画の策定に活用します。</p> <p>2 法定点検(定期点検) 建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき、平成18年度から業務委託により点検を実施しています。これらの調査結果により、施設の劣化状況等を適切に把握します。 また、建築基準法改正により、平成23年度に外壁の全面打診点検、平成28年度に防火設備点検を追加しました。</p>

内部評価

令和6年度の評価(事業全体)

評価	適切	改善が必要
----	----	-------

令和6年度の評価(取組別)

取組1	建築物保全業務支援システムの運用	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	計画的な予防保全を実施するため、建築物保全業務支援システムを適正に運用していくことが必要です。	建築物保全業務支援システムを適正に運用していきます。
令和6年度 末時点	実績	
	建築物保全業務支援システムの適切な運用のため、次の業務委託等を実施 ・ 建築物保全業務支援システム機器等保守業務委託契約 ・ 機器賃貸借契約 ・ 建築設備CADソフトウェア賃貸借契約	
	評価	
	建築物保全業務支援システムを支障なく運用しました。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
	計画的な予防保全を実施するため、建築物保全業務支援システムを適正に運用していくことが必要です。	建築物保全業務支援システムを適正に運用していきます。

取組 2	法定点検（定期点検）	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	区施設内に受託者が立ち入り点検を実施することから、区施設管理者の協力が不可欠です。 点検結果を速やかに区施設管理者等に通知し、指摘事項の改善等を促していくことが必要です。	受託者による点検の日程調整について、区施設管理者に協力を要請し、適切な点検の実施を図ります。 点検時に受託者が早急に改善対応が必要と判断した場合、定期点検結果連絡票を施設管理者に交付し改善を促します。
令和6年度 末時点	実績	
	法定点検の実施について施設管理者に協力要請を行い、159施設の定期点検を適切に実施 ・建築物点検 45施設 ・建築設備点検 159施設 ・防火設備点検 117施設 ・外壁点検 4施設 早急に改善対応が必要と判断した112施設について、定期点検結果連絡票を施設管理者に交付し改善を促進	
	評価	
	点検の実施にあたり、区施設管理者と事前に調整を行い、円滑に点検を実施しました。 法定点検実施後、各施設管理者に対し速やかに点検結果を通知のうえ指摘事項をデータ化し、今後の修繕計画に反映するとともに、定期点検結果連絡票を施設管理者に交付し、改善を促しました。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度の業務委託内容を精査し、早期に業務着手できるように準備を進めていくことが必要です。 点検結果を速やかに区施設管理者に通知し、指摘事項の改善等を促していくことが必要です。	早期に点検調査に入れるよう施設管理者に協力の要請を行い、適切な点検の実施を図ります。 点検時に受託者が早急に改善対応が必要と判断した場合、定期点検結果連絡票を施設管理者等に交付し改善を促します。	

事業経費（令和6年度）

予算現額	44,747 千円
事業経費	44,325 千円
一般財源	44,325 千円
特定財源	0 千円
執行率	99.1 %
備考	

外部評価意見と区の対応

評価	適切	改善が必要
	建築物保全業務支援システムの運用、および、法定点検に関する取り組みはいずれも、年度の取組方針に沿って計画的に実施されたことから「適切」と評価する。	
意見	外部評価意見	区の対応
	施設管理者に対して点検結果を通知して指摘事項の改善を促したあとのフォローアップも、しっかり行ってほしい。	施設管理者に対して点検結果を通知し、指摘事項の改善を促すとともに改善報告書の提出を求め、改善の実施状況を把握するなどのフォローアップを実施しています。
その他意見 ・感想	法定点検による立ち入り検査時に施設管理者の協力がよりスムーズに得られるようにするための有効な方策について、検討が進められることを期待する。	点検対象の施設数が多いため、受託者による立ち入り点検日時等の調整に時間を要することから、対象施設を分割し複数の受託者が同時に点検調査を実施することで、施設管理者の協力をスムーズに得られるように対応します。
	所管課が作成する内部評価シートの「主な課題」欄の記載内容について、主に業務タスクが課題として記されているように読める。目的に対する手段の有効性を評価・検証する視野から、タスクを遂行する上での改善点とそれへの対応策の検討を引き続き行いつつ事業を推進してほしい。	業務タスクを遂行する上での業務課題について、建築物保全業務支援システムを活用しながら、その改善点と対応策の検討を継続して行い事業を推進していきます。

令和7年度の状況（取組別）

取組1	建築物保全業務支援システムの運用	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	計画的な予防保全を実施するため、建築物保全業務支援システムを適正に運用していく必要があります。	建築物保全業務支援システムを適正に運用していきます。
令和7年度 9月末	実績	
	建築物保全業務支援システムの適切な運用のため、次の業務委託等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物保全業務支援システム機器等保守業務委託契約 2件 ・ 機器賃貸借契約 3件 ・ 建築設備CADソフトウェア賃貸借契約 1件 	
令和8年度 予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	建築物保全業務システムによる作成データは、紙印刷のうえ決裁処理を行っているため、ペーパーレス化に対応できておらず、効率的なシステムの運用が行えていません。	建築物保全業務システムによる作成データを文書管理システムによる電子決裁に関連付けできるよう改善を行い、効率的なシステムの運用を図ります。

取組2	法定点検（定期点検）	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	区施設内に受託者が立ち入り点検を実施することから、区施設管理者の協力が不可欠です。 点検結果を速やかに区施設管理者等に通知し、指摘事項の改善等を促していく必要があります。	受託者による点検の日程調整について、区施設管理者に協力を要請し、適切な点検の実施を図ります。 点検時に受託者が早急に改善対応が必要と判断した場合、定期点検結果連絡票を施設管理者に交付し改善を促します。
令和7年度 9月末	実績	
	法定点検の実施について159施設の施設管理者に協力要請し、定期点検を順次適切に実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設備点検 102施設 ・ 外壁点検 4施設 早急に改善対応が必要と判断した42施設について、定期点検結果連絡票を施設管理者に交付し改善を促進 定期点検の実施に関する普及啓発のため各施設管理者等に研修会を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者 23課43名 	
令和8年度 予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	点検対象の施設数が多いため、受託者による区施設管理者との立ち入り日程調整や立ち入り点検の実施に時間を要することが課題となっています。 点検による指摘事項について区施設管理者等に早期の改善等を促すため、点検結果を速やかに通知する必要があります。	立ち入り点検をスムーズに実施するため、点検対象施設を分割して委託することにより、複数の受託者が施設側と点検実施の調整を行い、点検調査を実施していきます。 点検調査時に受託者が早急に改善対応が必要と判断した場合、定期点検結果連絡票を施設管理者に直接交付し、維持管理への意識向上を図るなど早期の改善を促す取組を実施していきます。

経常事業評価シート

所管部	みどり土木部
所管課	土木管理課

基本政策		健全な区財政の確立
個別施策	2	公共施設マネジメントの強化
経常事業	666	土木アセットマネジメントシステムの運用
関係法令	みどり土木部アセットマネジメントの推進に関する要綱	
関係計画等	新宿区公共施設等総合管理計画	

事業概要	<p>アセット・マネジメントの考え方に基づき構築した土木アセットマネジメントシステム（GIS）を利用し、道路・橋りょう・公園など土木施設の情報をシステム管理します。また、GISは地図上に情報をプロットすることができ、情報共有や可視化に役立つものでさまざまな業務に応用可能なことから、全庁的な利活用を推進する取組を実施します。</p> <p style="text-align: center;">Geographic Information System（地理情報システム）の略</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 システムの管理運用 システム機器の賃貸借（通年） システムの運用保守（通年） データ作成及び改良等委託の実施（随時） 2 搭載情報のメンテナンス及び新規情報の搭載 搭載したデータに変更が生じた場合に事業課と調整を行いながらメンテナンスを行います。 事業課からの新規情報の搭載要望に基づき、打合せ・データ作成・委託業者調整・実装・検証等の業務を行います。 3 全庁での利活用促進 GIS研修の実施（5月、7月、11月） GISの機能を習得し様々な業務に利活用できる職員の育成を目的とし、全庁から受講希望を募って操作研修を実施します。 全庁での利活用のためのサポート（通年） 上記研修を受講した職員などが実際にGISを業務に利活用する際、アドバイスをするなど適宜サポートを実施します。 4 路面性状調査 平成24年度を初年度として、5年に一度アセットマネジメントの評価に必要な路面性状調査を行っています。 （最新は令和4年度調査）
------	--

令和6年度の評価（事業全体）

評価	適切	改善が必要
----	----	-------

令和6年度の評価（取組別）

取組 1	搭載情報のメンテナンス及び新規情報の搭載	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	システムにおける情報管理を適切に行っていく必要があります。	GISに搭載した情報のメンテナンスを定期的に行うほか、事業課の要望に基づき新規情報の搭載を進めます。
令和6年度 末時点	実績	
	(1) 既存情報のメンテナンス 令和6年度は72件について対応（情報の修正、設定情報の変更、関連データ作成等）	
	(2) 新規情報の搭載 令和6年度は10件について対応	
	評価	
	いずれの取組についても、事業課と綿密な調整を行い滞りなく対応しました。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
	庁内でのGIS利用の広まりとともに搭載情報も年々増加していることから、今後も適切に情報管理を行っていくための取組が必要です。	業務支援や連絡会議等により利用課との連携を強化し、適切な情報管理を行います。

取組 2	全庁での利活用促進	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	GISの有用性を全庁的に認知させるとともに、区全体の優れた政策形成に寄与するため職員の操作スキルを向上させる必要があります。	職員向けGIS研修の実施 活用レベルに応じて 入門編（5月） 基礎編（7月） 応用編（10月）を実施 GIS利用者のためのサポートの実施
令和6年度 末時点	実績	
	(1) 職員向けGIS研修の実施 全庁を対象に受講希望者を募り実施 計5回実施、33名受講（ 入門編：2回14名 基礎編：2回16名 応用編：1回3名）	
	(2) GIS利用者のためのサポート GISの操作補助及び活用支援等（随時実施）	
	評価	
	庁内配信GIS（ぼくらのGIS）のログイン実績について、令和6年度は73,436件と前年度比で4,633件増加しており、利活用が促進されていることが確認できます。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
	現在、庁内全体での利用課は31を数え、ログイン実績も増加傾向にある一方、その多くはみどり土木部や都市計画部等、一部の部署での利用に留まっています。今後はより幅広く全庁での利活用を促進するため、取組を進める必要があります。	引き続き職員向けの研修及びサポートを行っていくほか、DX化の観点からも庁内でのさらなる周知に取り組みます。

事業経費（令和6年度）

予算現額	23,196 千円
事業経費	22,877 千円
一般財源	22,877 千円
特定財源	0 千円
執行率	98.6 %

備考	
----	--

外部評価意見と区の対応

	適切	改善が必要
評価	<p>システムの安定的な管理運用がなされており、全庁的な利活用の促進も図られていることから、本事業の実施状況は「適切」と評価する。ただし、特にシステムの利活用拡大については課題もあり、今後の取組に期待する。</p>	
	外部評価意見	区の対応
今後の取組の方向性に対する意見	<p>システムの全庁的な利活用拡大を図る方法に関して、研修の案内や研修自体の内容に、区内外の多様な分野での活用例を紹介するなどして、システムを活用した業務効率化やサービス向上について具体的に考えてもらえるようにすることが有効ではないか。また、各部署の抱える課題を把握し、それへの対応として本システムのユースケースを提示し、その具体化を図るというアプローチもあり得る。</p>	<p>システムの全庁的な利活用拡大を図るため、有用な活用事例を紹介するメール等を定期的に全庁へ送付し、その際に各所管課の課題を把握できるような手法を検討していきます。</p> <p>本事業では現在、庁内及び区ホームページで公開しているシステムのログイン実績を定期的に集計することで、職員や区民のシステム利活用状況を確認しています。今後も、効果的な指標設定について研究していきます。</p> <p>引き続き区民の利便性向上及び業務効率化を進めるため、利用課との連携の強化や適切な情報管理を行ってまいります。</p>
	<p>本事業を推進する上で、指標の工夫も考えられるのではないかと。具体例として、区の扱う情報の電子化率、システムで完結に行える業務数/率、システムの利用により削減された工数などを指標に設定することが挙げられる。そうした指標があると、システムの利活用状況や効果が区民にもより見えやすいものになるはずである。</p>	
	<p>システムへの新規情報の搭載を円滑かつ確実にを行うための運用面での改善と、区民の利便性向上と区行政の効率化につながるシステムの利活用拡大がさらに進むことを期待する。</p>	
その他意見・感想	<p>サービスを利用する区民の視点からすると、たとえば道路調査の際、都市計画課と土木管理課のそれぞれで、都度、紙で依頼書を作成しなければならないことには負担を感じる。行政のデジタル化に対する社会的要請は今後ますます高まっていくはずである。そうした中で、電子的システムで完結できる業務や行政サービスを増やしていく必要があると考える。</p>	<p>窓口でそれぞれ申請紙が異なっており、利用者に負担をかけている点については課題として認識しています。区民の負担を軽減できる対策を検討してまいります。</p>

令和7年度の状況（取組別）

取組1	搭載情報のメンテナンス及び新規情報の搭載	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	庁内でのGIS利用の広まりとともに搭載情報も年々増加していることから、今後も適切に情報管理を行っていくための取組が必要です。	業務支援や連絡会議等により利用課との連携を強化し、適切な情報管理を行います。
令和7年度 9月末	実績	
	(1) 既存情報のメンテナンス 44件について対応（情報の修正、設定情報の変更、関連データ作成等） (2) 新規情報の搭載 12件について対応	
令和8年度 予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	庁内でのGIS利用の広まりとともに搭載情報や相談件数も年々増加しています。今後は、区ホームページ上に公開する情報も増えていくことが予想されます。	業務支援や連絡会議等により引き続き利用課との連携の強化や全庁の課題把握に努め、適切な情報管理を行います。

取組2	全庁での利活用促進	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	現在、庁内全体での利用課は31を数え、ログイン実績も増加傾向にある一方、その多くはみどり土木部や都市計画部等、一部の部署での利用に留まっています。今後はより幅広く全庁での利活用を促進するため、取組を進める必要があります。	引き続き職員向けの研修及びサポートを行っていくほか、DX化の観点からも庁内でのさらなる周知に取り組みます。
令和7年度 9月末	実績	
	(1) 職員向けGIS研修の実施 全庁を対象に受講希望者を募り実施 計4回実施、29名受講（入門編：2回16名 基礎編：2回13名）【 応用編：1回 令和7年11月】 (2) GIS利用者のためのサポート GISの操作補助及び活用支援等（随時実施）	
令和8年度 予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	GISへのログイン実績の多くはみどり土木部や都市計画部等、一部の部署での利用に留まっています。より幅広く全庁での利活用を促進するため、開かれた場でGISを学べる環境整備等の取組を進める必要があります。	引き続き職員へのサポートを行っていくほか、DX化の観点から研修動画でいつでも学べる環境の整備や課題解決の手法についての案内を進め、GISの有用性の周知に取り組みます。

テーマ別評価シート

所管部	総務部（危機管理担当部）、福祉部、子ども家庭部（子ども総合センター）、健康部、教育委員会事務局
-----	---

評価対象概要

評価対象テーマ	防災対策の強化	
区の施策体系における位置付け	新宿区総合計画（平成30(2018)年～令和9(2027)年）では、個別施策 -1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」でハード面の防災対策について、個別施策 -2「災害に強い体制づくり」でソフト面の防災対策について、それぞれの取組を定めている。	
評価対象選定の考え方	<p>区は、能登半島地震をはじめ、気候変動に伴う大型台風や、局地的集中豪雨などの災害が日本各地で発生しており、東京もいつ大災害が発生するか分からない状況となっていることを受け、以下の取組を重点的に推進することとしている。</p> <p>地域住民や消防、警察、ライフライン事業者等と連携した総合防災訓練を実施すること 地域交流館等の通所系施設の福祉避難所について、施設ごとの課題を踏まえた避難所の役割の明確化や、運営の具体化の検討などを実施し、福祉避難所の運営体制のさらなる強化を図ること マンションの防災対策については、戸別訪問により防災意識の啓発を図るとともに、エレベーター用防災キャビネットの支給や、防災備蓄品購入費助成を新たに開始し、自主防災組織の結成を促進していくこと 災害時における被災者生活再建支援の強化に向け、罹災証明書発行事務や住家被害認定調査をデジタル化するほか、職員に対する実践的な研修を行っていくこと 建築物等の耐震性強化については、木造・非木造・特定緊急輸送道路沿道建築物への耐震改修工事費補助を実施するほか、エレベーターの防災対策改修への助成を実施すること さらに、耐震性が特に十分でないブロック塀等を対象に、専門家のアドバイザー派遣制度を新設するほか、除却工事費に係る助成上限額を40万円から100万円に拡充すること</p> <p>（出典 「令和6年度区政の基本方針説明」の「2 令和6年度の区政運営の基本認識」）</p> <p>本テーマに関わる事業は多岐に渡ることから、令和7年度は、地域との連携が特に必要となる の取組を評価対象とする。</p>	
評価対象事業	計画事業29	高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実
	経常事業357	女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実
	経常事業358	福祉避難所の充実と体制強化
	経常事業359	災害用備蓄物資の充実
	経常事業372	災害訓練等の実施
	経常事業376	ペット防災対策事業

令和6年度の評価

	良好	おおむね良好	やや不十分	不十分
本テーマに対する区の取組状況	<p>14年ぶりに実施した総合防災訓練には、637名が参加しました。防災関係機関等の協力を得て、各種防災訓練・体験や連携訓練を合同で実施するなど、地域と一体となり防災力の向上を推進しました。</p> <p>避難所及び福祉避難所の機能維持を図るため、配備済の備蓄物資を計画的に更新するとともに、携帯トイレの追加配備を行いました。</p> <p>福祉避難所に指定されている施設のうち、高齢施設4所及び障害施設3所に対して、施設ごとの特性に応じた「福祉避難所開設キット」を作成することで、福祉避難所の運営体制強化を図りました。</p> <p>災害時要配慮者の安全確保に向けて、1,733名の新規作成対象者に対して要配慮者災害用セルフプランの作成を勧奨するとともに、介護事業者や関係団体等に向けて様々な機会をとらえて普及啓発を推進しました。</p> <p>以上のことから、「防災対策の強化」に対する区の取組状況について、おおむね良好と評価します。</p>			
課題 取組方針	課題		令和7年度の取組方針	
	総合防災訓練について、より多くの区民参加を促すための工夫が必要です。		様々な地域からの参加がしやすくなるような会場選定に努めるとともに、VR防災体験車や消防車等の大型車を会場に誘致するなど、区民の関心を集めるための取組を実施します。	
	避難所防災訓練については、訓練を形骸化させないための取組が求められています。		地域の実情に応じた実効性の高い訓練を行うとともに、避難所開設キットを活用した訓練の実施に向けた働きかけを行います。	
	学校や地域における防災教育の担い手不足を未然に防ぐ必要があります。		小中学校の児童・生徒と連携した避難所防災訓練を実施します。	
	避難所及び福祉避難所等における備蓄物資については、避難所の機能維持のため計画的な更新が必要です。 あわせて、国等の基準や昨今の災害事例、施設状況等を踏まえての臨機応変な対応も求められます。		避難所及び福祉避難所等に配備している備蓄物資を計画的に更新するとともに、必要に応じて追加配備を行います。	
災害時に要配慮者を収容する福祉避難所として指定される施設については、施設種別や所在地、施設管理者の習熟度等の特性の違いにより、それぞれ円滑な避難所運営にあたっての課題を抱えています。		施設の特性や課題を踏まえた訓練の実施や「福祉避難所開設キット」の作成など、福祉避難所の運営体制の強化に向けた支援の対象施設を増やしていくことで、災害時における要配慮者支援体制の充実を図ります。		

外部評価意見と区への対応

	良好	おおむね良好	やや不十分	不十分
評価	<p>総合防災訓練の14年ぶりの実施や避難所・福祉避難所の体制整備、備蓄物資の充実や計画的更新など、区では防災対策の強化のために多面的かつ積極的に取り組んでいることが確認できたことから、「おおむね良好」と評価する。</p>			
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見		区への対応	
	<p>総合防災訓練は定期的実施し、実施しない年度でも図上訓練などを継続実施することで、発災時における対応力の実効性の確保を図ってほしい。</p> <p>また、各避難所で実施される防災訓練については、参加者が自分たちで発災状況を想定しながら自主的に参加・運営する、実践的な参加型訓練の実施を推進してほしい。</p>		<p>今後も区民と地域の防災力向上を推進するため、また、関係機関との連携を図るため、代替的な取組方法も含め、総合防災訓練を継続して実施していきます。</p> <p>また、各避難所の防災訓練については、引き続き自主的かつ実践的な訓練の実施を推進するため、避難所開設キットを活用した開設訓練等を多くの避難所で実施していきます。</p>	
その他意見・感想	<p>区民の防災力向上には、平時からの啓発活動と具体的な行動指針の提示が不可欠である。広報新宿や区ホームページによる周知だけでなく、即時性の高いSNS等の活用や、新宿区防災ハンドブックの積極的活用により、多様な世代に向けた情報発信のため、発信内容や手段に工夫を図りながら、区民の防災意識についてより一層の啓発を進めてほしい。</p>		<p>今後も引き続き、広報新宿や区ホームページを通じた情報発信に加え、区公式LINEを活用し、平時から防災に関する情報を発信していきます。</p> <p>また、防災ハンドブックについては、多言語対応を行い、外国人に向けた情報発信を行っています。より一層の防災意識の啓発を図るため、世代やライフスタイルに応じた情報発信手段の工夫について検討していきます。</p>	
	<p>区で作成した「避難所開設キット」や、現在作成中の「福祉避難所開設キット」は、一般的なマニュアル型とは異なり、ファンクショナル・アプローチの視点を取り入れた機能型キットであり、発災時以外にも訓練などの場面で繰り返し活用できる優れた内容となっている。こうした有用性を踏まえ、他施設への展開や区内でのさらなる周知を進めてほしい。</p> <p>なお、このキットの特長について、ヒアリング時の説明だけでは十分に伝わりきらなかった。本テーマに限らず、今後区での事業実施に当たっては、必要な関係部署との横連携も深めながら、職員知識の研鑽と説明力の向上に向けた取組について、一層の充実を図られたい。</p>		<p>避難所開設キットは、避難所の開設から運営に至るまでの手順をわかりやすく示し、円滑に避難所を開設するために設置しており、各避難所に応じたカスタマイズを実施のうえ配備しています。</p> <p>区は、一次避難所に指定している各避難所の運営主体である地域住民等が発災時に手順書に基づいて主体的に行動できるよう、避難所開設キットの保管場所や取扱方法について周知を徹底し、区民が安心して避難できる環境の整備に努めていきます。</p> <p>また、福祉避難所については、各施設の管理者が運営しますが、同様の考え方に基づき福祉避難所開設キットを導入し運用しています。既に導入した17所については、福祉避難所開設キットを活用した訓練を実施しており、令和8年度は、新たに高齢施設5所、子育て支援施設等（高齢施設併設を除く）4所で導入を進めていきます。</p> <p>避難所開設キットは既に区内の全ての一次避難所施設で整備されているため、現時点で他施設へのさらなる展開は予定していませんが、引き続き福祉避難所開設キットの導入施設を着実に増やしていきます。</p> <p>今後も、この事業に限らず全ての事業の実施の際は、部署間の適切な連携と情報共有を図りつつ、区民に対しても分かりやすい情報提供を行います。</p>	

	<p>在宅避難の推奨にあたっては、各家庭での備蓄や行動指針について、より具体的な情報提供と啓発を行うとともに、在宅避難者が多くなるという前提を踏まえて備蓄を充実させるなど、在宅避難体制の強化をより一層図ってほしい。</p>	<p>区では、発災時の在宅避難者を支援するため、新宿区地域防災計画に基づき、約3万人の3日分の食糧品等を備蓄し体制を整備しています。</p> <p>また、令和6年度に実施した在宅避難啓発セットの全世帯配布では、各家庭における備蓄数量の目安や家具転倒防止対策の重要性のチラシ等を同封し、在宅避難の備えについての具体的な啓発を行いました。</p> <p>さらに、避難所防災訓練や防災講話等においても各家庭での備蓄や行動方針についての啓発を行っているところです。</p> <p>大地震による被害を最小限に抑えるためには、各家庭における自助の精神に基づく日頃からの備えが重要であることから、引き続き防災講話等の機会を捉え、日常備蓄などの備えについてより具体的な情報提供と啓発を図っていきます。</p>
	<p>区では、鉄道事業者や駅周辺企業等の民間企業を含む「新宿駅周辺防災対策協議会」において、帰宅困難者対策を中心に様々な連携を図っているとのことであった。今後は、このような協議会等の機会も活かしながら民間企業等との連携を強化することで、区の防災対策の取組をさらに前へ進めてほしい。</p>	<p>新宿駅周辺防災対策協議会では、新宿駅周辺の事業者やライフライン関係機関等とともに、帰宅困難者一時滞在施設の運営訓練をはじめ、講習会やセミナー等を毎年開催しています。</p> <p>引き続き、新宿駅周辺地域の防災力向上を図るため「東京都帰宅困難者オペレーションシステム（通称キタコンDX）」等のICTを活用した訓練等を実施するなど、民間企業等と連携した防災対策に取り組んでいきます。</p>

令和8年度の取組方針（区の総合判断）

次年度の取組方針
（区の総合判断）

課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
<p>課題 取組方針</p>	<p>総合防災訓練は、発災時における初動対応の円滑化が図られることから、今後も定期的な実施が求められます。また、訓練の開催に際しては、区民の参加促進を図る必要があります。</p> <p>避難所防災訓練は、訓練を形骸化させないため実効性の高い取組が求められています。また、学校や地域における防災教育の担い手不足を未然に防ぐため、小中学校の児童・生徒の訓練参加を促進する必要があります。</p>
<p>課題 取組方針</p>	<p>気候変動や人口動態の変化のほか、発災時間帯や区内の多様な地域特性に柔軟に対応できる備蓄体制の構築が求められています。</p> <p>大規模災害時の被害を最小限に抑えるためには、各家庭における日頃からの備えが重要であり、区民に対して広く普及啓発を行う必要があります。</p>
<p>課題 取組方針</p>	<p>一次避難所及び福祉避難所の運営体制については、常に区民ニーズの把握に努めながら強化を図る必要があります。</p>

要配慮者への支援にあたっては、セルフプラン送付後も記入状況や携帯の有無を確認するなど、支援者による声かけを通じて継続的なフォローアップを行う体制の構築が求められます。

介護事業者や関係団体等に対し、セルフプランの周知を図り、作成支援の依頼を行うとともに、更なる普及促進策や実効性の向上にむけて検討していきます。

計画事業評価シート

所管部	福祉部、子ども家庭部（子ども総合センター）、教育委員会事務局
所管課	地域福祉課、子育て支援課、子ども相談支援課、教育調整課

基本政策	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	
個別施策	2	災害に強い体制づくり
計画事業	29	－ 高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実
関係法令		
関係計画等	新宿区地域防災計画、新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、新宿区障害者計画・第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画	

令和7年度当初時点の計画内容

29	計画事業名	高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実	所管部	福祉部 子ども家庭部 教育委員会事務局	新規
事業概要		<p>区では、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、逃げないですむ安全なまちづくりを目指しています。</p> <p>高齢者、障害者等の要配慮者の防災対策の分野では、災害関連死をなくすることが最重要課題だと考えています。要配慮者が普段利用する障害・介護サービス事業者との連携等の取組を行っていますが、自宅が被災した要配慮者の受け入れ先の確保も必要となります。要配慮者が安心して避難所体制とするため、災害発生時に要配慮者を収容する福祉避難所（二次避難所）に指定する通所系の高齢・障害の施設について、施設ごとの課題を踏まえた避難所の役割の明確化や運営の具体化の検討、避難所開設・運営訓練の支援等を行ってまいります。</p> <p>これらの取組により、より確実な避難所管理体制の確保と災害時における要配慮者支援体制の充実を図ります。</p>			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
要配慮者支援体制の 整った福祉避難所数 【34所】		高齢施設 4所	高齢施設 6所	高齢施設 5所	[継続]
		障害施設 3所	[継続]		
			子育て支援施設等 (高齢施設併設を除く) 1所	子育て支援施設等 (高齢施設併設を除く) 4所	子育て支援施設等 (高齢施設併設を除く) 3所
福祉防災の推進			[継続]	[継続]	[継続]
			支援事業実施済施設 での訓練実施	[継続]	[継続]
事業費計（千円）		事業費（千円）			
17,285		3,558	5,084	4,576	4,067
施設数は、併設施設も含めて1所としています。					

下線部は令和6年度に計画の変更を行った内容を示しています。

令和6年度の評価（事業全体）

評価	計画以上	計画どおり	計画以下
令和6年度 当初時点	主な課題		令和6年度の取組方針
	<p>施設種別による課題 特別養護老人ホーム等の高齢者用の入所系施設は、避難者への対応・24時間体制での運営のノウハウを持っています。一方で、通所系施設については、平常時と異なる状態の避難者の対応・避難所開設時から24時間体制での運営が必要となります。</p> <p>地域特性等による課題 各施設において、建物の構造特性や一次避難所との距離といった立地、近隣の地域資源、避難者の特性などに違いがあり、施設ごとに福祉避難所としての役割を明確化していく必要があります。</p> <p>指定管理者制度に伴う課題 指定管理施設は一定期間ごとに施設管理者が変更となる可能性があります。このため、指定管理の年数や指定管理職員の習熟度にかかわらず、避難所の開設・運営を可能とする仕組の構築が必要となります。</p>		<p>施設ごとの課題を踏まえた避難所の役割の明確化や運営の具体化の検討、避難所開設・運営訓練の支援等を行うため、学校等の一次避難所に導入されている「福祉避難所開設キット」の作成に携わった事業者への委託により、高齢施設4所と障害施設3所に対し、次のとおり事業を実施します。</p> <p>施設ごとの特性に応じた調整、施設との打合せの実施 図上演習、ワークショップの開催 福祉避難所の開設・運営訓練の実施 から までの結果を踏まえた「福祉避難所開設キット」・報告書の作成</p>
令和6年度 末時点	実績		
	<p>(1) 高齢施設4所 施設ごとの特性や課題の分析の中間報告の実施 「福祉避難所開設キット」を作成・納品 図上演習、ワークショップの開催：1回（4所合同実施）（令和6年10月30日） 避難所開設・運営訓練の実施：4回（令和7年1月29～31日）</p> <p>(2) 障害施設3所 施設ごとの特性や課題の分析の中間報告の実施 「福祉避難所開設キット」を作成・納品 図上演習、ワークショップの開催：3回（令和6年11月1日、5日、6日） 避難所開設・運営訓練の実施：3回（令和7年2月3日、10日、17日）</p>		
	評価		
	<p>予定した7所に対して、施設ごとの特性に応じた「福祉避難所開設キット」を作成しました。訓練等においては、対象施設職員の積極的な取組が見られました。福祉避難所の体制に一定の強化が図られました。</p> <p>以上のことから、計画どおりと評価します。</p>		
令和6年度 末時点	主な課題		令和7年度の取組方針
	<p>施設種別による課題 特別養護老人ホーム等の高齢者用の入所系施設は、避難者への対応・24時間体制での運営のノウハウを持っています。一方で、通所系施設については、平常時と異なる状態の避難者の対応・避難所開設時から24時間体制での運営が必要となります。</p> <p>地域特性等による課題 各施設において、建物の構造特性や一次避難所との距離といった立地、近隣の地域資源、避難者の特性などに違いがあり、施設ごとに福祉避難所としての役割を明確化していく必要があります。</p> <p>指定管理者制度に伴う課題 指定管理施設は一定期間ごとに施設管理者が変更となる可能性があります。このため、指定管理の年数や指定管理職員の習熟度にかかわらず、避難所の開設・運営を可能とする仕組の構築が必要となります。</p>		<p>施設ごとの課題を踏まえた避難所の役割の明確化や運営の具体化の検討、避難所開設・運営訓練の支援等を行うため、学校等の一次避難所に導入されている「福祉避難所開設キット」の作成に携わった事業者への委託により、高齢施設6所、障害施設3所及び子育て支援施設等1所に対し、次のとおり事業を実施します。</p> <p>施設ごとの特性に応じた調整、施設との打合せの実施 図上演習、ワークショップの開催 福祉避難所の開設・運営訓練の実施 から までの結果を踏まえた「福祉避難所開設キット」・報告書の作成</p>

令和7年度の取組内容	
(1) 高齢施設 6所	施設ごとの特性や課題の分析の中間報告の実施 「福祉避難所開設キット」を作成・納品 図上演習、ワークショップの開催 避難所開設・運営訓練の実施
(2) 障害施設 3所	施設ごとの特性や課題の分析の中間報告の実施 「福祉避難所開設キット」を作成・納品 図上演習、ワークショップの開催 避難所開設・運営訓練の実施
(3) 子育て支援施設等 1所	施設ごとの特性や課題の分析の中間報告の実施 「福祉避難所開設キット」を作成・納品 図上演習、ワークショップの開催 避難所開設・運営訓練の実施

指標

1	指標名	要配慮者支援体制の整った福祉避難所数			
	定義	事業支援を行うことで、管理体制が強化され、要配慮者を受け入れる体制が充実している福祉避難所数 [累積]			
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	目標値	7所	17所	26所	34所
	実績値	7所			
	達成度	100.0%			

事業経費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
予算現額	3,558 千円				3,558 千円
事業経費	3,507 千円				3,507 千円
一般財源	2,507 千円				2,507 千円
特定財源	1,000 千円				1,000 千円
執行率	98.6 %				98.6 %
備考	[特定財源] 地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金				

単位当たりのコスト

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
行政コスト	8,081 千円				8,081 千円
新宿区の人口	352,395 人				352,395 人
区民一人当たりのコスト	22.9 円				22.9 円

外部評価意見と区の対応

	計画以上	計画どおり	計画以下
評価	<p>令和6年度に予定されていた高齢施設4所、障害施設3所の計7施設に対し、施設ごとの課題分析、「福祉避難所開設キット」の作成・納品、図上演習、避難所開設・運営訓練を実施し、年度当初の計画は概ね達成された。対象施設職員の積極的な参加も見られ、一定の体制強化が図られたことから、「計画どおり」と評価する。</p>		
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見		区の対応
	<p>本計画事業では、委託事業者のキャパシティのため一年に実施できる施設数に制約があるとのことであった。いつ起こるか分からない災害への対策事業は、その推進スピードが重要であることに鑑みると、本事業実施においては一つの委託先に依存するのではなく、複数の事業者等との連携などの検討も行うべきではないか。</p>		<p>災害への備えとして、従来からのマニュアルに加え、令和7年9月に事業未実施施設に対し福祉避難所開設キット様式を共有しました。</p> <p>福祉避難所開設キットは委託事業者が研究・開発した仕組みであり、この分野におけるパイオニアとして専門性を有しています。特に、キットの正しい活用方法や防災に関する専門的な知識を備えており、ワークショップや訓練を通じて施設職員に対して直接的かつ効果的に支援を講じることが可能です。</p> <p>また、新宿区の地域特性を踏まえた防災対策事情にも精通しており、こうした知見を活かすことで、施設ごとの特性に応じた丁寧な事業推進を行えることから、区では現行事業者と協力しながら本事業を進めることとしています。</p> <p>今後も引き続き、施設に対する支援を着実に実施し、福祉避難所の体制を強化していきます。</p>
	<p>福祉避難所施設において、福祉避難所開設の手順を明確にするとともに、一次避難所との連携を強化し、要配慮者の移動訓練等を含めた実践的な防災訓練をしてほしい。</p> <p>福祉避難所開設キットの作成と訓練を令和6年度に実施した施設においては、令和7年度以降も引き続き毎年訓練を実施するようにしてほしい。また、指定管理施設での訓練等については、指定管理者の更新時期と訓練スケジュールを連動させ、指定管理者交代直後のタイミングで効果的に訓練を実施することが重要と考える。</p>		<p>一次避難所との連携については、令和6年度に事業実施した1施設について近隣地域の避難所運営管理協議会に働きかけ、避難所防災訓練に参加するなど関係づくりに着手しています。今度も地域の状況に応じて連携強化に取り組んでいきます。</p> <p>また、福祉避難所に指定する各施設が着実に体制強化を図っていくことが重要です。委託事業者による支援実施後も、訓練を継続実施することとしており、より確実な避難所管理体制の確保に努めます。指定管理施設においては、指定管理者が変更になった場合であっても、訓練により継続性が確保されるよう努めます。</p>
その他意見・感想	<p>第三次実行計画において、高齢施設20所の実施予定について計画策定当初は令和8年度に完了予定としていたものを、令和6年度中に修正し、令和9年度完了予定に延長している。</p> <p>計画の柔軟な見直しは必要だが、高齢施設における体制の充実には区民ニーズも高いと思われる中で、完了予定時期が先延ばしされており、中長期的な視点で見ると、必ずしも計画どおりに事業が進んでいるとは言いきれない部分があるのではないかと。</p>		<p>当初は高齢施設20所及び障害施設6所への支援を予定していたところですが、子育て支援施設等8所を支援対象に追加する事業拡充により、計画を見直しました。実施期間は延長したものの、対象施設の増により、区全体での福祉避難所のさらなる体制強化を図っています。</p> <p>見直した計画に基づき、令和9年度までですべての対象施設において取組が完了するよう、着実に推進していきます。</p>
	<p>区ではAI等ICT技術の利活用を積極的に推進しているとのことであった。本事業においても計画推進のためAIの活用を検討してはどうか。</p>		<p>福祉避難所の体制の強化につながるICT技術利活用の好事例について研究していきます。</p>

令和7年度の状況（事業全体）

	主な課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初時点	<p>施設種別による課題 特別養護老人ホーム等の高齢者用の入所系施設は、避難者への対応・24時間体制での運営のノウハウを持っています。一方で、通所系施設については、平常時と異なる状態の避難者の対応・避難所開設時から24時間体制での運営が必要となります。</p> <p>地域特性等による課題 各施設において、建物の構造特性や一次避難所との距離といった立地、近隣の地域資源、避難者の特性などに違いがあり、施設ごとに福祉避難所としての役割を明確化していく必要があります。</p> <p>指定管理者制度に伴う課題 指定管理施設は一定期間ごとに施設管理者が変更となる可能性があります。このため、指定管理の年数や指定管理職員の習熟度にかかわらず、避難所の開設・運営を可能とする仕組の構築が必要となります。</p>	<p>施設ごとの課題を踏まえた避難所の役割の明確化や運営の具体化の検討、避難所開設・運営訓練の支援等を行うため、学校等の一次避難所に導入されている「福祉避難所開設キット」の作成に携わった事業者への委託により、高齢施設6所、障害施設3所及び子育て支援施設等1所に対し、次のとおり事業を実施します。</p> <p>施設ごとの特性に応じた調整、施設との打合せの実施 図上演習、ワークショップの開催 福祉避難所の開設・運営訓練の実施 から までの結果を踏まえた「福祉避難所開設キット」・報告書の作成</p>
令和7年度 9月末時点	実績	
	<p>高齢施設6所、障害施設3所、子育て支援施設等1所 ・調査票の取得や聞き取り、施設見学による施設ごとの特性や課題の分析、打ち合わせの実施 ・施設ごとの特性や課題の分析の中間報告の実施 ・ワークショップの開催 計9回10所開催（令和7年8～9月） ・避難所開設・運営訓練の講義・演習内容の協議、開催準備【令和7年11月～令和8年1月開催】</p>	
令和8年度 予算編成時点	主な課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	<p>支援事業実施済施設において、施設が継続して福祉避難所の体制強化に取り組めるように働きかけていく必要があります。</p>	<p>委託事業者による対象施設への支援実施だけでなく、支援事業実施済施設においても、訓練を継続実施することとしており、より確実な避難所管理体制の確保に努めます。</p>

経常事業評価シート

所管部	総務部（危機管理担当部）
所管課	危機管理課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	2	災害に強い体制づくり
経常事業	357	女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実
関係法令	災害対策基本法	
関係計画等	新宿区地域防災計画、新宿区第四次男女共同参画推進計画	

事業概要	避難所において、女性をはじめ配慮を要する方の視点を取り入れた避難所の管理運営体制の充実を図ります。
	<p>1 各避難所の運営管理マニュアルの改定 「女性をはじめ配慮を要する方の視点でのワークショップ」での意見等を踏まえ、各避難所の運営管理マニュアルの改定を行います。</p> <p>2 マニュアル改定を踏まえた訓練の実施 各避難所運営管理協議会が主催する避難所訓練において、女性をはじめとする要配慮者専用スペースの設置及び運用訓練等を実施します。</p>

内部評価

令和6年度の評価（事業全体）

評価	<input checked="" type="checkbox"/> 適切	<input type="checkbox"/> 改善が必要
令和6年度 当初時点	<p>主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者支援体制の充実・強化に向けて、多様な視点から要配慮者の支援について検討を行う必要があります。 	<p>令和6年度の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●これまでのワークショップやシンポジウムでの課題や意見等を踏まえ、今後も女性の視点をはじめ、配慮を要する方への対応なども含めた避難所運営体制づくりを進めるため、避難所運営管理マニュアルの標準版※の改定に向けた準備を進めます。 ※標準版：各避難所の運営管理マニュアルの基になるマニュアルのこと
	実績	
令和6年度 末時点	●避難所運営管理マニュアルの標準版の改定案作成（令和7年1月）	
	評価	
	●避難所における支援体制と環境整備を行うため、女性をはじめ配慮を要する方の視点を踏まえた、避難所運営管理マニュアルの標準版の改定案を令和7年1月に作成しました。改定案について、地域本部として避難所に関する業務を担う各特別出張所等からの意見を踏まえて、改定案への反映を行ったことから、適切であったと評価します。	
令和6年度 末時点	<p>主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ●改定後の避難所運営管理マニュアルの標準版を基に、各避難所における避難所運営管理マニュアルを改定する必要があります。 ●女性等への支援策を含めた避難所運営体制づくりを進めるため、改定後の避難所運営管理マニュアルを用いた訓練を実施する必要があります。 ●訓練の実施後、避難所運営管理協議会において改定後の避難所運営管理マニュアルの内容を検証する必要があります。 	<p>令和7年度の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●改定後の避難所運営管理マニュアルの標準版を基に、各避難所運営管理協議会において、女性・子ども部を含めた組織体制や学校利用計画図を見直し、避難所運営管理マニュアルを改定します。 ●改定後の避難所運営管理マニュアルを基に、更衣室や授乳室などの女性専用スペースの設置訓練等を行うことにより、各避難所の女性・子ども部の実効性を高めています。 ●改定後の避難所運営管理マニュアルを用いた訓練を実施し、訓練内容を検証することにより、避難所における要配慮者への更なる支援体制の充実を図ります。

事業経費（令和6年度）

予算現額	— 千円
事業経費	— 千円
一般財源	— 千円
特定財源	— 千円
執行率	— %
備考	

外部評価

外部評価意見と区の対応

評価	<input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 改善が必要	
	<p>令和6年度に、各特別出張所からの意見を踏まえ、女性や要配慮者の視点を反映した避難所運営管理マニュアル標準版の改定案が作成されている。</p> <p>また、避難所開設キットにも女性専用スペースや相談窓口、授乳室、着替え室等の設置が明記されるなど、支援体制の充実が図られていることから、「適切」と評価する。</p>	
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見	区の対応
	<p>マニュアルの改定完了後も、猛暑や集中豪雨、感染症の流行等の予期せぬ事態に備え、訓練時に出た意見等を参考に常に住民ニーズの把握に努めながら、マニュアルのブラッシュアップを続けてほしい。</p>	<p>訓練時や訓練後の避難所運営管理協議会に出た意見等を踏まえ、各特別出張所と連携し、避難所運営管理マニュアルの見直しを適宜図っていきます。</p>
	<p>避難所に対する不安の払拭と理解促進のため、より一層の情報発信に努めてほしい。例えば、女性向けの防災訓練を実施するなどして避難所の運営体制を体験する機会を設けるなどしてはどうか。</p>	<p>避難所への理解促進等については、日頃より防災講話等様々な機会を捉えて周知を図っています。また、総合防災訓練や避難所防災訓練等でも避難所運営を体験する機会を設けています。引き続き、より多くの方に体験していただけるよう、工夫を凝らした訓練を実施していきます。</p>
その他意見・感想	<p>現状では、区内各地域での避難所防災訓練において「女性をはじめ配慮を要する方の視点を取り入れた避難所運営」のための訓練の実施は一部に留まっている。今回の改定マニュアルや避難所開設キットを活用し、より実践的な訓練をより多くの避難所において実施してほしい。</p>	<p>現在、避難所開設キットを活用し、避難所運営管理協議会に設置されている「女性・こども部」の部員が、更衣室、授乳室など女性専用スペースや女性相談窓口を設置する訓練を行っています。</p> <p>今後は、改定後の避難所運営管理マニュアル標準版を基に、各避難所のマニュアル改定を行うとともに、実践的な訓練をより多くの避難所において実施できるよう、避難所運営管理協議会に図っていきます。</p>
	<p>要配慮者専用スペースの設置に加え、避難所での不安やトラブルに対応できる相談窓口があれば、避難所におけるより一層の安心につながるのではないかと。</p>	<p>改定後の避難所運営管理マニュアルの標準版では、要配慮者等への対応として、要配慮者スペースを確保するとともに、避難所での不安・トラブル対応については、定期的にヒアリングを行うなど、避難者全員で見守る体制づくりを明記しています。</p>

令和7年度の状況（事業全体）

	課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初	<ul style="list-style-type: none"> ●改定後の避難所運営管理マニュアルの標準版を基に、各避難所における避難所運営管理マニュアルを改定する必要があります。 ●女性等への支援策を含めた避難所運営体制づくりを進めるため、改定後の避難所運営管理マニュアルを用いた訓練を実施する必要があります。 ●訓練の実施後、避難所運営管理協議会において改定後の避難所運営管理マニュアルの内容を検証する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●改定後の避難所運営管理マニュアルの標準版を基に、各避難所運営管理協議会において、女性・子ども部を含めた組織体制や学校利用計画図を見直し、避難所運営管理マニュアルを改定します。 ●改定後の避難所運営管理マニュアルを基に、更衣室や授乳室などの女性専用スペースの設置訓練等を行うことにより、各避難所の女性・子ども部の実効性を高めています。 ●改定後の避難所運営管理マニュアルを用いた訓練を実施し、訓練内容を検証することにより、避難所における要配慮者への更なる支援体制の充実を図ります。
令和7年度 9月末	実績	
	●避難所運営管理マニュアルの標準版の改定準備【令和7年10月1日改定】	
	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
令和8年度 予算編成時	<ul style="list-style-type: none"> ●各避難所運営管理協議会の事務局となる各特別出張所と連携し、各避難所運営管理協議会の代表世話人や施設管理者等に学校利用計画図やマニュアルの見直しを働きかけ、各避難所でのマニュアル改定の推進を図っていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●改定後の避難所運営管理マニュアルを基に、更衣室や授乳室などの女性専用スペースの設置訓練等を行うことにより、各避難所の女性・子ども部の実効性を高めています。 ●改定後の避難所運営管理マニュアルを用いた訓練を実施し、訓練内容を検証することにより、避難所における要配慮者への更なる支援体制の充実を図ります。

経常事業評価シート

所管部	福祉部
所管課	地域福祉課

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	2	災害に強い体制づくり
経常事業	358	福祉避難所の充実と体制強化
関係法令	—	
関係計画等	新宿区地域防災計画、新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、新宿区障害者計画・第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画	

事業概要	<p>災害時の要配慮者の在宅又は避難所生活における必要な事項等を記載する、要配慮者災害用セルフプランの作成勧奨を実施し、広く普及啓発を行います。また、「新宿区二次避難所（福祉避難所）運営マニュアル」に基づいた二次避難所（福祉避難所）の開設・運営訓練を実施します。さらに二次避難所（福祉避難所）の備蓄物資を計画的に更新し、災害時応急体制の強化を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者災害用セルフプランの郵送による作成勧奨 災害時要援護者名簿及び避難行動要支援者名簿の登録者に対してセルフプランを郵送します。 2 避難所開設・運営訓練の実施 訓練等を実施し、区職員及び施設職員、関係機関、地域の協力を得ながら、福祉避難所の円滑な開設運営に備えます。 3 福祉避難所への備蓄物資の配備 福祉避難所の協定を締結している事業所に対して備蓄物資を配備します。また、配備済の備蓄物資の計画的な更新を行います。
------	--

令和6年度の評価（事業全体）

評価	<input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 改善が必要
----	---

令和6年度の評価（取組別）

取組 1	要配慮者災害用セルフプランの郵送による作成勧奨	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者の安全確保に向けて、セルフプランの普及啓発を更に進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●セルフプランの新規作成対象者（約2,000人）を把握し、該当者へ様式を送付して作成を促していきます。（対象者）要介護度3以上、身体障害者手帳2級以上、愛の手帳2度以上、支援の必要な申請者 ●介護事業者、関係団体等へのセルフプラン周知による作成支援依頼をしています。
令和6年度 末時点	実績	
	<ul style="list-style-type: none"> ●セルフプラン作成の勧奨通知の送付 <ul style="list-style-type: none"> ・新規対象者へのセルフプラン送付（令和7年1月20日発送 1,733名） ●セルフプランの普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・セルフプラン作成会（令和6年8月1日（あゆみの家）、8月26日（NPO法人西新宿共同作業所ラバンス）） ・ふれあいトーク宅配便（令和6年9月14日 マンション管理組合（牛込ハイム）） ・健康部・福祉部共催の令和6年度在宅医療と介護の交流会（令和6年9月25日） ・令和6年度新宿区総合防災訓練（令和6年11月9日） ・ケアマネジャーネットワーク新宿第4回定例会（令和6年12月19日） ・精神保健福祉連絡協議会（令和7年1月16日） ・民生委員宿泊研修（令和7年1月29日） ・視覚障害者交流コーナー講座（令和7年2月1日） ・聴覚障害者交流コーナー講座（令和7年2月15日） ・上落合地域交流館利用者懇談会（令和7年3月3日） 	
	評価	
	<ul style="list-style-type: none"> ●セルフプランについて、介護事業者や関係団体等に対して周知活動を行うとともに、新規対象者全員へ作成勧奨通知を送付しました。 	
	主な課題	令和7年度の取組方針
	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者の安全確保に向けて、セルフプランの普及啓発を更に進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●セルフプランの新規作成対象者（約2,000人）を把握し、該当者へ様式を送付して作成を促していきます。（対象者）要介護度3以上、身体障害者手帳2級以上、愛の手帳2度以上、支援の必要な申請者 ●介護事業者、関係団体等へのセルフプラン周知による作成支援依頼をしています。 ●更なる普及策や実効性の向上を検討していきます。

取組 2	福祉避難所の体制強化（避難所開設・運営訓練の実施、福祉避難所への備蓄物資の配備）	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の福祉避難所の機能維持を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規に福祉避難所に指定する施設に備蓄物資を配備するとともに、配備済の備蓄物資（水・お粥）の計画的な更新を行います。 ●福祉避難所の円滑な開設・運営ができるように訓練を実施します。
令和6年度 末時点	実績	
	<ul style="list-style-type: none"> ●備蓄物資の更新 配備済の備蓄物資（水・お粥）の更新（4所） ●備蓄物資の配備 携帯トイレの追加配備（64所）、福祉避難所への備蓄物資の追加配備（1所） ●災害対策本部開設・運営訓練（令和6年12月19日） 訓練内容に福祉避難所の被害状況確認及び開設可否の検討を取り入れて実施 	
	評価	
	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉避難所の備蓄物資を計画どおりに更新するとともに、施設の状況を確認して、携帯トイレの追加配備を行いました。 ●災害対策本部開設・運営訓練にて、福祉避難所として開設可能な施設を選定する訓練を実施し、災害時対応の実効性向上を図りました。 	
	主な課題	令和7年度の取組方針
	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の福祉避難所の機能維持を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規に福祉避難所に指定する施設に備蓄物資を配備するとともに、配備済の備蓄物資（水・お粥）の計画的な更新を行います。 ●福祉避難所の円滑な開設・運営ができるように訓練を実施します。

事業経費（令和6年度）

予算現額	7,936 千円
事業経費	6,677 千円
一般財源	6,677 千円
特定財源	0 千円
執行率	84.1 %

備考	
----	--

外部評価意見と区の対応

評価	<input checked="" type="checkbox"/> 適切	<input type="checkbox"/> 改善が必要
	<p>要配慮者災害用セルフプランについて、新規対象者に対して作成勧奨通知を送付し、介護事業者や関係団体等への周知・啓発活動も積極的に実施された。</p> <p>また、福祉避難所の備蓄物資（水・お粥）の更新や携帯トイレの追加配備、災害対策本部開設・運営訓練の実施など、体制強化に向けた取組が行われたことから、「適切」と評価する。</p>	
今後の取組の方向性に対する意見	外部評価意見	区の対応
	<p>要配慮者への支援においては、民生・児童委員や事業者、関係団体等と連携し、継続的なフォロー体制を構築することが望ましい。例えば、セルフプラン等については、対象者への送付後も、記入や携帯について、支援者による声かけなどを通じて確認・啓発を行ってほしい。</p>	<p>介護事業者、関係団体等へのセルフプラン周知による作成支援依頼をするとともに、更なる普及策や実効性の向上を検討していきます。</p>
	<p>要支援者に対する理解促進を図るため、支援者や関係団体だけでなく、一般の区民への制度周知も進めてほしい。</p>	<p>令和7年度新宿区総合防災訓練において広報物の配布・展示を行い、一般の方への周知にも取り組んでいます。今後も、総合防災訓練などの機会を捉え、広く周知していきます。</p>
その他意見・感想	<p>福祉避難所の開設にあたっては、一次避難所との連携を含めた訓練を実施し、災害時の受入れ体制の実効性向上を図ってほしい。</p>	<p>令和6年度に計画事業「高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実」で支援を実施した北山伏地域交流館及び北山伏児童館において、事業実施過程で近隣の一次避難所との連携が課題としてあがったことから、近隣地域の避難所運営管理協議会に働きかけ、令和7年度は市谷小学校・牛込第一中学校の避難所防災訓練に参加するなど地域との連携に取り組んでいます。</p> <p>今後も、他地域での連携について検討していきます。</p>
その他意見・感想	<p>災害用セルフプランの携帯版である「あんしん手帳」の次回改訂時には、外出先で参照するという本来目的に鑑みると、外出中に発災した場合に取るべき行動などの情報も必要ではないか。地震に限らず、水害等の発災時の行動指針も含めた形で、外出中に参照する情報の内容整備を検討してほしい。</p>	<p>「あんしん手帳」は自身の状況に応じて作成できる様式となっています。携帯することを踏まえると掲載できる情報は限られますが、普及啓発する中で、実効性の向上を検討していきます。</p>

令和7年度の状況（取組別）

取組 1	要配慮者災害用セルフプランの郵送による作成勧奨	
令和7年度当初	課題	令和7年度の取組方針
	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者の安全確保に向けて、セルフプランの普及啓発を更に進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●セルフプランの新規作成対象者（約2,000人）を把握し、該当者へ様式を送付して作成を促していきます。（対象者）要介護度3以上、身体障害者手帳2級以上、愛の手帳2度以上、支援の必要な申請者 ●介護事業者、関係団体等へのセルフプラン周知による作成支援依頼をしていきます。 ●更なる普及策や実効性の向上を検討していきます。
令和7年度9月末	実績	
	<ul style="list-style-type: none"> ●セルフプラン作成の勧奨通知の送付 <ul style="list-style-type: none"> ・新規対象者へのセルフプラン送付（令和7年7月31日発送 843名） ●セルフプランの普及啓発及び福祉避難所に関する意見交換の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・新宿区精神障害者家族会（令和7年7月12日） 	

	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
令和8年度 予算編成時	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者の安全確保に向けて、セルフプランの普及啓発を更に進める必要があります。 ●災害時の避難等に不安を抱える方々への支援の実効性を強化する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●セルフプランの新規作成対象者（約2,000人）を把握し、該当者へ様式を送付して作成を促していきます。（対象者）要介護度3以上、身体障害者手帳2級以上、愛の手帳2度以上、支援の必要な申請者 ●セルフプランやあんしん手帳の作成を通じて、要配慮者の自助や共助の取組を進めます。 ●これまでの取組に加えて、「個別避難計画」を作成し、要配慮者支援の実効性を高めます。

取組2	福祉避難所の体制強化（避難所開設・運営訓練の実施、福祉避難所への備蓄物資の配備）	
	課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の福祉避難所の機能維持を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規に福祉避難所に指定する施設に備蓄物資を配備するとともに、配備済の備蓄物資（水・お粥）の計画的な更新を行います。 ●福祉避難所の円滑な開設・運営ができるように訓練を実施します。
	実績	
令和7年度 9月末	<ul style="list-style-type: none"> ●配備済の備蓄物資（水・お粥）の更新に向けた事業者調整 ●小型の非常用電源等の整備を検討（地域交流館や障害者福祉施設等の福祉避難所47所） 	
	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
令和8年度 予算編成時	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の一次避難所との連携を含めた訓練を実施するなど災害時の受入れ体制の実効性向上を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画事業「高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実」を推進することにより、施設ごとの課題を踏まえた避難所の役割の明確化や運営の具体化を図ります。 ●福祉避難所に要配慮者の特性に応じた備蓄物資を追加配備し、災害時応急体制を強化します。併せて、民間施設に停電時にも利用できる災害時モバイルルーターを配備し、震災時の情報伝達手段確保を図ります。

経常事業評価シート

所管部	総務部（危機管理担当部）
所管課	危機管理課

基本政策		新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	2	災害に強い体制づくり
経常事業	359	災害用備蓄物資の充実
関係法令	災害救助法	
関係計画等	新宿区地域防災計画	

事業概要	避難所の食糧等の更新を計画的に行うとともに、備蓄物資の品目や数量等を精査し、災害時における避難所の機能の充実を図ります。また、避難所の備蓄物資を補完するため、拠点となる区備蓄倉庫を整備し、円滑な備蓄物資の供給体制を確保します。	
	1	備蓄物資の充実 避難所で使用する物資を追加配備します。
	2	避難所用備蓄物資の更新 避難所に配備している物資のうち、賞味(使用)期限を迎える物資の更新等を行います。
	3	避難所備蓄倉庫の整備 備蓄物資の配置変更や見直し・廃棄を行い、備蓄倉庫の整理を進め、倉庫の有効活用を図ります。

内部評価

令和6年度の評価（事業全体）

評価	適切	改善が必要
----	----	-------

令和6年度の評価（取組別）

取組 1	備蓄物資の更新	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	災害時の避難所の機能維持を図る必要があります。	避難所等に配備している物資のうち、賞味(使用)期限を迎える物資の更新を計画的に行います。
令和6年度 末時点	実績	
	賞味（使用）期限を迎える以下物資の更新を行いました。 粉ミルク（2,310缶）、液体ミルク（2,000缶）、おかゆ（35,000食）、ベビーフード（11,000食）、ガソリン缶詰（648缶）、灯油缶詰（408缶）、紙おむつ（39,363枚）、おしりふき（1,632個）、からだふき（2,550個）、ウエットティッシュ（5,100個）、尿取りパッド（27,540枚）、漂白剤（102本）、手指消毒液（2,040本）	
	評価	
	賞味（使用）期限を迎える物資の更新を計画的に実施しました。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
	避難所等の食料等備蓄物資の更新を計画的に行い、災害時の避難所の機能維持を図る必要があります。	避難所等に配備している物資のうち、賞味(使用)期限を迎える物資の更新を計画的に行います。

取組 2	備蓄物資の追加配備	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	備蓄物資の品目や数量について、国等の基準や昨今の災害事例を踏まえ、更なる充実を図る必要があります。	必要に応じて避難所で使用する物資を追加配備します。
令和6年度 末時点	実績	
	(1)毛布の追加配備 国から避難者1人当たり2枚の毛布を配備するよう通知があったことを受け、不足分の毛布12,300枚を区備蓄倉庫に追加配備しました。	
	(2)携帯トイレの追加配備 能登半島地震において下水道管が使用不能になった事例があったことにより、同様の事例に対応できるように、携帯トイレを各避難所（51所）に2,100袋ずつ追加配備しました。	
	評価	
	避難所で使用する物資の追加配備により、避難所機能の充実を図りました。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
備蓄物資の品目や数量について、国等の基準や昨今の災害事例を踏まえ、更なる充実を図る必要があります。	必要に応じて避難所で使用する物資を追加配備します。	

取組 3	避難所備蓄倉庫の整備	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	備蓄物資の追加配備等に応じ、配置換えを実施し、備蓄倉庫内を整理する必要があります。	備蓄物資の配置変更や見直し・廃棄を行い、備蓄倉庫の整理を進め、円滑な備蓄物資の供給体制を確保します。
令和6年度 末時点	実績	
	備蓄物資の更新や追加配備に伴い、備蓄物資の配置を整理しました。	
	評価	
	備蓄倉庫内の配置の変更等により、円滑な備蓄物資の供給体制を確保しました。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
	備蓄物資の追加配備等に応じ、配置換えを実施し、備蓄倉庫内を整理する必要があります。	備蓄物資の配置変更や見直し・廃棄を行い、備蓄倉庫の整理を進め、円滑な備蓄物資の供給体制を確保します。

事業経費（令和6年度）

予算現額	126,160 千円
事業経費	122,395 千円
一般財源	112,399 千円
特定財源	9,996 千円
執行率	97.0 %

備考	[特定財源] 区市町村災害対応力向上支援事業補助金
----	------------------------------

外部評価意見と区の対応

	適切	改善が必要
評価	<p>賞味期限や使用期限を迎える備蓄物資の計画的な更新、毛布や携帯トイレの追加配備、避難所備蓄倉庫の整理整頓や写真掲示による見える化など、災害時の避難所機能の維持・強化に向けた取組が適切に実施されていることが確認できた。以上のことから、「適切」と評価する。</p>	
	外部評価意見	区の対応
今後の取組の方向性に対する意見	<p>気候変動や人口動態の変化に応じて、備蓄物資の内容や数量には不断の見直し求められることから、関係機関や地域住民との積極的な連携を期待する。 また、発災時間帯や区内の多様な地域特性に柔軟に対応できるような備蓄体制の構築の検討も必要ではないか。</p>	<p>発災時間帯に応じた物資を備蓄するとともに、備蓄物資の内容や数量は、避難所ごとの特性を踏まえ、情報収集を行い、必要に応じて見直しを行っています。地域特性を踏まえた備蓄体制の構築については、今後研究していきます。</p>
	<p>更新期限を迎える備蓄物資については、消費期限の有無、衛生面、耐久性等、品目ごとの特性を踏まえ利活用の方針を整理し、効果的な活用が期待できる団体等との連携を図るなど、可能な限り再活用するようにしてほしい。</p>	<p>食料品や飲料水等は、区が協定を締結している事業者において、再活用を実施しており、令和7年度更新のミネラルウォーターについても、協定先の「FUKUSHIMAいのちの水」に搬送し再活用を図りました。 また、食料品や飲料水等以外の備蓄物資についても、協定先や他部署とも連携のうえ、再活用を図っています。</p>
	<p>区では発災時に在宅避難を推奨しているが、在宅避難者への対応も含め、備蓄物資の配布ルールやマニュアル整備を検討してほしい。</p>	<p>避難所運営管理マニュアル標準版に記載している在宅避難者への対応について、令和7年10月の改定にあたり、備蓄物資の配布ルール等についてより具体的な対応方法を記載するなど内容を充実させました。今後も、発災時に各避難所が在宅避難者等に円滑に対応できるよう、引き続き避難所運営体制の充実を図っていきます。</p>
その他意見・感想	<p>昨年度実施された在宅避難啓発セットの全戸配布は、区民の防災意識向上に資するものであった。今後も区民に対し継続的に、日頃からの備えの重要性について効果的な啓発を行ってほしい。</p>	<p>大規模災害から命と財産を守るためには、各家庭で日頃から災害に備えることが重要です。 引き続き、避難所防災訓練や防災講話等で、日頃からの備えや在宅避難についての啓発を行っていきます。</p>

令和7年度の状況（取組別）

取組1	備蓄物資の更新	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	災害時の避難所の機能維持を図る必要があります。	避難所等に配備している物資のうち、賞味(使用)期限を迎える物資の更新を計画的に行います。
令和7年度 9月末	実績	
	賞味（使用）期限を迎える以下物資の更新を行いました。 蓄電池（マグネシウム空気電池）102個、簡易トイレ用凝固剤 24,480袋、 ミネラルウォーター（粉ミルク用・1.5L）4,320本、ミネラルウォーター（飲料水用・2L）8,820本	
令和8年度 予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	来年度も賞味（使用）期限が到来する備蓄物資があることから、引き続き避難所等の食料等備蓄物資の更新を計画的に行い、災害時の避難所の機能維持を図る必要があります。	避難所等に配備している備蓄物資のうち、賞味(使用)期限を迎える物資の更新を計画的に行います。
取組2	備蓄物資の追加配備	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	備蓄物資の品目や数量について、国等の基準や昨今の災害事例を踏まえ、更なる充実を図る必要があります。	必要に応じて避難所で使用する物資を追加配備します。
令和7年度 9月末	実績	
	一次避難所のWi-Fi環境維持のため、区立小中学校39か所に蓄電池78台及び都立高校等10か所にモバイルルーター100台購入の契約を締結しました。 購入した物資の配備【令和7年12月】	
令和8年度 予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	備蓄物資の品目や数量について、国等の基準や昨今の災害事例を踏まえ、更なる充実を図る必要があります。	国、他自治体の動向について、情報収集を行い、備蓄物資の内容等を必要に応じて見直します。
取組3	避難所備蓄倉庫の整備	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	備蓄物資の追加配備等に応じ、配置換えを実施し、備蓄倉庫内を整理する必要があります。	備蓄物資の配置変更や見直し・廃棄を行い、備蓄倉庫の整理を進め、円滑な備蓄物資の供給体制を確保します。
令和7年度 9月末	実績	
	物資更新の納品時に、避難所備蓄倉庫の整理を実施しました。	
令和8年度 予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	今後の備蓄物資の追加や経年による状況を踏まえ、必要に応じ配置の見直しや変更・廃棄を行う必要があります。	備蓄倉庫の整理を進めるとともに、備蓄物資の配置の見直しや変更・廃棄等を行い、円滑な備蓄物資の供給体制を確保します。

経常事業評価シート

所管部	総務部（危機管理担当部）
所管課	危機管理課

基本政策		新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	2	災害に強い体制づくり
経常事業	372	災害訓練等の実施
関係法令	災害対策基本法	
関係計画等	新宿区地域防災計画	

事業概要	<p>避難所防災訓練や起震車訓練などを実施するとともに、町会・自治会等による自主防災訓練を支援し、地域防災力の向上を図ります。</p> <p>1 避難所運営管理訓練 各避難所運営管理協議会が中心となり、避難誘導訓練、避難所開設・運営等訓練、初期消火訓練、救出救護訓練、発災対応型防災訓練等を行います。 なお、一部の避難所については、地震防災等を研究している専門家に発災対応型防災訓練などの企画運営を委託して実施します。</p> <p>2 自主防災訓練の支援 防災区民組織、マンション管理組合、事業所、学校等が、初期消火訓練や給食給水訓練、発災対応型防災訓練等を実施します。 自主防災訓練に対し、災害補償制度の適用、記念品・ポスターの提供、資機材の貸出し、職員の派遣等の支援を行います。</p> <p>3 総合防災訓練 各避難所で実施されている避難所運営管理訓練を拡大し、各地域に即した内容で総合的な訓練を実施します。また、消防・警察・ライフライン事業者等と連携した訓練も実施します。</p> <p>4 起震車による訓練等 起震車による地震動を体験して、地震時の適切な行動を体得させ、防災意識の高揚を図ります。</p>
------	--

令和6年度の評価（事業全体）

評価	適切	改善が必要
----	----	-------

令和6年度の評価（取組別）

取組 1	避難所防災訓練の実施	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	訓練が形骸化しているため、地域の実情に応じた実効性の高い訓練を実施する必要があります。 学校や地域における防災教育の担い手となる人材が不足しているため、小中学校の児童・生徒と連携した訓練をする必要があります。	避難所運営管理協議会を中心に、地域の実情に応じた実効性の高い訓練を実施するとともに避難所開設キットを活用した避難所開設訓練の実施に向けた働きかけを行います。 小中学校の児童・生徒と連携した避難所防災訓練を実施します。
令和6年度 末時点	実績	
	避難所防災訓練の実施 実施避難所数：41所（未実施である1所は台風により中止） 避難所開設キットを用いた開設訓練実施避難所数：26所 小中学校の児童・生徒と連携した訓練実施避難所数：13所 参加者数：5,217人	
	評価	
	地域の実情に応じた実効性の高い訓練を41所において実施しました。 避難所開設キットを活用した訓練を26所において実施しました。 小中学校の児童・生徒と連携した避難所防災訓練を13所において実施しました。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
	訓練が形骸化しているため、地域の実情に応じた実効性の高い訓練を実施する必要があります。 学校や地域における防災教育の担い手となる人材が不足しているため、小中学校の児童・生徒と連携した訓練をする必要があります。	避難所運営管理協議会を中心に、地域の実情に応じた実効性の高い訓練を実施するとともに避難所開設キットを活用した避難所開設訓練の実施に向けた働きかけを行います。 小中学校の児童・生徒と連携した避難所防災訓練を実施します。

取組 2	自主防災訓練の支援	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	防災区民組織やマンション管理組合等における自主防災訓練の実施を促し、共助による防災力向上を図ることが必要です。	防災区民組織やマンション管理組合等における自主防災訓練の実施にあたり、引き続き、資機材の貸出し、職員の派遣、災害補償制度の適用等により自主防災訓練の実施を支援します。
令和6年度 末時点	実績	
	自主防災訓練の支援 自主防災訓練実施組織数：48組織 訓練実施計画の届出があった訓練 資機材貸出件数：16件 職員派遣件数：36件 アルファ化米提供数：97箱（1箱50食） 自主防災訓練参加者数：8,763人	
	評価	
	資機材の貸出や職員派遣等の取組により、区民による自主防災訓練の実施を効果的に支援することができました。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
	防災区民組織やマンション管理組合等における自主防災訓練の実施を促し、共助による防災力向上を図ることが必要です。	防災区民組織やマンション管理組合等における自主防災訓練の実施にあたり、引き続き、資機材の貸出し、職員の派遣、災害補償制度の適用等により自主防災訓練の実施を支援します。

取組 3	総合防災訓練の実施	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	区、防災関係機関（警察・消防・自衛隊、都、ライフライン事業者）、協定締結先事業者等が訓練に参加し、区民への防災意識の啓発を図ることが重要です。 地域防災の担い手の育成に繋げるため、中学生が各種訓練に参加することが重要です。	首都直下地震等の発災時に備え、修正された新宿区総合防災計画に基づく「区民と地域の防災力向上」を推進するため、14年ぶりに新宿区総合防災訓練を実施します。訓練の実施にあたり、防災関係機関、協定締結先事業者等や中学生への訓練参加を呼びかけ、合同での訓練を実施します。
令和6年度 末時点	実績	
	総合防災訓練の実施 実施日時：令和6年11月9日（土） 9時45分～12時00分 訓練場所：新宿区立四谷中学校 訓練参加者：637名 実施概要： 防災関係機関による各種防災訓練・体験、連携訓練 避難所展示・体験 区、防災関係機関等による広報・展示	
	評価	
	「区民と地域の防災力向上」を推進するため、区、防災関係機関等、協定締結先事業所等が一体となった訓練を実施しました。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
より多くの区民の参加を図るため、実施会場の検討や訓練会場内の各コーナーの配置の工夫が必要です。	様々な地域の町会・自治会、区民が参加しやすくなるよう、戸塚地区周辺の区立小・中学校（新宿西戸山中学校等）での実施を検討します。 区民への防災意識の啓発を図るため、VR防災体験車や消防車等の大型車を訓練会場に誘致します。また、各コーナーの配置についても引き続き検討します。	

取組 4	起震車による訓練等	
令和6年度 当初時点	主な課題	令和6年度の取組方針
	首都直下地震の切迫性が指摘される中、区民および事業所の防災意識を高める必要があります。	区民および事業所に対し、起震車による地震体験を通じて地震時の適切な行動を体得する機会を提供します。
令和6年度 末時点	実績	
	起震車による訓練等の実施 実施回数：97回（参考 令和5年度：78回） 参加者：8,074名（参考 令和5年度：6,274名）	
	評価	
	区民や事業者による防災訓練等の実施回数の増加に伴い、起震車による訓練の需要も増加しましたが、需要増加に適切に対応することで、地震体験の提供機会を増やし、地震時における適切な行動の体得を促進することができました。	
	主な課題	令和7年度の取組方針
首都直下地震の切迫性が指摘される中、区民および事業所の防災意識を高める必要があります。	引き続き、区民および事業所に対し、起震車による地震体験を通じて地震時の適切な行動を体得する機会を提供します。	

事業経費（令和6年度）

予算現額	7,954 千円
事業経費	7,406 千円
一般財源	7,406 千円
特定財源	0 千円
執行率	93.1 %

備考	
----	--

外部評価意見と区の対応

	適切	改善が必要
評価	<p>本事業では地域防災力向上に向けた多様な訓練が実施されているが、令和6年度当初時点の課題として小中学校の児童・生徒と連携した訓練実施を掲げていたところ、令和6年度末時点でも全く同じ課題が引き続き掲げられており、改善の状況を確認できなかった。小中学校の児童・生徒と連携した訓練を実施できた13所という数字も、区内の全小中学校数が39校であることを考えると実施割合が高いとは言えず、「改善が必要」とであると評価する。</p>	
	外部評価意見	区の対応
今後の取組の方向性に対する意見	<p>小中学校の児童・生徒と連携した訓練実施を推進するため、児童・生徒が参加しやすいよう工夫をしてはどうか。また、小中学生の訓練参加をより効果的に進めるため、教育委員会との連携も検討されたい。</p>	<p>避難所運営管理協議会において訓練内容を検討する際には、小中学校の児童・生徒が参加できる地震体験訓練などの体験型訓練を取り入れていくよう働きかけを行っていきます。 中学校の生徒については、地域とのかかわりを伴った防災訓練を教育課程に位置付け、避難所運営管理協議会が主催する防災訓練等に生徒が参加しています。 小学校の児童については、避難所運営管理協議会に参加している学校関係者と調整を図り、保護者向けの周知用チラシを配布するなど、訓練への参加促進に向けた効果的な取組を検討していきます。</p>
	<p>総合防災訓練は14年ぶりの開催だったとのことだが、発災時の初動対応の円滑化のためにも、今後も定期的に実施してほしい。 また、開催に当たっては、区民が参加しやすい企画の開催など、訓練の魅力向上も合わせて検討してほしい。</p>	<p>今後も区民と地域の防災力向上を推進するため、また、関係機関との連携を図るために、総合防災訓練を定期的を実施していきます。 また、訓練の企画については、区民の防災意識の向上を図るとともに、区民が参加しやすい体験型等のより効果的な訓練内容を検討していきます。</p>
	<p>避難所防災訓練は、避難所ごとに訓練内容に差が見られるため、実際に避難所開設キットを活用した訓練を実施するなど、発災時にスムーズに避難所を開設できるよう、より実効性の高い訓練の実施を推進してほしい。</p>	<p>夜間・休日の大規模災害時には、避難所運営管理協議会役員等による避難所の自主開設が求められていることから、発災時を想定した避難所開設訓練が必要不可欠です。 引き続き、避難所運営管理協議会において、避難所開設キットを使用した実効性の高い開設訓練の実施について推進していきます。</p>
その他意見・感想	<p>町会・自治会未加入者や訓練への未参加者、関心が低い区民に対する情報提供手段の工夫も検討されたい。</p>	<p>現行、避難所防災訓練の実施にあたり、区ホームページや区公式LINEへの掲載、町会における周知用チラシの掲示・回覧などにより区民へ情報提供を行っています。避難所防災訓練への参加を促すため、更なる周知方法を検討していきます。</p>
	<p>発災後に帰宅困難者が避難所へ立ち寄ることを想定し、例えば帰宅困難者一時滞在施設の地図を配布するなど、帰宅困難者一時滞在施設への案内がスムーズに行えるような対応を検討する必要があるのではないかと。</p>	<p>大規模災害時には、多くの帰宅困難者が避難所へ来所することが予想されます。東日本大震災の教訓から、発災時に避難所に立ち寄った帰宅困難者をスムーズに帰宅困難者一時滞在施設へ案内できるよう、各避難所に、帰宅困難者一時滞在施設を案内している旨を記載した「帰宅困難者誘導看板」と周辺の帰宅困難者一時滞在施設をプロットした「一時滞在施設案内地図」を用意しています。</p>
	<p>現在は本事業において定量的な目標設定を行っていないとのことであるが、今後は目標値の設定とその周知を行い、区民の意識向上と訓練への参加促進を図ってはどうか。</p>	<p>従来、各避難所の防災訓練では、地震体験車（起震車）訓練や初期消火訓練など体験型の訓練を実施してきましたが、現在は、避難所開設キットを用いたより実践的な開設訓練を実施しています。開設訓練は各避難所運営管理協議会が実施していますが、実施目的に応じて内容や手法が多岐に渡り、避難所運営管理協議会の実情に応じて、役員のみが参加する訓練や参加規模を縮小して実施するケースも少なくありません。このため、定量的な目標設定には馴染まないと考えていますが、区民の参加を広く募る訓練の実施においては、引き続き参加を促進していきます。</p>

令和7年度の状況（取組別）

取組1	避難所運営管理訓練	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	訓練が形骸化しているため、地域の実情に応じた実効性の高い訓練を実施する必要があります。 学校や地域における防災教育の担い手となる人材が不足しているため、小中学校の児童・生徒と連携した訓練をする必要があります。	避難所運営管理協議会を中心に、地域の実情に応じた実効性の高い訓練を実施するとともに避難所開設キットを活用した避難所開設訓練の実施に向けた働きかけを行います。 小中学校の児童・生徒と連携した避難所防災訓練を実施します。
令和7年度 9月末	実績	
	避難所防災訓練の実施 実施避難所数：8所 避難所開設キットを用いた開設訓練実施避難所数：6所 小中学校の児童・生徒と連携した訓練実施避難所数：4所 参加者数：1,811人	
令和8年度 予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	地域の実情に応じた実効性の高い訓練の実施に向け、引き続き働きかけを行う必要があります。 学校や地域における防災教育の担い手となる人材が不足しているため、小中学校等の児童・生徒と連携した訓練をする必要があります。	避難所運営管理協議会を中心に、地域の実情に応じた実効性の高い訓練や避難所開設キットを活用した避難所開設訓練の実施に向けた働きかけを行います。 地域防災の担い手育成のため、中学校・高校の生徒と連携した避難所防災訓練を引き続き実施します。また、小学校の児童については、保護者向け周知用チラシを配布するなど、訓練参加に向けた働きかけについて検討を行います。
取組2	自主防災訓練	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	防災区民組織やマンション管理組合等における自主防災訓練の実施を促し、共助による防災力向上を図ることが必要です。	防災区民組織やマンション管理組合等における自主防災訓練の実施にあたり、引き続き、資機材の貸出し、職員の派遣、災害補償制度の適用等により自主防災訓練の実施を支援します。
令和7年度 9月末	実績	
	自主防災訓練の支援 自主防災訓練実施組織数：15組織 訓練実施計画の届出があった訓練 資機材貸出件数：6件 職員派遣件数：13件 アルファ化米提供数：35箱（1箱50食） 自主防災訓練参加者数：2,056人	
令和8年度 予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	引き続き、防災区民組織やマンション管理組合等における自主防災訓練の実施を促し、共助による防災力向上を図ることが必要です。	防災区民組織やマンション管理組合等における自主防災訓練の実施にあたり、引き続き、資機材の貸出し、職員の派遣、災害補償制度の適用等により自主防災訓練の実施を支援します。

取組3	総合防災訓練	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	より多くの区民の参加を図るため、実施会場の検討や訓練会場内の各コーナーの配置の工夫が必要です。	様々な地域の町会・自治会・区民が参加しやすくなるよう、戸塚地区周辺の区立小・中学校（新宿西戸山中学校等）での実施を検討します。 区民への防災意識の啓発を図るため、VR防災体験車や消防車等の大型車を訓練会場に誘致します。また、各コーナーの配置についても引き続き検討します。
令和7年度 9月末	実績	
	総合防災訓練の実施内容を検討 実施日時：〔令和7年11月9日（日） 9時30分～12時00分〕 訓練場所：新宿区立新宿西戸山中学校、西戸山小学校グラウンド及び周辺道路 実施概要：区等が推進する防災施策の展示・広報及び関係機関による演習訓練を実施 展示・広報・体験 ・避難所運営における資機材の展示 ・各関係機関の掲示物等による広報、啓発資料等の配布及び関係車両展示 ・各関係機関による体験ブースの実施 防災関係機関訓練（演習） ・合同訓練（初期消火訓練等）の実施	
令和8年度 予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	令和7年度の実施結果を踏まえ、引き続き実施会場の検討や訓練会場内の各コーナーの配置の工夫が必要です。	様々な地域の町会・自治会・区民が参加しやすくなるよう、訓練会場について検討します。 アンケート結果などを踏まえ、より効果的な訓練内容となるよう検討するとともに、参加団体との意見交換の場を充実するなど、連携体制を強化し、地域防災力の向上を図ります。
取組4	起震車による地震動体験	
令和7年度 当初	課題	令和7年度の取組方針
	首都直下地震の切迫性が指摘される中、区民および事業所の防災意識を高めることが必要です。	引き続き、区民および事業所に対し、起震車による地震体験を通じて地震時の適切な行動を体得する機会を提供します。
令和7年度 9月末	実績	
	起震車による訓練等の実施 実施回数：35回 参加人数：2,836名	
令和8年度 予算編成時	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
	首都直下地震の切迫性が指摘される中、区民および事業所の防災意識を高めるためには、定期的に体験をしてもらうことが必要です。	引き続き、区民および事業所に対し、起震車による地震体験を通じて地震時の適切な行動を体得する機会を提供します。

経常事業評価シート

所管部	健康部
所管課	衛生課

基本政策		新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	2	災害に強い体制づくり
経常事業	376	ペット防災対策事業
関係法令	動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例	
関係計画等	新宿区地域防災計画	

事業概要	<p>災害時の避難所において、公衆衛生の観点から人と動物を分離し、被災動物を保護するための普及啓発とあわせて、各避難所への災害用動物用品の配備等を行います。</p>
	<p>1 普及啓発 地域防災協議会や各避難所訓練時に、普及啓発パンフレットを配布し動物救護体制の周知を図ります。また、ペット防災講座（年3回）や、ふれあいフェスタでのブース出展により、区民向けにペット防災の普及啓発を図ります。</p> <p>2 災害用動物用品の配備 東京都獣医師会新宿支部加盟動物病院に、災害時用獣医薬品と動物救護マニュアルを配備しています。</p>

令和6年度の評価（事業全体）

内部評価

評価	適切	改善が必要
令和6年度 当初時点	<p>主な課題</p> <p>災害時にペットを連れての避難が円滑に行えるよう、避難所運営者へのさらなる理解の促進と、ペットを飼っていない方を含めて広く区民への周知啓発が必要です。</p>	<p>令和6年度の取組方針</p> <p>ペットに係る事前の備えや、避難所での過ごし方などについて、さまざまな機会を通じて効果的な普及啓発を図ります。</p>
	実績	
令和6年度 末時点	<p>(1)避難所運営者向け普及啓発 各地区の地域防災協議会を通じて、避難所におけるペット同行避難者への対応などについて周知（令和6年5～7月）</p> <p>(2)区民向け普及啓発 区ホームページ及び広報新宿(9月5日号)にて、ペット防災啓発の記事を掲載 避難所訓練(5か所)に参加し、ペット防災について説明を実施（令和6年9～12月） 総合防災訓練及びふれあいフェスタでのブース出展（令和6年10～11月） ペット防災講座(3回)実施。うち2回は実際に犬を連れた形式で実施</p> <p>(3)災害用動物用品の配備 避難所への動物救護用資材の配備に加え、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、東京都獣医師会新宿支部加盟動物病院(17病院)に獣医薬品を配備</p>	
	評価	
	<p>地域防災協議会では新たに作成した避難所運営者向けの資料を活用し、ペット飼育スペースの設置や、避難所運営者の役割について周知を図りました。</p> <p>区民向けには広報新宿での周知、避難所訓練への参加、講座の実施などさまざまな機会を捉えて広く啓発を行うことができました。</p> <p>以上のことから、適切であると評価します。</p>	
	<p>主な課題</p> <p>講座は実際の避難行動への理解を深めるのに効果的ですが、参加者が比較的関心が高い層に限られるという課題があります。関心が低い層にも広く意識付けを行うための啓発を行う必要があります。</p>	<p>令和7年度の取組方針</p> <p>集客が多いイベントへの出展や、興味を引きやすい展示の実施など、より多くの方にペット防災について知っていただけるよう普及啓発に取り組んでいきます。</p>

事業経費（令和6年度）

予算現額	1,562 千円
事業経費	1,069 千円
一般財源	344 千円
特定財源	725 千円
執行率	68.4 %
備考	【特定財源】 保健医療政策区市町村包括補助事業補助金

外部評価

外部評価意見と区の対応

	適切	改善が必要
評価	<p>本事業は、避難所運営者および区民に対する普及啓発活動を多面的に展開し、災害時のペット同行避難に備えた体制づくりを進めている。パンフレットや講座、イベント出展、広報誌・ホームページでの情報発信に加え、外国人住民への対応として多言語化を進めている点も評価できる。また、獣医師会との連携による動物用品の配備も着実に実施されている。以上のことから、「適切」と評価する。</p>	
	外部評価意見	区の対応
今後の取組の方向性に対する意見	<p>ペット防災の必要性について、ペットを飼っていない人や外国人を含め、広く区民に伝えるため、パンフレットの多言語化だけでなく、SNSや動画などを活用した視覚的で分かりやすい情報発信手段を検討してほしい。また、普及啓発に当たっては啓発の効果を測定するため、定量的な目標を設定して取り組んでほしい。</p>	<p>視覚的でわかりやすい情報発信として、環境省のペット防災動画のリンクを区ホームページに掲載し、周知しています。今後、SNSでの発信や各種イベントでの放映など広く区民にわかりやすい情報発信を行っていきます。 また、令和7年度の区政モニターアンケートにて、ペット防災に関する意識調査を行いました。今後も区政モニターアンケートを活用し、啓発の効果を測るとともに、定量的な目標水準について研究していきます。</p>
	<p>ペット防災に関する啓発は、飼い主のマナー向上を含めて継続的に取り組む必要がある。平時から散歩時の糞尿処理やリードの着用など、基本的な飼育マナーが守られていないケースも見られ、災害時のトラブル防止のためにも日常的なマナー啓発が重要である。</p>	<p>マナー啓発については、飼い主全員に送付する狂犬病予防集合注射の案内に併せて周知を行っています。このほか、広報新宿やパネル展等さまざまな機会を通じて引き続きマナー啓発に努めてまいります。</p>
その他意見・感想	<p>ペット用の避難スペースを設けている避難所において、そのスペースは全て屋外を予定しているとのことだった。ペットを家族同然と考える人は多く、災害という非常時においてペットと離れることにより精神的負荷を感じる人も少なくないと思われる。ペットと離れがたい精神状態にある人と、動物が苦手な人やアレルギーがある人、双方に配慮した避難所環境づくりのため、ペット同室避難や、ペットと一緒に避難できる専用避難所の整備などを検討してほしい。</p>	<p>屋内にペットスペースを設けることについては、避難所運営者に設置の働きかけを行っています。同室避難やペットと一緒に避難できる専用避難所については、専用施設の確保や避難所に同室避難用のスペースを設けることへの避難者の同意などさまざまな課題があるため、他自治体の状況を注視していきます。</p>

令和7年度の状況（事業全体）

	課題	令和7年度の取組方針
令和7年度 当初	講座は実際の避難行動への理解を深めるのに効果的ですが、参加者が比較的関心が高い層に限られるという課題があります。関心が低い層にも広く意識付けを行うための啓発を行う必要があります。	集客が多いイベントへの出展や、興味を引きやすい展示の実施など、より多くの方にペット防災について知っていただけるよう普及啓発に取り組んでいきます。
	実績	
令和7年度 9月末	<p>(1)避難所運営者向け普及啓発 各地区の地域防災協議会を通じて、避難所におけるペット同行避難者への対応などについて周知（令和7年5～7月）</p> <p>(2)区民向け普及啓発 区ホームページ及び広報新宿(9月5日号)にて、ペット防災啓発の記事を掲載 避難所訓練(3か所)に参加し、ペット防災について説明を実施（令和7年7～9月）</p> <p>(3)災害用動物用品の配備 避難所への動物救護用資材の配備に加え、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、東京都獣医師会新宿支部加盟動物病院(17病院)に獣医薬品を配備</p>	
	課題	令和8年度の取組方針（区の総合判断）
令和8年度 予算編成時	動物救護所の立ち上げや管理についての手順を定めた「新宿区学校避難所動物救護マニュアル」の全面改訂を行っており、令和7年度中に策定予定です。新たなマニュアルに沿った避難所運営の周知が課題になります。	地域防災協議会や避難所訓練において、マニュアルに基づいた説明や訓練の実施などを通じ、当該マニュアルの周知をしていきます。